

平成17年度 事業報告書

自 平成17年4月 1日

至 平成18年3月31日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

目 次

独立行政法人製品評価技術基盤機構の概要	3
1．業務概要	3
2．事務所の所在地	4
3．資本金の状況	5
4．役員の状況	5
5．職員の状況	5
6．設立の根拠となる法律名	6
7．主務大臣	6
8．沿革	6
業務の進捗状況	6
1．当該事業年度の業務の実施状況	7
a) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	7
(1) 共同研究等	7
バイオテクノロジー分野	7
化学物質管理分野	9
認定関係業務	9
適合性評価分野	9
人間生活福祉分野	10
その他分野	10
(2) 事務負担の軽減	11
情報化の推進	11
意志決定手続きの簡素化	11
機動的内部組織の構築と人員配置の適正化	11
管理業務の経費削減	12
(3) 広報	13
(4) アウトカム調査	14
(5) 知的財産	15
b) 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成 するために取るべき措置	16
(1) バイオテクノロジー分野	16
生物遺伝資源に係る情報等の提供業務	16
生物遺伝資源に係る情報の高付加価値化業務	27
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する 法律関係業務	31
(2) 化学物質管理分野	31
化学物質総合管理情報の整備提供関係業務	31
化学物質審査規制法関連業務	37
化学物質排出把握管理促進法関連業務	42
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律関係業務	46

(3)適合性評価分野	-----	47
工業標準化法に基づく試験事業者登録関係業及び務（JNL A）及び計量法に基づく校正事業者認定関係業務（JCS S）	-----	47
ダイオキシン類等極微量分析証明事業者等認定関係業務	-----	59
標準物質関係業務	-----	62
製品安全４法で規定された国内（外国）登録検査機関の登録等関係業務	-----	64
特定機器に係る適合性評価の相互承認関係業務	-----	64
工業標準化法で規定された登録認証機関の登録等関係業務	-----	65
工業標準化法（の登録等関係業務及びJNL Aを除く。）家庭用品品質表示法及び計量法（JCS S）を除く。）に基づく立入検査関係業務	-----	65
国際提携関係業務	-----	66
(4)人間生活福祉分野	-----	67
人間特性計測関係業務	-----	67
福祉用具評価関係業務	-----	67
製品安全関係業務	-----	71
鉱山保安法に基づく検定関係業務	-----	78
講習関係業務	-----	78
(5)その他の業務	-----	81
標準化関係業務	-----	81
情報技術（IT）セキュリティ関係業務	-----	90
依頼試験評価業務	-----	92
(6)その他業務運営に関する計画	-----	96
独立行政法人産業技術総合研究所との共同事業	-----	96
試験等の評価結果の信頼性確保	-----	96
人材育成の推進	-----	97
情報セキュリティの確保	-----	98
人事に関する計画	-----	98
c) 予算、収支計画及び資金計画	-----	99
d) その他	-----	99
(1)施設・設備	-----	99
施設の概況	-----	99
施設の整備	-----	100
2. 運営費交付金の交付の状況	-----	100
3. 自己収入の確保の状況	-----	100
4. 借入金の状況	-----	100
5. 財政投融资資金の状況	-----	100
6. 国庫補助金等の交付の状況	-----	100
子会社・関連会社の概況	-----	100

独立行政法人製品評価技術基盤機構 平成 17 年度 事業 報告 書

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下、「機構」という。）は、「経済産業行政に密接不可欠な技術的な評価、分析等を行い、最新の技術情報を国民・産業界に提供する知的基盤機関」を目指し、平成13年4月1日に発足した。

機構は、バイオテクノロジー分野、化学物質管理分野、適合性評価分野、人間生活・福祉分野の4つの分野を中核として、社会・行政ニーズの変化にマッチした事業を展開している。事業の実施に当たっては、独立行政法人通則法第29条に基づき、経済産業省より指示のあった中期目標（平成13年度から平成17年度の5年間）の内容に基づき、同法第30条に基づき中期計画を定め、その達成に向けて努力してきたところである。本事業報告書は、平成17年度における事業実績を報告するものである。

独立行政法人製品評価技術基盤機構の概要

1. 業務概要

(1) 目的

機構は、工業製品等に関する技術上の評価等を行うとともに、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供等を行うことにより、工業製品等の品質の向上、安全性の確保及び取引の円滑化のための技術的な基盤の整備を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。（独立行政法人製品評価技術基盤機構法（以下、「機構法」という。）第1条）

(2) 業務の範囲（機構法第11条）

工業製品その他の物資に関する技術上の評価

工業製品その他の物資に関する試験、分析、検査その他これらに類する事業を行う者の技術的能力その他の当該事業の適正な実施に必要な能力に関する評価

工業製品その他の物資の品質に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供の技術に関する調査及び研究

～ の業務に附帯する業務

工業標準化法（昭和24年法律第185号）第22条第1項（第25条第3項において準用する場合を含む。）第38条第1項及び第52条第1項の規定による立入検査並びに第25条の4第1項第5号、第40条第1項第9号及び第54条第1項第8号の規定による検査

ガス事業法（昭和29年法律第51号）第39条の17第1項第8号の規定による検査並びに第47条第1項及び第3項の規定による立入検査

電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第42条の4第1項第8号の規定による検査又は質問並びに第46条第1項及び第2項の規定による立入検査又は質問

家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）第19条第1項の規定による

立入検査

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第64条第1項第8号の規定による検査又は質問並びに第83条第1項及び第5項の規定による立入検査又は質問

消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）第30条第1項第8号の規定による検査並びに第84条第1項及び第2項の規定による立入検査

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年）法律第117号）第33条第1項から第3項までの規定による立入検査、質問又は収去

計量法（平成4年法律第51号）第148条第1項及び第2項の規定による立入検査（同法第144条第1項に規定する認定事業者に対するものを除く。）

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）第30条第5項の規定による立会い及び第33条第1項の規定による立入検査、質問又は収去

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律（平成13年法律第111号）第37条第4項の規定による立入検査又は質問

遺伝子組換え生物等の使用等の規制等による生物の多様性の確保に関する法律（平成）15年法律第97号）第32条第1項の規定のによる立入り、質問、検査及び収去

2. 事務所の所在地

・東京本所

〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-10

代表番号 03-3481-1921

・バイオテクノロジー本部

〒292-0818 千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8

代表番号 0438-20-5760

・生活・福祉技術センター（大阪）

〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前 4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館

代表番号 06-6942-1112

・生活・福祉技術センター 標準化センター 標準技術課（つくば市）

〒305-0044 茨城県つくば市並木 1-2

代表番号 0298-49-0500

・北海道支所

〒060-0808 北海道札幌市北区北八条 2-1-1 札幌第一合同庁舎

代表番号 011-709-2324

・東北支所

〒983-0833 宮城県仙台市宮城野区東仙台 4-5-18

代表番号 022-256-6423

・北関東支所

- 〒 376-0042 群馬県桐生市堤町 3-7-4
代表番号 0277-22-5471
- ・ 中部支所
〒 460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館
代表番号 052-951-1931
- ・ 北陸支所
〒 920-0024 石川県金沢市西念 3-4-1 金沢駅西合同庁舎
代表番号 076-231-0435
- ・ 中国支所
〒 730-0012 広島県広島市中区八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 3 号館
代表番号 082-211-0411
- ・ 四国支所
〒 760-0023 香川県高松市寿町 1-3-2 高松第一生命ビルディング 5 F
代表番号 087-851-3961
- ・ 九州支所
〒 815-0032 福岡県福岡市南区塩原 2-1-28
代表番号 092-551-1315

3. 資本金の状況

機構の資本金は平成 17 年度末で 190 億 7236 万 2650 円となっている。

4. 役員の状況

定数：5 人（理事長 1、理事 2、監事 2）

機構法第 7 条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事 2 人を置く。

2 機構に、役員として、理事 2 人以内を置くことができる。

（平成 18 年 3 月 31 日現在）

役 職	氏 名	任 期	主 要 経 歴
理事長	御園生誠	2 年	工学院大学工学部環境化学工学科 教授 日本学会議会員
理 事	野中哲昌	2 年	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油精 製備蓄課長
理 事	所村利男	2 年	製品評価技術基盤機構 企画管理部次長
監 事 (非常勤)	荻布真十郎	2 年	通商産業省大臣官房付（平成 8 年 8 月退職） （現：財団法人素形材センター専務理事）
監 事 (非常勤)	前川美之	2 年	三菱化学株式会社 代表取締役 兼 専務執行役員 技術・生産センター長 （現：株式会社三菱ケミカルホールディングス 取締役 兼 三菱化学株式会社 取締役）

5. 職員の状況

機構の平成16年度末常勤職員数は434名、平成17年度は、業務遂行に最適な組織を構築するため、鉦山坑内用品の検定業務廃止に伴う業務見直し、リスク評価に係る部署を設置するなどの化学物質管理部門の本部機能充実等、組織見直しを行った。なお、任期付研究員を除いた一般職員数の対前年増減比は1.01%である。

	平成17年3月末	平成18年3月末
常勤職員	434名	427名
うち任期付研究員	21名	19名
非常勤職員	137名	121名
うち研究・技術専門家	30名	53名
技術員等	107名	68名

6. 設立の根拠となる法律名

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成11年法律第204号）

7. 主務大臣

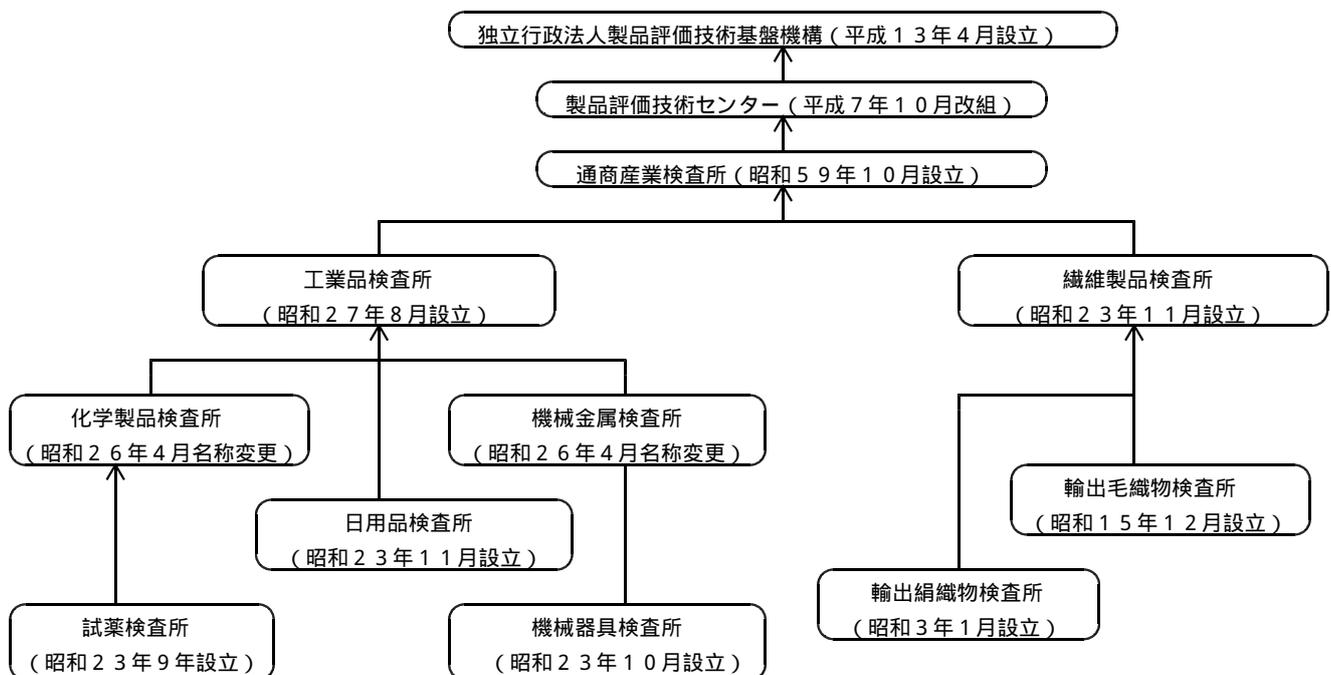
経済産業大臣

8. 沿革

- 平成13年4月 独立行政法人製品評価技術基盤機構設立

（備考）

独立行政法人製品評価技術基盤機構の前身は次の図のとおり。



・業務の進捗状況

1. 当該事業年度の業務の実施状況

a) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

期初において実施している業務の効率化を図るため、可能な限り配置転換による人員の充当、外部人材の活用に努めたことなどにより、平成13年度から実施している業務について、目標を上回る約1.1%の効率化を達成した。

(1) 共同研究等

バイオテクノロジー分野

【生物遺伝資源の収集、保存、提供に関する共同研究等】

以下の事業について共同研究等を実施している。

- ・ 遺伝子組換え体の産業利用におけるリスク管理に関する研究プロジェクト：
(財)バイオインダストリー協会(JBA)
- ・ ゲノム情報に基づいた未知微生物遺伝資源ライブラリーの構築プロジェクト：
アステラス製薬(株)、味の素(株)、メルシャン(株)、環境エンジニアリング(株)
- ・ メタン発酵を行う複合微生物集団(汚泥)の保存技術開発：東京大学、鹿島建設(株)
- ・ JICA バイオインダストリー集団コース：(財)バイオインダストリー協会に協力し研修を受け入れ
- ・ バクテリアの相同組換え関連タンパク質を利用した遺伝子探索技術の開発：
(株)アイシン・コスモス研究所
- ・ ゲノム情報及び最新型質量分析器を活用した酸化反応触媒活性タンパク質の探索を中心にした機能未知遺伝子の解析技術の開発：早稲田大学
- ・ 細菌の分離、分類及び同定に関する研究：東京大学
- ・ NITE 保有生物遺伝資源の産業利用の可能性に関する共同研究：大量提供を希望した国内7者
- ・ 生物遺伝資源の有用機能解析に係る研究：日本医科大学
- ・ 微生物保存法開発(大量ハンドリングに適したL-乾燥法の開発)業務：(株)海洋バイオテクノロジー研究所
- ・ 石油の国際輸送における海洋汚染対策調査：(株)海洋バイオテクノロジー研究所
- ・ 「石油関連施設に係る調査」のうち「腐食試験の基礎調査」：新日本製鐵(株)

また、以下の海外機関と共同研究を実施し、協力関係を構築している。

- ・ インドネシア科学研究所(LIPI)
- ・ パテイン大学(PU)
- ・ ベトナム国立大学ハノイ校(VNUH)
- ・ タイ BIOTEC(National Center for Genetic Engineering and Biotechnology)
- ・ 中国科学院微生物研究所(IM)

【生物遺伝資源の高付加価値化に関する共同研究等】

以下の事業について共同研究を実施している。

(ゲノム解析)

- ・ 麹菌：(財)日本醸造協会を中心としたコンソーシアム^(*)
- ・ プレビバチルス属細菌：東京農業大学等
- ・ 磁性細菌：東京農工大学
- ・ ジェマティモナス菌：(独)産業技術総合研究所
- ・ 生物機能活用型循環産業創造プログラム(グリーンバイオプログラム)(ロドコッカス属細菌、コクリア属細菌)：(財)バイオインダストリー協会(JBA)
- ・ アナエロリニア属細菌(嫌気性糸状細菌)：(独)産業技術総合研究所
- ・ アシディフィリウム属細菌(好酸性細菌)：早稲田大学
- ・ 清酒酵母きょうかい7号株：(独)酒類総合研究所

共同研究分担；

NITE：全塩基配列の決定等

民間企業等各試験研究機関：遺伝子の機能解析

- ・ 微生物酵素触媒を用いた不斉分子製造技術開発の研究：(株)日本触媒、京都大学(17年9月に終了)
- ・ 生物学的手法を利用する光学活性非天然型アミノ酸およびビドロキシカルボン酸の合成ライブラリー構築法の研究：早稲田大学、チッソ(株)他4機関(17年9月に終了)
- ・ RITE バイオプロセスによる高効率化学品製造に資する基盤技術要素開発の研究：(財)地球環境産業技術研究機構、日本化薬(株)(18年2月に終了)
- ・ 遺伝子パターン化技術を応用した微生物の遺伝子レベルでの品質管理及び安定供給に資する迅速スクリーニング用基盤データベースの作成と基幹検索ソフトウェアの開発研究：ヤマト科学(株)、(株)アドジーン

(*1)(財)日本醸造協会を代表に次の機関が参画。

- ・ 企業8社：協和発酵工業、大関、月桂冠、キッコーマン、ヒゲタ醤油、アクシオヘリックス、天野エンザイム、インテックウェブアンドゲノム
- ・ 大学4大学：東北大学、東京大学、東京農工大学、名古屋大学
- ・ 研究機関3機関：酒類総合研究所、食品総合研究所、産業技術総合研究所
- ・ 生物遺伝資源の産業利用促進事業

【その他外部機関との連携等に関する実績】

- ・ 国内で保有されている生物遺伝資源の有効利用を図るため、利用者が検索しやすいバーチャル統合カタログの作成を目指し、NITEが主導で日本微生物資源学会内に委員会を設置した。本年度はデータ提供された機関のデータを基にプロトタイプの作成を実施した。
- ・ ゲノム解析部門におけるアノテーション実施体制の整備のため、17年6月

- 18年3月にスイスの SWISS PROT へ職員1名を在外研究員として派遣し、技術の習得、情報の交換を行っている。
 - ・糸状菌3菌に関する情報を共有し、3菌同時の論文発表を目指す国際糸状菌ゲノムコンソーシアム⁽²⁾に昨年度に引き続き参加した。なお、12月に世界有数の科学専門誌 Nature に3菌の論文が同時に掲載された。
 - ・海外機関⁽³⁾で新たに解析が進んだ糸状菌に関する情報を共有し、NITE で解析した麹菌の高付加価値化に資するために、情報共有等に関する同意書を締結した。
- (*2) (財)日本醸造協会を中心としたコンソーシアム及び NITE、The Institute for Genome Research(TIGR:米)、Whitehead Institute of Biomedical Research (米) が参画するコンソーシアム。
- (*3) The Institute for Genome Research (TIGR:米)、North Carolina State University (ノースカロライナ州立大学:米)、Southern Regional Research Center (米 国農務省南部研究所:米)

化学物質管理分野

- ・化学物質のリスク評価及びリスク評価手法の開発業務においては、独立行政法人産業技術総合研究所及び財団法人化学物質評価研究機構との連携の下、初期リスク評価及び詳細リスク評価を実施しており、三者の十分な連携により円滑に業務を遂行するため、共同研究体を構成し業務の促進と効率化を図った。
- ・既存化学物質安全性点検事業の加速化業務においては、化学物質の加水分解性の予測システムの開発を実施しており、本業務のうち、化学物質の加水分解における実験データ等の収集、反応解析及び加水分解の判定基準については、従来から分子軌道法による反応解析を行っている国立大学法人山口大学工学部と共同研究を行い、両者の十分な連携により業務の促進と効率化を図った。

認定関係業務

- ・認定業務における外部審査員等の活用
外部機関等の専門家については、以下のとおり審査員、技術アドバイザーとして活用している。
17年度は、JNL A、JCSS、MLAP及びASNITEの合計で、審査243件中176件(外部審査員等数214名)、定期検査等76件中16件(外部審査員等数17名)、合計319件中192件(869名中231名)に外部審査員等を活用し、効率的な審査等の実施に努めた。
- ・外部審査員の非常勤職員化に向けた準備
増加する審査・検査業務を適切かつ効率的に実施するため、来年度からの外部審査員等の非常勤職員化に向けた関連機関との調整、技術アドバイザーを対象とした審査員養成研修の実施、内部規程類の準備を行った。

適合性評価分野

計量標準物質業務について独立行政法人産業技術総合研究所と連携して業務

を行った。

人間生活福祉分野

製品安全関係業務

- ・製品安全関係業務における外部機関との17年度の主な協力・連携は以下のとおりである。

	消費生活センター、消防等との会議	消費生活センター、消防等へのテスト技術支援	商品テスト機関ブロック会議	成果発表会	原因究明機関ネットワークとの会議
17年度	86回	273回	6回	2回	1回
16年度	86回	305回	6回	2回	1回
15年度	91回	161回	6回	1回	1回
14年度	97回	91回	6回	1回	1回

- ・全国を6ブロックに分け、各支所等と各地域の消費生活センター等とのブロック連絡会議を開催した。50機関の消費生活センターから62名が参加し、商品テスト技術情報の提供及び意見交換を行い、商品テスト及び事故情報の収集・調査における地域での連携の強化を図った。
- ・成果発表会を東京、大阪の2会場で実施した結果、279名の参加者があった。
- ・平成17年度の原因究明機関ネットワーク会議^注において原因究明能力を有する機関の活動報告、裁判外紛争処理機関（PLセンター）等と連携、事故情報、技術情報等の提供、意見交換を行った。

（注）原因究明機関ネットワークとは、経済産業省へ任意に登録された製品関連事故の原因究明能力を有する機関の集まり。NITEは、このネットワークを運営・管理する協議会の事務局を担い、ネットワーク機関に対し技術情報等の提供を行っている。

その他分野

標準化関係業務

独立行政法人産業技術総合研究所と役割分担を行い調査研究を行う共同事業契約を締結することによって、同研究所との共同利用施設である「くらしとJISセンター」を活用し、庁舎維持費の節減を図った。また、外部機関との協力・連携を実施、外部研究者を活用し業務の促進を図った。

- ・生体親和性インプラント材料のテクノロジーアセスメント技術の開発（産総研との共同、企業、京都大学等と協力・連携）
- ・金属系生体材料の切り欠き感受性評価方法の標準化（産総研との共同）
- ・視覚障害者誘導用ブロック等の視認性評価方法の標準化（同上）
- ・高齢者・障害者配慮規格策定のための技術情報の標準化（同上）

- ・歩行補助具用先ゴムの要求事項及び試験方法の標準化（国際医療福祉大学と協力）

(2)事務負担の軽減

情報化の推進

- ・文書管理システム

文書管理システムに起案用紙の作成機能等を付加する改善を実施した。

- ・「NITE-LAN システム」のトラブル対応、安定稼働のため、システムエンジニア 2 名の常駐体制を維持し運用した。また、本所 - 支所（バイオ本部（木更津）を含む）間の広域ネットワーク回線を見直し、回線事業者を変更して通信回線費用を年間約 2,860 万円を節減した（前年度比約 70%減）。更に、四国支所のファイルサーバを廃止して中国支所ファイルサーバに統合し、四国支所職員のサーバ管理業務を廃止した。

利用者からの問い合わせ等（900 件：3 月末見込み。前年度並）に対しては、ヘルプデスクによりその約 95%を問い合わせ当日中に対応完了した。

意思決定手続きの簡素化

各業務部門の長へ委譲した権限と意思決定の簡素化の効果についてフォローアップを行った。

また、上記フォローアップ結果を踏まえるとともに、第二期中期目標期間の一般管理費削減（毎年 3%）、人件費削減（第二期中で 5%）の対応を図りつつ、機構事業の拡大に対応するため、意思決定プロセスの改革及び各業務部門の権限委譲の拡大を検討し、平成 18 年度当初から実行できるよう所要の措置を行った。

機動的内部組織の構築と人員配置の適正化

第二期中期目標期間の一般管理費削減（毎年 3%）、人件費削減（第二期中で 5%）等を図りつつ、業務の効率化を図るため、企画管理業務の機能強化と効率化の両立、管理業務の効率化を図るため、企画管理部の組織、機能の再検討を行った。これにより、第二期に向けて以下の方針を決定した。

- ・NITE 全体の運営方針の提示と迅速な意思決定機能を構築するため、理事長、理事、各部センター所長、次長等により構成される運営会議（仮称）の設置を決定。
- ・意思決定プロセスへの各部門の中堅層の職員を参画させるため、企画委員会（仮称）の設置を決定。
- ・企画委員会の運営と、運営会議の事務局として機能する、少数精鋭による企画業務を遂行。
- ・責任と役割の明確化と提携業務のアウトソースによる管理機能の強化・効率化。
- ・CIO 補佐官を設置。NITE のスポークスマンとしての機能を持った広報、組織リスク・セキュリティー対策、情報システムと業務の最適化の統括責任者を配置することで、機能強化を図る。

また、今後の業務拡大に対応するため、認定業務における外部審査員の活用拡大に必要な措置を検討すると共に、事故情報収集・原因究明業務における外部人

材把握の作業を進めた。

・外部試験機関（者）の活用・アウトソーシングの推進

限られた人的資源で拡大する業務への対応が必要なため、積極的に民間委託、外部機関の活用等、アウトソーシングを検討・推進した。平成17年度は、以下の業務のアウトソーシングを検討実施した。

ア．化管法に基づく届出の受付から形式チェックまでの電子化による一括管理を目指した形式チェック業務。

イ．各種認定業務における技能試験の分野横断的なアウトソーシングを目指し、JNL Aにあっては外部試験機関が実施する技能試験2プログラム（繊維分野、土木・建築分野）を承認・活用した。

ウ．各種品質テストについて外部試験機関の活用を推進（平成16年度11件、15年度は6件）。

・認定業務における外部審査員等の活用

外部機関等の専門家については、以下のとおり審査員、技術アドバイザーとして活用している。

17年度は、JNL A、JCSS、MLAP及びASNITEの合計で、審査241件中176件（外部審査員等数214名）、定期検査等76件中16件（外部審査員等数17名）、合計317件中192件（861名中231名）に外部審査員等を活用し、効率的な審査等の実施に努めた。（再掲）

・外部審査員等の非常勤職員化に向けた準備

増加する審査・検査業務を適切かつ効率的に実施するため、来年度からの外部審査員等の非常勤職員化に向けた関連機関との調整、技術アドバイザーを対象とした審査員養成研修の実施、内部規程類の準備を行った。（再掲）

・製品安全関係業務高度化のための外部人材の活用

高度な事故調査、原因究明・再発防止措置の評価・事故動向の分析を効率的に行うために、企業技術者OB、公設試OB等について全国調査を行い人材バンクの構築に着手。（再掲）

・講習業務における外部人材の活用

講師及び会場責任者の特に緊急手配時等における未手配等の事故等を防止するため、講師及び会場責任者の役務を一体化して外部の者に請け負わすこととした。この結果、事故防止の他、これらの者に対する謝金、旅費等の支払い事務処理についても請負事業者の業務となる等、一括アウトソーシングの推進を図ることができた。（再掲）

管理業務の経費削減

日々の定型的な業務について、徹底的な見直しを推進し、経費及び作業時間の削減に務めた。

<見直しの事例>

・NITE - LANにおける本所（東京） - 支所間の回線を見直し、回線使用料を前年度の約70%（約2,860万円）の削減を行った。

・携帯電話について使用実績を調査し、使用実績に即した料金体系を適用した。

- ・ N I T E ニュースの送付方法を郵便から宅急便に変更した。
- ・ 消耗品の調達について、従来の方法に加え、W e b 調達を採用することにより、伝票集計等の自動作成ができるようになり、職員の労力を軽減させた。また、このW e b 調達がグリーン購入方に対応しているため、環境章への報告資料も自動で作成が可能となり、消耗品調達にかける職員の労力を大きく軽減させることができた。

(3) 広報

(ア) 主な発表会、展示会での広報活動

- | | |
|-------------|---|
| バイオテクノロジー分野 | 「微生物資源の産業利用」シンポジウムを共催
バイオジャパン 2005 に出展
成果報告会 |
| 化学物質管理分野 | 中小企業展 2005 in Tokyo に出展
中小企業総合展 in Kansai に出展
化学物質管理フォーラム |
| 適合性評価分野 | 2005 分析展（化学センターと合同出展）
計測展 2005（事業者と協力してスタンプラリーを実施） |
| 人間生活福祉分野 | 国際福祉機器展に出展
成果報告会（東京・大阪） |

各分野の展示会等に参加して、N I T E 全体の業務紹介等を実施した（計 1 0 回）。また、化学センターと認定センターの合同出展を働きかけ、2005 分析展で実現。

(イ) ホームページによる情報発信

人間生活福祉分野では、製品安全に関するメールマガジン（PS マガジン）を、化学物質管理分野では化学物質管理に関する情報配信（CMC ニュースレター）を発行。

また、外部への情報発信として重要なホームページをホームページモニター等の意見を参考にして改良した。字を大きくし、機関誌・メルマガの入口をわかりやすくし、キッズページをリニューアルするなどの改良を実施。その結果、アクセス件数は、1370 万件となり、前年度比 3 2 % の増加。

(ウ) 新しいパンフレット・機関誌・冊子の発行

一般周知用パンフレット、化学物質管理センターパンフレット、生活・福祉技術センターパンフレット、生活安全ジャーナル、誤使用防止ハンドブック（消費者用、事業者用）

(エ) マスコミを通じた積極的な情報発信

経済産業記者会、ペンクラブへの投げ込みのほか、一般紙の記者に対する F A X、電話による働きかけを行い、地方紙、専門紙にも適宜リリース文を郵送。その結果、掲載件数は 269 件となり、前年度比 28 % の増加。

また、月刊消費者に N I T E の業務紹介記事を平成 1 7 年 1 1 月号から毎月掲載。

(オ)関係機関に対する積極的な広報活動

バイオテクノロジー本部は、全国のバイオクラスター、大学等約40機関に向いて情報交換、説明会等を行った。化学物質管理センターでは、国際会議、国際シンポジウム等において、パンフレットを配付したほか、地方自治体等への講演会を実施。認定センターでは、改正計量法関係の説明会、講演会を8回実施(うち関係工業会との共催3回)したほか、JCS関係の説明会・講演会等を実施。

(カ)広報展示スペースの開設

NITEの業務全体を理解してもらい、NITEの支持者・支援者の拡大を図るため、本所1階に広報展示スペース(NITEスクエア/ウェルフェアゾーン)を開設した。

(キ)業界団体との合同説明会の実施

生活・福祉技術センターでは、製品事故の防止のため、「消費生活用製品の誤使用事故防止ハンドブック」の消費者向け説明会を関係団体である(社)日本ガス石油機器工業会と合同で10回実施し、参加者から好評であった。

(ク)第2期中期計画の開始に向けて、NITEの目指す方向を明らかにし、職員の意識を一つにまとめるため、CI開発を行った。職員や関係者へのインタビュー、アンケート調査を行い、NITEの期待される役割等について総合的に検討を行った結果、基本理念を「信頼できる技術と情報をもとに、くらしの安全・安心に貢献します」とした。さらに基本理念に基づき、スローガン、ロゴタイプを作成した。

(4)アウトカム調査

- ・「必ずしも経済活動に直接的に働きかけるものではないが、経済活動を支える技術的な基盤を担う」という役割をもつNITEの業務の成果を適正に評価するための方法について、代表的な業務のかたまりごとの手法のアウトラインを取りまとめた。
- ・取りまとめた指標について定点観測によりフォローしアウトカムを意識した業務運営に役立てるため、職員に対するアウトカム勉強会を開催。
- ・NITE委託調査の成果の今後の活用

委託調査の成果：

1) NITEの代表的な業務ごとのアウトカムの調査手法(指標の導出方法)の整理

- ・顧客に広く利用度、期待する業務成果等をアンケート

顧客リスト、アンケート項目

- ・専門分野のオピニオンリーダーに対し、NITE業務の意義をヒアリング
オピニオンリーダーのリスト、ヒアリング項目

- ・アンケート及び統計等のデータを用いた経済効果(コストベネフィット)を算出

必要なデータ項目、計算式

2) 定点観測すべき指標とその観測間隔の整理

成果の活用

- ・整理された指標と調査により、重要な顧客ニーズが掌握できる。
- ・専門分野におけるオピニオンリーダーのN I T E への理解を広める。
- ・顧客ニーズ、指標の変化に応じた業務改善を図る。
= 顧客とのコミュニケーション業務改善の活動を捉える。
- ・導出した指標を用いたN I T E 業務の成果の国民への説明に資する。

(5) 知的財産

N I T E の業務遂行の過程で産出される知的財産を最大限に有効活用し、産業の発展に寄与するためのN I T E 知的財産ポリシーを具体化して昨年策定した管理運営に係る規程類に基づき、知的財産の適切な管理・審査を実施し、各段階での内部処理手続きフローを提示することで業務の円滑化を図った。

また昨年・一昨年に引き続き、職員に対し、知的財産に係る契約書作成にかかる法律上の基礎知識を実際のケース・スタディに当てはめて習得する顧問弁護士による研修を行うことで、基礎能力の向上を図り、更に法務・知財室員による内部関連規程類の説明研修を行うことで、知的財産の管理運営に対するマインドの向上を図った。

さらに、内部イントラ(掲示板) で知的財産に関する内外の情報を職員に提供し、業務の効率を図った。

- ・特許出願、審査請求及び特許取得状況

	出願件数	審査請求件数	特許件数
17年度	11件(国内) 0件(国際)	12件(国内) 0件(国際)	0件(国内) 0件(国際)
16年度	5件(国内) 2件(国際)(うちPCT1件)	2件(国内) 3件(国際)	0件(国内) 0件(国際)
15年度	4件(国内) 1件(国際)(うちPCT1件)	0件(国内) 1件(国際)	0件(国内) 0件(国際)
14年度	13件(国内) 8件(国際)(うちPCT3件)	0件(国内) 1件(国際)	0件(国内) 0件(国際)
13年度	5件(国内) 0件(国際)	0件(国内) 0件(国際)	0件(国内) 0件(国際)
合計	38件(国内) 11件(国際)(うちPCT4件)	14件(国内) 5件(国際)	0件(国内) 0件(国際)

PCT 出願・・・特許協力条約 (Patent Cooperation Treaty) に基づく出願。

1つの国際出願によって複数の国に動じ出願したのと同様の効果を生じさせるもの。国を指定し、日本特許庁に日本語で出願。

b) 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置

(1) バイオテクノロジー分野

生物遺伝資源に係る情報等の提供業務

生物遺伝資源の収集実績

17年度は、目標数を上回る合計 22,451 の生物遺伝資源を収集・保存している。これらの中には、未知微 PJ (後述) 及びタイの株やインドネシア等で収集した株など、特色ある微生物が多く含まれている。

	微生物	微生物 DNAクローン	合計	累計
17年度実績 (当初計画)	7,699 (約 4,500)	14,752 (約 13,000)	22,451 (約 17,500)	78,576
16年度実績 (当初計画)	4,040 (約 3,500)	12,326 (約 7,500)	16,366 (約 11,000)	56,125
15年度実績 (当初計画)	5,810 (約 1,500)	5,574 (約 5,600)	11,384 (約 7,100)	39,759
14年度実績 (当初計画)	16,002 (約 15,000)	10,174 (約 10,000)	26,176 (約 25,000)	28,375
13年度実績 (当初計画)	2,199 (約 960)	0	2,199 (約 960)	2,199
累計	35,750	42,826	78,576	

【委託事業及びアジア諸国との協力による収集実績】：上記収集実績の内数

(ア)「ゲノム情報に基づいた未知微生物遺伝資源ライブラリーの構築プロジェクト (未知微 PJ)」(NEDO からの受託：14～19年度)

未知微 PJ の一環として、国内外における未知微生物の採取を実施した。極限環境から種々の分離法を用いて、これまで約 5,000 株を分離し、系統解析を実施。その結果、未知微生物とされたものが 859 株あった。また、昨年度開発した機能性タンパク質を用いた系統解析を枯草菌 (*Bacillus subtilis*) について行い、亜種レベルまで迅速に識別することができたのを始め、同様の系統解析を放線菌 (*Streptomyces* 属) についても行い、設計した実験系で解析できることを確認した。

また、16年度までに導入していた、「配列決定・系統解析支援システム (SDSS・PASS)」について改良を加え、より使いやすいシステムとした。さらに、SDSS・PASS と連携した新たな「16SrDNA 配列のデータベース」を 17年度に開発・導入したことにより、生菌の分離・同定作業の迅速化を確認した。

(4) 「微生物を利用した石油の環境安全対策に関する調査」(NEDO からの受託：17～20年度)

- ・石油の国際輸送における海洋汚染対策

GC-MS を用いた原油中の半揮発性有機化合物の検出を行い、分析条件を設定した。また、インドネシアの海水由来の石油分解菌を単離するため原油を炭素源として、バッチ集積培養を行い菌を単離中。

- ・石油関連施設微生物腐食対策

石油タンク内からサンプリングしたスラッジから鉄片を激しく腐食させる硫酸還元菌、メタン生成菌の集積培養に成功。現在、それらの鉄に対する腐食能力を評価中。

【東北支所でのバックアップ】

17年度新たに収集した微生物株等を18年3月に東北支所に移送し、保管管理を行った。

【特許微生物の寄託等業務の実施】

特許微生物145件(昨年49件増)を受領し、広報活動を通じての新規顧客の獲得(25者、65件)、リピート顧客の定着(21者、80件)、東北支所でのバックアップの開始など特許微生物寄託等事業を確実に実施した。

昨年度に引き続きパンフレット等の配付、企業等を訪問しての出張説明、ホームページの充実など積極的な広報活動を展開した。特許微生物寄託センターの顧客は大学や中小企業が多いことから、今年度は特に大学発ベンチャーを念頭におき大学等への広報を重視した。これらの広報活動が新規顧客の開拓に結びついている。

平成16年度に受託した特許微生物92件のバックアップを平成17年5月から東北支所で開始した(昨年度受領した96件のうち、生存試験の結果受託拒否した3件及び5月時点で未受託の1件を除く)。

(受領件数)

	1/4 半期	2/4 半期	3/4 半期	4/4 半期	合 計
17 年度	17(8)	37(2)	21(3)	70(16)	145(29)
16 年度	4(0)	20(1)	35(3)	37(5)	96(9)

注1:()内の数字は国際寄託件数で受領件数の内数

注2:17年度の国際寄託件数には国内寄託からの移管9件を含む

注3:生存試験の結果受託拒否をしたのは16年度3件、17年度11件

(保管数)

国内寄託	国際寄託	合 計
168	37	205

注:16年度受託したものの内3件取り下げ、今年度受領の内未受託は19件

【その他の実績】

(ア)学会等における外部発表実績（論文発表、学会発表）

NITE が保有する生物遺伝資源に関する情報の提供を目的として、保存微生物株及び収集微生物株を用いての機能解析、分類学的研究等の成果を中心に、学会や学会誌等において外部発表を行った。

実績の主な内容

論文発表：計 8 件

- ・ International Journal of Systematic and Evolutionary Microbiology (英国)
： 3 件掲載、 2 件投稿
- ・ The Journal of General and Applied Microbiology (日本) : 3 件投稿
- その他の紙上発表：計 10 件
- ・ 自然教育園報告： 1 件
- ・ 日本微生物資源学会誌： 5 件
- ・ 温故知新： 1 件
- ・ バイオサイエンスとインダストリー： 2 件
- ・ 防菌防黴（日本防菌防黴学会会誌）： 1 件（投稿中）
- 学会・講演会等での発表：計40件
- ・ 日本菌学会： 3 件
- ・ 日本知財学会年次学術研究発表会： 1 件
- ・ 日本微生物資源学会： 6 件
- ・ 日米菌学会合同大会： 8 件
- ・ 9th National Congress of Indonesian Society for Microbiology and 3rd Asian Conference for Lactic Acid Bacteria： 2 件
- ・ 放線菌学会大会： 3 件
- ・ 真菌若手研究会： 1 件
- ・ Australian Society for Microbiology 2005 Annual Conference： 1 件
- ・ International Symposium for KACC 10th Anniversary： 1 件
- ・ Enzyme Engineering： 1 件
- ・ 微生物生態若手研究会： 1 件
- ・ 日本微生物生態学会： 2 件
- ・ 21 世紀 COE「実践的ナノ科学」国際シンポジウム： 1 件
- ・ 日本生物工学会： 4 件
- ・ 日本微生物系統分類研究会： 2 件
- ・ International Symposium on Extremophiles and Their Applications： 1 件
- ・ NEDO 委託「ゲノム情報に基づいた未知微生物遺伝資源ライブラリーの構築」事業国際ワークショップ： 2 件
- ・ 日本農芸化学会： 2 件

(イ)広報活動の実績

- ・17年10月7日に都内で成果報告会を開催。国内の微生物資源機関、大学、企業等の有識者を招き、バイオテクノロジー本部の業務報告等を行った。
- ・17年9月7日～9日に横浜で開催されたバイオジャパン 2005へ出展し、国内のバイオ関連機関（主に企業）を対象として、バイオテクノロジー本部の業務説明を行うとともに、パンフレット等を配布した。
- ・全国の各経済産業局及び関連の公設試、企業、バイオクラスター等の地域のコアとなる機関を訪問し、NITE バイオテクノロジー本部の業務を紹介するとともに、NITE とのネットワーク構築に向けて協力を要請し、NITE の保有するシーズの積極的活用を呼びかけた。訪問先は、47 機関（団体、法人）。
- ・新聞等のメディアに対して、積極的にプレスリリースを出すなど情報提供を行い、多くの媒体で NITE の成果が取り上げられた。

各種媒体で取り上げられた NITE の実績に関する記事等

- ・日本経済新聞 4件
- ・読売新聞 2件
- ・朝日新聞 1件
- ・毎日新聞 2件
- ・産経新聞 1件
- ・日経産業新聞 3件
- ・化学工業日報 2件
- ・日刊工業新聞 3件
- ・千葉日報 2件
- ・北海道新聞 1件
- ・フジサンケイビジネスアイ 1件
- ・NHK ニュース「おはよう日本」 2件
- ・NHK ラジオ「今日も元気でわくわくラジオ」 1件

このほかに、インターネットによる記事も多数掲載

(ウ)生物遺伝資源の品質管理・向上

保存株の rDNA 解析を実施し、1,691 件のデータを HP で公開した。このデータは微生物株の系統解析に利用できるもので、企業等においてはスクリーニング等で使用した微生物株の分類学上の位置付けを知るためのツールとすることにより、より有用な微生物を選択する一助となる。このデータ公開は今後も実施していく。

(I)ヒト cDNA クローンの保存及び分譲

国家プロジェクトであるヒトゲノム多様性解析プロジェクトの「完全長 cDNA 構造解析事業（事業年度：11～13年度）」から得られたヒト cDNA クローン（30,876 クローン）の寄託を受け、17年度は、124 件、173 クローンの分譲を行った。

(2)アジア諸国との協力体制

(ア)インドネシア共和国との協力体制

【微生物探索】

- ・ 15 年度のジャワ島（NITE に 1,000 株を移転）及び 16 年度のジャワ島及びスマトラ島（1,000 株を移転）での採集に引き続き、17 年度は 8 月から 10 月にかけてウォーレス線（ 1 ）東側のチモール島及びスラウェシ島で採集を実施した。分離した微生物から 2,124 株の微生物を選択し、インドネシアから NITE へ移転した。これらの株については NITE において解析を実施し、2,069 株を保存した（16 年度に移転した株のうち解析が完了していなかった 92 株と併せて 2,161 株を 17 年度に保存）。
- ・ 今年度、これまでの二年間に比べて 2 倍以上の数の菌株を移転できたのは、インドネシア側と今年度の研究計画を議論する過程で、従来のインドネシアから NITE に移転できる菌株の上限（1,000 株）を廃止し、状況に応じて移転できる数を両者の合意によって決められるようにしたためであり、このことは、この共同研究が始まって 3 年を経過し、双方に強い信頼関係が樹立できたこと、ならびに NITE による技術移転の結果、インドネシア側の分離技術が向上し、効率的に分離等を行えるようになったことが大きな要因である。

【ワークショップ】

- ・ インドネシア側の能力構築の一環として、15 年度の「菌類の採集と分離」「菌類の同定法」、16 年度の「放線菌の分離法と同定法」「放線菌による抗菌スクリーニング」に引き続き、17 年度は 10 月に「微生物の保存法」のワークショップをインドネシアで開催した。大学や各種研究機関から約 50 名が参加し、好評を博した。

【研究者の招へい】

- ・ 6 月から 8 月にかけて 3 名の研究者をインドネシアから NITE へ招へいし、電子顕微鏡の観察技法、化学分類等の技術を教授するとともに、日本へ移転した微生物の分類学的解析を共同で実施した。また、1 月から 3 月にかけて 2 名の研究者を招へいし、17 年度に移転した分離株の分子系統解析を共同で実施した。

【成果報告会】

- ・ 12 月にジャカルタにおいて本年度の成果を報告した。会議には、科学技術省の副大臣も出席し、本プロジェクトがインドネシアにおいて高く評価されていることが発言された。
- ・ また、本プロジェクトが今年度で終了を迎えるに当たり、両者は本プロジェクトを 3 年間さらに継続することで基本合意に達した。13 年度に締結した包括的覚書（MOU）及び 14 年度に締結した共同事業契約書（PA-1）を基本とした新 MOU 及び新 PA-1 の内容の詳細に関して協議し、18 年 3 月に締結した。

【外部への成果発表】

- ・ 8 月にインドネシア・バリで開催されたインドネシア微生物学会年次大会で本プロジェクトのシンポジウムが企画され、NITE から 2 名が、インドネシア側から 3 名がそれぞれプロジェクトの成果を発表した。また、日本医真菌学会及び日米合同菌学会において本成果の一部を発表。
- ・ さらに、インドネシア・チビノンで分離した *Bloximia* の新種記載論文を

Mycoscience に投稿した。

【企業への提供】

- ・16 年度に引き続いて「NITE 保有生物遺伝資源の産業利用の可能性に関する共同事業」の公募を実施した。その結果、医薬企業 1 社から 16 年度に収集した株の利用の申請があり、917 株を提供した。
- ・また、16年度に提供した株（970 株）について提供先の企業 2 社から利用継続の申し出があり、利用期間延長の手続きを行った。

【石油分解プロジェクト PA-2（再掲）】

- ・「微生物を利用した石油の環境安全対策に関する調査（NEDO からの受託：17 ~ 20 年度）」を円滑に実施し、インドネシア及び日本沿岸海水中の石油分解菌について解析を実施するためインドネシア科学研究所（LIPI）との間で共同研究契約書(PA-2)を 8 月にかずさで締結した。これは、平成 13 年度末に締結された先の MOU の枠組みの中で行われるものである。

17 年度は、現地でのワークショップ、日本への研究者招へい（2 名）を通じて技術移転等を行った。

1：ウォーレス線

以前から生物の分布は、地域により異なることが知られており、気候や生物の移動を遮断する海や高い山脈などの要因をあげられてきた。このため生物の分布をとらえて、従来の動物地理区及び植物地理区を元に、世界を 8 つの地理区分をしたものが生物地理区である。ウォーレス線とは、地球上の 6 つの動物地理区のうち、東洋区とオーストラリア区とを分ける重要な生物地理上の境界線である。19 世紀のイギリスの博物学者 A. R. ウォーレスが指摘したことから命名された。バリ島とロンボク島の間にあるロンボク海峡からカリマンタン島とスラウェシ島の間位置するマカッサル海峡を経てミンダナオ島の南へと引かれている。この線より西は東洋区に属しインドシナ半島やインド亜大陸との類縁性が高いが、東はオーストラリア区に属しニューギニア島やオーストラリア大陸との類縁性が高い。その後の知見の蓄積により、ウォーレス線の一部を修正する新ウォーレス線や、ウォーレス線と並行するウェーバー線などが提唱されている。

(イ)ミャンマーとの協力体制について

【微生物探索】

- ・17 年 5 月から 6 月にかけて現地へ渡航する予定であったが、同時期にミャンマー国内において爆弾テロ事件が発生し、現地の治安が著しく悪化した。安全の保証ができないというミャンマー政府の申し出により、今年度の渡航をすべて中止した。
- ・16 年度にミャンマーにおいて採集し、NITE に移動した分離源試料から17年度も引き続き微生物を分離し、新たに 1,629 株を保存した。これらの株については、18 年度に公募を行った後、企業等に大量提供し、有用な形質のスクリーニングに供する予定である。

【企業への提供】

16年度に分離したミャンマー株に関して「NITE 保有生物遺伝資源の産業利用の可能性に関する共同事業」の公募を実施した。その結果、医薬企業等2社より利用の申請があり、2,167株を提供した。

(ウ)ベトナムとの協力体制について

【微生物探索】

- ・17年度は、16年度に引き続いて現地においてサンプリングを実施（北部及び中部）し、計800株をNITEへ移転した。移転した株について招へいしたベトナム研究者と共にNITEにおいて解析を実施、これまでに695株を保存した。これらの株については、18年度に公募を行った後、企業等に大量提供し、有用な形質のスクリーニングに供する予定である。

【研究者の招へい】

- ・NITEへ1名の研究者を招へいし、移転した微生物の分類学的解析を共同で実施した。また、日本及びベトナムにおいて微生物の分離、保存方法等についての技術移転を実施した。

【企業との合同微生物探索】

- ・公募により採択した日本企業2社とベトナムへ渡航し、現地で微生物を合同で探索、収集、分離し、それらの産業利用の可能性を探る初めての産官共同事業を開始した。11月から12月にかけてベトナム中部のバックマ国立公園で採集し、分離した微生物1,195株を移転した。今後は各企業においてそれら微生物株を用いての医薬スクリーニング研究が進められる。
- ・NITEは、従来より、海外で収集した微生物を提供する事業を行ってきたが、企業には生物多様性条約（CBD）等の中で、東南アジア諸国などの生物多様性の豊富な国へ自らアクセスして、これまでに発見されたことのない新しい微生物の探索を行いたいという要望があった。今回はそれを実現したもの。今回の合同探索は、NITEが構築した枠組みを利用することで、企業単独では負担が大きかった生物多様性条約に則った生物遺伝資源へのアクセスが容易になり、日本の政府機関のバックアップにより日本の企業が東南アジアの生物遺伝資源へアクセスし、企業ニーズに合った微生物を利用できるように産官が共同で海外の微生物探索を行う最初のケースとなった。

【ワークショップ】

- ・11月29日に「Japan-Vietnam Joint Workshop on Bioindustry Development」と題したワークショップをNITEと財団法人バイオインダストリー協会（JBA）との共催で実施し、微生物及び薬用植物資源の利用の視点からバイオ産業で日本とベトナムはいかに協力するかをテーマに、日本におけるベトナム由来の生物遺伝資源の活用を促進するため、ベトナム政府と産業界・学会との交流の場を設けた。
- ・18年3月に17年度の成果報告会及び放線菌のHPLCによる化学分類解析技術に関するワークショップをベトナムにおいて開催した。

【外部への成果発表】

- ・日本微生物資源学会年会（6月）、放線菌学会（9月）においてこれまでの成果

について発表を行った。

(I) タイとの協力体制について

16年度に締結したMOUとPA-1に引き続いて、17年10月にBIOTECとNITEとが保有する未同定株の共同解析を目的とした新たなPA-2を締結した。

BIOTECとNITEがコレクションに登録している株を交換するPA-1に基づいて、現在、産業有用性の高い昆虫寄生菌等をタイから移転するため、植物防疫所に審査を申請し、これまでに許可が得られた111株をNITEへ移転した。これらの菌株は性状確認を行った後分譲株として登録し、一般に広く分譲される予定である。これによりユーザーがタイ産の生物遺伝資源を容易に利用できるようになる。

また、PA-2に基づいてBIOTECが保有する未同定株（カビ、酵母及びバクテリア）の解析を双方で進めている。その中で、新種と推定される菌株を選別し、それらにターゲットを絞ってさらに解析を進めている。

【研究者の招へい】

NITEへ1名の研究者を招へいし、酵母に関する共同研究を実施した。

(オ) 中国との協力体制の構築について

17年6月29日に中国科学院微生物研究所との間で、生物遺伝資源の保全と持続的利用に関する包括的覚書を締結した。その後、共同での微生物の収集・解析、2国間ネットワークの形成、双方の微生物の交換を実施するための協力体制について、双方の保有する資源、実績などをベースにテーマの選定のための協議を続け、PAの締結を目指している。

(カ) フィリピンとの協力体制の構築について

フィリピンでは大統領令によって外国機関による生物遺伝資源へのアクセスが厳しく制限されているが、NITEのアジアにおける活動について評価が高く、フィリピンからの招待で、昨年度に引き続き環境天然資源省及びフィリピン大学との相互協力の可能性について意見交換を実施した。フィリピン国内においても大統領令によって生物遺伝資源へのアクセスが阻害されている点を解消しようという動きもあり、今後も定期的に情報交換を行っていく必要がある。

また、2名の研究者を招へいし、微生物の保存、同定に関して技術移転を実施した。

(キ) アジア・コンソーシアムの開催について

16年度に設立した「微生物資源の保存と持続可能な利用のためのアジア・コンソーシアム（ACM）」の第2回会合がタイのバンコクで開催された。会合に先立って第1回会合において参加各国の興味が特に強かったアジアBRCネットワーク及び人材育成に関連したワークショップをBio Thailand 2005にて開催し、一般の参加者を含めた議論を行った。

BRCネットワークに関してはACM参加国が共通で利用できるデータベースのプロトタイプを作るための小グループ会合を日、韓、中、タイの4ヶ国で組織し、第3回ACMに向けて試作することとなった。

人材育成に関しては具体的なトレーニングコースと実施機関について様々な意

見が出され、最終的にはトレーニングコースを提供できる機関は各国に情報提供することとなった。

NITE は、ACM を NITE が進める二国間協力をアジア地域全体で効率的に進め、我が国産業界が海外の生物遺伝資源へアクセスしやすい環境を整える場として捉えている。そのため、モンゴル、フィリピンといった、まだ協力関係を築いていない国々との情報交換等今後の協力関係に向けた下地作りも同時に進めている。

<参加国>

日本、中国、韓国、タイ、インドネシア、ラオス、カンボジア、モンゴル、ミャンマー、フィリピン、ベトナム

<今後の開催予定>

第3回：中国（2006年秋、北京）

第4回：インドネシア（時期未定）

(ク)その他

生物多様性が大きく、生物多様性条約の締約国会議においても鍵を握っているブラジルの生物遺伝資源に関する研究動向等を8月に調査した。

モンゴルとの協力関係構築を目指して、7月に現地を訪問し、実験施設、自然環境等を調査した。なお、18年1月からモンゴル政府代表とMOUおよびPAの締結に向けての協議を開始した。

(ケ)海外からの研究者の招へい

17年度はこれまでにインドネシア（8名）、ベトナム（1名）、フィリピン（2名）及びタイ（1名）からの研究者を招へいし（延べ日数：501日）、共同研究や技術移転を実施した。

【国内BRCとの連携】

国内で保有されている生物遺伝資源の有効利用を図るため、利用者が検索しやすいヴァーチャル統合カタログの作成を目指し、日本微生物資源学会内に設置した委員会（事務局(NITE)）において検討を行っている。本年度はデータ提供された機関のデータを基に記述の統一とクロスチェックを行い、初版となるヴァーチャル統合カタログの作成を進めている。

【OECD等の国際会議における活動】

OECDのTF-BRC（BRCタスクフォース）に出席し、微生物領域の生物資源センターの認定基準の作成に積極的に参加すると共に、情報収集を行った。

【トレーニングコースの開催】

6月にJICAバイオインダストリー研修（7週間）の一環として、NBRCで5日間、9ヶ国（10名）の途上国からの研修生に微生物の保存法とデータ解析に関する実習を含む研修を実施した。研修は昨年度より更に実習を充実させた内容とし、参加者からの好評を得たと研修の実施者である(財)バイオインダストリー協会から報告を受けた。

(3)

(ア)生物遺伝資源管理システム（NBRC-DB）の開発（13～17年度）

生物遺伝資源管理システムに対し、引き続き保有する従来型の菌株データを入力するとともに、前年度に開発したシーケンスデータを従来型の菌株データに加える機能を用いて、NITE 自らが取得したシーケンスデータを 1,912 件（うち、公開株分 1,691 件）加えた。この利用者に提供する情報の質を高めた新たな菌株データは、17 年 7 月にカタログ検索システム（ ）上で公開した。

また、17 年度は菌株データの入力を一層効率的に行うために 9 カ所に渡る様々な機能拡充と改修を行い、さらなる業務の効率化を図った。

17 年度の機能拡充及び効率化のための改修を終えたことによって、第 1 期中期目標期間中の完成を目指していた菌株の管理・公開・分譲を効率的に行うために必須となる機能の実装をすべて完了した。

16 年 4 月にサービスを開始したホームページ上で NITE 保有菌株を検索するためのデータベース

(イ)生物遺伝資源の分譲実績

分譲件数を増やすための取り組みとしては、16 年度発行したカタログの活用及び顧客からの質問等に迅速に対応することや各種学会においてポスター発表等を積極的に行うことで事業の周知を行った。また、16 年度より大量提供を開始した（後述）。

分譲は 14 年度から開始

（件数 / 分譲数）

生物遺伝資源の種類	微生物	微生物 DNA ｸｰﾝ	ヒト cDNA ｸｰﾝ
17 年度実績	2,199 / 7,213	12 / 22	124 / 173
16 年度実績	2,136 / 6,144	12 / 22	140 / 240
15 年度実績	2,225 / 6,538	9 / 14	137 / 666
14 年度実績	1,603 / 5,518	6 / 18	14 / 15

(ウ)スクリーニング材料の提供（大量提供）

15 年度より NITE が保有する生物遺伝資源をスクリーニング材料として大量に提供する「NITE 保有生物遺伝資源の産業利用の可能性に関する共同事業」を開始し、16 年度に株の提供を行ったところであるが、17 年度も新たな対象株を加え提供先の公募を実施した（国内由来の菌類（国内由来株）：対象約 5,000 株、国内で収集された分類学的に新規な細菌等（未知微 PJ 株）：対象 1,200 株、15・16 年度にインドネシアで収集した菌類及び放線菌（インドネシア株）：対象 1,887 株、16 年度にベトナムで収集した菌類（ベトナム株）：対象 547 株、16 年度にミャンマーで収集した菌類及び放線菌（ミャンマー株）：対象 1,667 株）。

その結果、国内由来株について 4 社（5 件）を共同事業先として採択し、提供を行った。また、海外株について 2 社（4 件）をそれぞれ共同事業先として採択した。

(大量提供の実績)

年度	菌株名	提供件数	大量提供株数
17	国内由来株	4 (うち2件更新)	3,166
	未知微PJ株	5 (うち2件更新)	2,814
	インドネシア	3 (うち2件更新)	2,856
	ベトナム	1	547
	ミャンマー	2	2,167
合 計		新規 9 更新 6	新規 6,111 更新 5,439
16	国内由来株	2	2,500
	未知微PJ株	2	1,000
	インドネシア	2	1,940
合 計		6	5,440

(I) 遺伝子組換え体の安全性に関するデータベースシステム

【遺伝子組み換え体の産業利用におけるリスク管理に関する研究プロジェクト
(経済産業省委託：14年度～18年度)】

(財)バイオインダストリー協会(JBA)と共同して、生物遺伝資源の安全性に係る情報の収集・整理を行った。

JBA が主催するリスク管理研究委員会で討論された「遺伝子組換え体の安全性に関するデータベースシステム」の開発に関する検討結果をもとに、昨年度開発を行った公開用データベースシステムの追加開発を行った。また、JBA で作成されたデータのデータベースへの入力作業を行った。さらに、平成16年度に開催された NEDO での当該プロジェクトで、情報の効率的な収集方法の検討を行うよう指摘されたため、そのシステムについての案を作成し、上記リスク管理研究委員会で検討を行った。検討結果を受け、本年度については、情報収集を行うための機器を導入した。

平成17年度末にプロジェクト外部の者を対象とした、データベースのユーザビリティ調査を行うため、平成18年度はその結果を受けたデータベースの改良を行う。

平成 18 年度は、本プロジェクト最終年度でもあるため、本システムの完成、データ入力の終了、情報収集システムの完成をする。

(オ)国内 BRC との連携

国内で保有されている生物遺伝資源の有効利用を図るため、利用者が検索しやすいヴァーチャル統合カタログの作成を目指し、日本微生物資源学会内に設置した委員会（事務局(NITE)）において検討を行っている。本年度はデータ提供された機関のデータを基に記述の統一とクロスチェックを行い、初版となるヴァーチャル統合カタログの作成を進めている。（再掲）

生物遺伝資源に係る情報の高付加価値化業務

(1)【ゲノム解析に関する実績】

16 年度末までに一旦解析を終了し DDBJ への登録を行った麹菌 (*Aspergillus oryzae*) について、オプティカルマッピング法によるゲノムアセンブルの検証を行い、アセンブルに間違いがないことを確認した。

さらに、～ の微生物についてゲノム解析を実施し、全塩基配列を確定すると共に、遺伝子領域、遺伝子機能の推定を行った。

この結果、NITE が解析した塩基配列数は以下のとおりとなった。

17 年度	磁性細菌 (<i>Desulfovibrio magneticus</i>) ジェマティモナス菌 (<i>Gemmatimonas aurantiaca</i>) コクリア属細菌 (<i>Kocuria rhizophila</i>)	5.3 Mbp 4.6 Mbp 2.7 Mbp
16 年度		50.3 Mbp
15 年度		2.7 Mbp
14 年度		2.8 Mbp
13 年度		17.7 Mbp
合 計		86.1 Mbp

(ア)磁性細菌 (*Desulfovibrio magneticus*) (5.3Mbp)

本菌は、菌体内にナノサイズの磁性粒子を形成する細菌であり、ゲノム解析により、磁性粒子合成メカニズムの解明等が図られ、新しいバイオシステムによる微小センサーやドラッグデリバリーの開発など産業面での応用研究の促進が期待されている。東京農工大学との共同研究により、解析を実施している。

17 年 3 月の全塩基配列の確定作業終了に続き、アノテーション及び DDBJ 登録のための確認作業を実施し、18 年 3 月に登録を行った。

(イ) ジェマティモナス菌 (*Gemmatimonas aurantiaca*) (4.6Mbp)

本菌は、汚水中のリン除去に深く関わりを持つ細菌であるとのことから、その生理的・生化学的メカニズムの解明と新たな高度処理リアクターの開発にゲノム情報が役立つものと期待されている。また、極めて新規性の高い微生物として、これまでにない新しい遺伝子群の発見等につながる可能性が高いことから、(独)産業技術総合研究所(産総研)生物機能工学研究部門との共同研究により、解析を実施している。

17年3月の全塩基配列の確定作業終了に続き、アノテーション及びDDBJ登録のための確認作業を実施し、18年3月に登録を行った。

また、この他に、アナエロリニア属細菌(嫌気性糸状細菌、*Anaerolinea thermophila*)、アシディフィリウム属細菌(好酸性細菌、*Acidiphilium multivorum*)、清酒酵母きょうかい7号株(*Saccharomyces cerevisiae* Kyokai no. 7)、デフェリバクター属細菌(好熱嫌気性細菌、*Deferribacter desulfuricans*)、アセトバクター属細菌(酢酸菌、*Acetobacter* sp. NBRC3283)、ハロアーキュラ属細菌(高度好塩古細菌、*Haloarcula japonica*)、スフィンゴビウム属細菌(残留農薬分解菌、*Sphingobium japonicum*)の7菌について解析に着手した。

【生物機能活用型循環産業システム創造プログラム(グリーンバイオプログラム)(NEDOから受託:13~17年度)】

この事業は、NEDOからの委託により実施しているもので、現在、化学工業で行われている生産プロセス(化学プロセス)をエネルギー負荷の少ないバイオプロセスで実現するため、有機溶媒を含む特殊な環境下等で使用可能な微生物について、全ゲノム解析を行い遺伝資源ライブラリーを構築することを目的としている。先にゲノム解析したロドコッカス属細菌(PR4株)との比較を行い、新たな遺伝子機能の解明や有機溶媒中での物質生産性向上を図るため、新たに2菌のゲノム解析を実施した。

(ウ) コクリア属細菌 (*Kocuria rhizophila*) (2.7Mbp)

本菌は、新規次世代宿主として、さらに有望な候補微生物であり、高い有機溶媒耐性を持つ。

17年8月に全塩基配列の確定作業が終了し、現在、アノテーション及びDDBJ登録のための確認作業を実施中である。18年3月にNEDOに報告をするともに、DDBJに登録を行った。

本菌は計画の中ではマイクロコッカス属細菌として記載していたものであるが、分類体系の変更により実績の中ではコクリア属細菌としている。

(I) ロドコッカス属細菌 (*Rhodococcus opacus* B4株) (8.9Mbp)

同じく、新規次世代宿主候補微生物として、16年度、ドラフトゲノム解析を委託された菌であるが、その後、NEDOからの要請により精密解析を実施するように計画変更を行なった、現在、塩基配列の最終確定作業およびアノテーションを実施中である。

18年3月までに全塩基配列の確定および主要な遺伝子についてのアノテーションを完了し、NEDOに報告を行った。

【発現タンパク質の網羅的な解析】

NITE がゲノム解析を実施したブレビバチルス属細菌 (*Brevibacillus brevis* 47) のプロテオーム解析を終了し、2,095 種類の発現タンパク質を同定した。この結果、コンピュータで自動予測された遺伝子領域を検証し、約40%が予測と異なることが判明した。

続いて、昨年度ゲノム解析を終了した麹菌 (*Aspergillus oryzae*) のプロテオーム解析に着手した。標準的な液体培養により発現したタンパク質のプロテオーム解析により、年度末実績として 1,564 個のタンパク質を同定した。特に、アノテーションでは推定できなかった複数のタンパク質を実際に検出した。今後、更に、解析が困難な糖鎖修飾などがされているタンパク質の解析を可能とするための検討を行い、発現タンパク質の検出、同定数の増を目指す。

また、昨年度までに解析を終了し、ゲノム上の遺伝子の開始点がこれまでの常識を覆す大きな発見に結びついた *Aeropyrum pernix* K1 については、米国質量分析学会で発表を行ったほか、論文を執筆し、米国の著名なプロテオーム専門科学雑誌 ASBMB Molecular & Cellular Proteomics (Impact Factor : 9.6) に投稿し、18年2月電子版を公開、18年5月には紙面にも掲載される予定である。

【産業利用促進事業】

(ア)微生物酵素触媒を用いた不斉分子製造技術開発の研究：(平成 15 年7月～平成 17 年6月)

従来の酵素触媒は不安定で商業的生産に使用できなかったが、本研究によって、酵素触媒としての耐久性を向上させることができ、光学活性シアノヒドリン (医薬中間体) を採算のとれるコストで生産可能となった。

- ・特許出願済件数: 2 件 (15 年度 1 件、17 年度 1 件)
- ・学会等発表件数: 1 件 (17 年度)

(イ)生物学的手法を利用する光学活性非天然型アミノ酸及びヒドロキシカルボン酸の合成・ライブラリー構築法の研究：(平成 15 年7月～平成 17 年6月)

本研究において当該酵素ライブラリーの構築法を開発した。

更に、商品化できる規模の非天然型アミノ酸を合成・精製した。(非天然型アミノ酸ライブラリー)

本研究では、医薬品のリード化合物としての非天然型アミノ酸の需要は増加傾向にある状況下、多数の有用な酵素を取得し、効率的にスクリーニングする手法を開発することで、様々な非天然型アミノ酸の合成に成功。当該アミノ酸は医薬品のリード化合物だけでなく様々なポリマーの合成に利用できる。

18 年度に試薬票品として販売予定。

- ・特許出願済件数: 2 件 (16 年度)
- ・学会等発表件数: 2 件 (15 年度 1 件、16 年度 1 件)

(ウ)RITE バイオプロセスによる高効率化学品製造に資する基盤技術要素開発の研究 - 酵素遺伝子探索による医薬品原料用新規キラル化合物の製造技術開発研究：(平成 16 年3月～平成 18 年2月)

目的物質（以下物質 A と記す）を合成する目的酵素（アルドラーゼ）遺伝子を *Ensifer arboris* NBRC100383 株から取得。大腸菌を宿主とした大量発現系の構築に成功した。この酵素は従来の *Streptomyces coelicolor* A3(2) 株由来の目的酵素に比べて活性が高い。

Streptomyces coelicolor A3(2) 株より目的遺伝子を取得し、大腸菌で大量発現させ、取得した当該遺伝子を立体選択性を向上させるため、当該遺伝子にランダム変異を導入した結果、野生酵素の 2.5 倍の変異酵素を取得した。

菌体反応による大量合成反応系と精製プロセスを構築し、約 13g の純粋な物質 A を取得した。当該物質 A は、医薬品としての品質をほぼ満足していた。しかし、実用化・大量生産を行うためには合成効率を上昇させ、製造コストを下げる必要がある。

- ・特許出願済件数: 5 件 (17 年度)
- ・学会等発表件数: 2 件 (17 年度)

(I) 遺伝子パターンニング化技術を応用した微生物の遺伝子レベルでの品質管理及び安定供給に資する迅速スクリーニング用基盤データベースの作成と基幹検索ソフトウェアの開発研究: (平成 16 年 10 月～平成 18 年 9 月終了予定)

遺伝子パターンニング化技術の基礎となるジェノパターン法に関する信頼性を向上させるため、原理について検証するとともに、判別能力について 3 属 150 菌株を用いて検証を行い、再現性に影響を及ぼす因子を明らかにし、措置するための条件を絞り込んだ。更に、ジェノパターン法に使用されているソフトウェアの一部を同定の精度を上げるような仕様にした。

現在、市場ニーズの高い菌群を選定し、波形のデータベース化を開始した。

- ・学会等発表件数: 1 件 (17 年度)

(2) 【データ提供に関する実績】

情報提供準備

糸状菌 (*Aspergillus oryzae*)、ブドウ球菌 (*Staphylococcus haemolyticus*) に関する情報を機構ホームページより公開した。

ロドコッカス属細菌 (*Rhodococcus erythropolis* PR4)、ブレビバチルス属細菌に関する情報を機構ホームページより公開するための準備を 17 年度末までに終了した。

データベースの機能追加

平成 15 年度にデータベースに追加した機能について以下の作業を実施した。

(ア) タンパク質発現情報

Aeropyrum pernix K1 株のプロテオーム解析データを使ってテスト環境での動作確認を行った。論文の公開時期に合わせてデータを準備した。(5 月公開予定)

(イ) ゲノム比較機能

ブドウ球菌に関する情報を 17 年度中に公開した。

再アノテーション

すでにデータベースを公開している微生物のうち、*Aeropyrum pernix* K1 株の及び *Pyrococcus horikoshii* OT3 株の再アノテーションを年度内に終了した。

ゲノム解析により取得した遺伝子に関する情報等を以下の通り提供した。

雑誌での発表

Nature: 2 件

Journal of Bacteriology: 1 件

Environmental Microbiology: 1 件

Applied Microbiology and Biotechnology: 1 件

学会等での発表

- ・国際微生物ゲノム会議：2 件
- ・国際極限微生物シンポジウム：1 件
- ・日本分子生物学会年会：4 件
- ・米国質量分析学会: 1 件

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律関係業務

(ア) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の施行に伴い平成 16 年から立入検査業務を実施することとなった。

平成 17 年度は、経済産業大臣からの指示（法律違反の未然防止を目的とした立入検査等）を受け立入検査等（平成 17 年 11 月に 1 件）を実施した。

立入検査等結果は、報告書に取りまとめ、速やかに経済産業大臣あてに提出した。

(イ) 平成 16 年度に引き続き、収去した遺伝子組換え生物等の検査（宿主・組換えプラスミドの特定）のための基盤的な検出技術の調査を行った。調査は宿主に用いられる生物等が混在したサンプルからの目的の生物等の検出技術の調査及び遺伝子組換えの鉱工業利用が見込まれる既知のプラスミドの調査であり、これら情報を収集整理した。また、その検出のための検証実験を行い検出技術の有効性を確認した。

技術調査の結果については報告書にとりまとめ、経済産業大臣あてに報告した。

(2) 化学物質管理分野

化学物質総合管理情報の整備提供関係業務

(1) 化学物質総合情報提供システム（CHRI P^{注1}）の整備を次のとおり推進した。

(ア) データの整備等

今年度は、228 物質を整備し、整備目標数 4,000 物質を達成。

（整備数：16 年度 780 物質、15 年度約 2,750 物質、14 年度約 2

30物質)。

- ・物理化学性状：今年度予定の288物質について調査し、整備した。
- ・構造式：今年度整備予定の775物質を整備した。
- ・国内法規制情報：化学兵器禁止法等の対象物質の包括名称について調査し、個別物質への分解及び整理を行った。大気汚染防止法に「特定粉じん」のカテゴリーを追加した。
- ・海外法規制情報：国連危険物輸送勧告の危険物リスト^{注2)}の物質について、CAS番号^{注3)}等を調査し、整備した。TSCA^{注4)}第6条の有害化学物質・混合物について整備した。
- ・有害性情報：化学物質の有害性評価書3件を作成し、16年度に作成した3件の外部レビューを終了した。化学物質評価研究機構(CERI)が作成した13件を更新、32件を新規追加した。

(イ)データの維持更新

CHRIIPに収載されている延べ約20万の物質を対象に、国内外の情報源を点検し、以下の更新等を行った。

- ・国連危険物輸送勧告(2005年第14版)の国連番号・国連分類^{注5)}を反映した。
- ・化学物質審査規制法に基づく監視化学物質の製造・輸入量届出結果を反映した。
- ・化学物質審査規制法に基づく第一種監視化学物質のデータを更新した。
- ・既存化学物質の安全性点検(分解度試験・濃縮度試験)データを更新。日本産業衛生学会の作業環境濃度及び発がん性評価の最新データを反映した。
- ・BUA^{注6)}及びEUのリスク評価書の最新データを反映した。

(ウ)システムの維持・管理及び改良

年度当初に、ネットワークセキュリティを確保するため、システム構成を改良した。さらに、アクセス数の増加に伴い検索待ち時間が長くなる問題を解消するため、システム及びプログラム上の改良を実施した。

アンケートから抽出したユーザの要望を検討した結果、データがない項目を非表示にするなどの検索機能の改良等のためのプログラム改修を併せて実施した。

GHS^{注7)}に基づく化学物質の分類作業(国が実施。)の結果を整理したデータベースを構築し、その情報発信のためのページをホームページに新設し、意見募集等を行うとともに、GHS分類結果合計144物質を公表した。

Japanチャレンジプログラム^{注8)}に関する情報発信のためのページをホームページに新設し、対象となる166物質について、有害性等の既存情報の有無及びそれに関する文献情報を公開した。同プログラムへの問い合わせに対応するとともにQ&Aを作成・公表した。

また、同プログラムの推進のため、化学物質のカテゴリー化及び信頼性の

ある情報収集基準に関する調査を行い取りまとめた。

(I)次期システムの検討

次期C H R I Pのシステム（ハード面・ソフト面）について基本設計を進めているところである。

(オ)C H R I Pホームページアクセス件数

活発な広報活動（別項を参照）などもあり、アクセス件数が増加した。

	年度実績	対前年比
17年度	409万件	約28%増
16年度	319万件	約17%増
15年度	273万件	約53%増
14年度	178万件	約25%増

注1：「化学物質総合情報提供システム」の英語名称「Chemical Risk Information Platform」の略で、N I T Eの登録商標。かつて、「ハザードデータベース」と呼ばれた。

注2：国連の危険物輸送専門家委員会が作成した「危険物輸送に関する勧告」の一部である、輸送上危険とされる物質・物品のリストのこと。

注3：米国化学会のChemical Abstracts Serviceが化学物質に対して付与している固有の番号。例えば、アクリロニトリルという化学物質のC A S番号は、107-13-1。

注4：米国有害物質規制法のこと。

注5：国連危険物輸送勧告の中で、危険物リストの物質・物品に付与された4けたの通し番号（国連番号）と、危険有害性の種類を示すクラス及び区分（国連分類）のこと。

注6：ドイツ化学会の環境関連既存化学物質諮問委員会のこと。

注7：Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicalsの略。化学品の分類及び表示に関する世界調和システムのこと。国連の危険物輸送・分類調和専門家委員会が作成した。

注8：官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラムの通称。産業界と国が連携して、既存化学物質の安全性情報の収集を加速化し、化学物質の安全性について広く国民に情報発信するプログラム。

(2) 各種評価手法関連情報の統合システム構築については、次のとおり推進した。

(ア)化学物質の各種基盤情報や評価手法等に係る情報の一元的な管理・運用

統合システムの開発を終了した。ホームページに専用ページ「化学物質と上手に付き合うには」を設け、10月に公開したところ、アクセス数は13万4千件に達した。塗料・接着剤・洗剤・化粧品・殺虫剤・食器・子供用おもちゃの8分野に係る解説及びデータを掲載した。化学物質管理に関する専門用語280語・略語1,108語の解説集の充実を図ったほか、リスク評価書に続き、有害性評価書の解説を作成し、掲載した。

化学物質管理に関するニュースレター「CMCレター」をホームページに

掲載したほか、印刷物として展示会等で配布し、化学物質管理への理解の深化を図った。

関係者との連携を深めるため、九州・近畿・北海道の各消費者ブロック会議、リスクコミュニケーションの推進を目的とする地域集会等に参加して意見交換し、集会後のヒアリング等を行い、事例をホームページに反映させた。

(イ) 構造活性相関手法 (Q S A R) による予測の検証等

分子軌道法を用いた加水分解性予測システムの開発に着手し、プロトタイプを完成させた。

加水分解試験 (40 物質) を山口大学に依頼し、そのデータを用いて加水分解予測式作成のためのデータ解析を共同で実施した。

平成 17 年度に届け出られた化学物質審査規制法の新規化学物質 (約 100 物質) の構造式・試験データをデータベースに入力し、過去に得られた分解性・蓄積性試験データと併せて解析を行うことにより、分解性・蓄積性の構造活性相関予測に必要な各種科学的知見を取得した。

新規化学物質 (約 1,500 物質) の生分解性試験データを用いて、N E D O 第 2 プロジェクトにおいて C E R I が開発している生分解性予測システムを検証し、同システムの改良を支援した。(平成 18 年度末に終了予定)。

既存化学物質 (約 200 物質) 及び新規化学物質 (約 1,100 物質) の生分解性試験データを用いて、市販生分解性予測ソフトウェア 3 モデルの予測精度を評価し、比較検討を行った。検討結果の一部は、論文誌『SAR and QSAR in Environmental Research』に掲載された。

新規化学物質 (約 800 物質) の生物濃縮性試験データを用いて、N E D O 第 2 プロジェクトで C E R I が開発している生物濃縮性予測システムを検証し、同システムの改良を支援した。

(ウ) 化学物質の暴露評価・リスク評価

- ・ 2 - アミノエタノール等 30 物質の初期リスク評価に必要な製造・輸入量、用途、使用量、環境モニタリング等の情報を収集・更新した。これら情報を排出経路データシートにまとめるとともに、P R T R^{注9)} データに基づく大気及び河川中の濃度推計を行い、環境への暴露量、ヒト摂取量等を算出した。これら暴露評価の結果と有害性情報に基づき、当該 30 物質の初期リスク評価を行った。

また、上記 30 物質以外に、昨年度から継続検討してきたニッケル等無機化合物 3 物質についてリスク評価を行った。

以上の取組により、累計 134 物質の初期リスク評価が終了し最終目標数 150 に大きく近付いた。

- ・ 平成 17 年度以前に初期リスク評価を行ったアクリルアミド等 10 物質について、平成 17 年 3 月に公表された平成 15 年度 P R T R データに基づき、大気中、河川中の濃度推計を行うとともに、環境モニタリング情報を収集し、

初期リスク評価を見直した。

- ・初期リスク評価に際しては、その信頼性を高めるため、当該業務の関係機関の専門家によるレビューを実施し、また、数度にわたり関係者による検討会を開催した。
- ・適切な化学物質管理等への利用を図るため、5月末、初期リスク評価書及び関連情報のホームページ掲載を開始した。現在までに51物質を公表し、3月末までのアクセス件数は約15万件。ホームページ掲載と併せ、展示会等で広報、NITE化学物質管理フォーラム2006で講演、展示・説明を行った。さらに、成果の広報・普及のため、初期リスク評価書等の印刷物を作成し、配布等を行った。

P R T R データを用いた暴露評価及びリスク評価に関する学术论文を2報投稿した（環境化学会誌に掲載）。

また、2月に開催された第5回化学物質審議会安全対策部会安全対策小委員会において化学物質審査規制法第二種監視化学物質のクロロホルム等5物質の初期リスク評価の結果と、これらを含む計51物質の初期リスク評価結果が資料として用いられた。

- ・リスク評価の結果を管理に活かすため、評価結果の正しい理解を促すためのリスク評価管理ガイドドラフト版を作成した。
- ・リスク評価に用いられた重要な情報の管理とリスク判定の自動化のため、初期リスク評価更新管理システムについて検討し、開発した。
- ・これまで行ってきた初期リスク評価手法を踏まえ、初期リスク評価の指針と初期リスク評価書作成マニュアルを改訂し、ドラフト版を完成させた。
- ・リスクコミュニケーション等への利用を図るため、暴露評価の過程で得られる大気中の化学物質濃度の推計値を地図上に表示した大気中の濃度マップシステムについて、平成15年度のP R T R データに基づき約200物質について再計算を行い、情報を更新した。また、地方自治体のP R T R 担当者の意見等を踏まえ、システムを改良した。
- ・リスク評価の精度を向上させるため、O E C D、E U、米国における製品からの暴露評価の手法等を調査し取りまとめた。

(I) リスク評価管理研究会の活動

内分泌かく乱作用が疑われるビスフェノールAについて、リスク評価の結果等に基づき、「リスク管理の現状と今後のあり方」を取りまとめ、11月にホームページで公表するとともに、関係省庁、関係業界に配布した。

また、既に同様の取りまとめを終え公表した他の2物質（ノニルフェノール、フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)）と共に、内分泌かく乱作用に関する国際シンポジウム、展示会、化学物質と環境円卓会議で展示紹介した。また、NITE化学物質管理フォーラム2006において講演、展示・説明、印刷物配布等の広報を行うとともに、O E C D の場でその取組について紹介した。これら報告書は、環境白書で紹介されるとともに、行政機関、工業会

等のホームページからリンクされている。また、関係業界では、当該報告書を印刷配布し、ホームページで解説を公表しているほか、日米欧の関係業界の会議や業界代表の新聞インタビューで紹介されるなどされており、成果が利用されている。

また、上記3物質に係る取組を海外に紹介するため、英訳を実施した。

注9：Pollutant Release and Transfer Registerの略。人の健康や生態系に有害な影響を与えるおそれのある化学物質について、事業所から環境への排出量及び事業所外への移動量を、事業者が把握し国に届け出るとともに、国が集計して公表する制度。化学物質排出把握管理促進法によって導入された。

(3) 国内外の情報収集及び国際機関等の活動への参画

(ア) OECDのEHSプログラムへの参加

OECD化学品合同会合(6月・2月)に出席するとともに、その傘下の新規化学物質タスクフォース(TF)、PRTR・TF、HPVポータル^{注10)}運営グループ、バイオサイド^{注11)}TF、QSAR専門家グループ、既存化学物質TFなどの活動に参加した。出席した会合では、我が国のPRTR制度の概要や化学物質審査規制法の新規化学物質審査における届出相互受入れ(MAN)の実施可能性などについて発表し、また、リスク評価管理研究会の成果の広報を行った。

さらに、バイオサイドTFによる抗菌製品効用試験方法の国際統合化活動に我が国業界の専門家を派遣し、関連する日本工業規格が反映されるよう努めた。(国際規格は現在検討段階)

(イ) その他の国際会合への参加

残留性有機汚染物質(POPs)条約^{注12)}第1回締約国会議に出席し、我が国にPOPsに関する知見が集積しており、CHRIIPにおいてもその一部が入手できることをアピールした。

国際水協会(IWA)の国際会議「化学産業と環境の持続可能な発展～廃棄物・排水管理」に出席し、我が国のPRTR制度について講演した。

(ウ) JICA途上国集団研修の実施(受託事業)

国際協力機構(JICA)の委託を受け、開発途上国政府の化学物質管理政策担当者(10か国10人)を対象とする2週間の化学物質管理政策研修をJICA東京国際センターにて実施し、我が国の化学物質管理政策の普及とNITEの海外ネットワークの構築を図った。

(エ) バイオサイドに関する国内外の情報の収集・整理

平成15年度にNITEにバイオサイド検討委員会を設置して、バイオサイドに関する国内外の情報の収集・整理を進めてきたが、その成果の概要をNITE化学物質管理フォーラム2006展示・説明会にて発表した。また、成果報告書を作成した。

注 10：OECDにおいて整備が検討されている、HPV(High Production Volume chemicals、高生産量既存化学物質)の点検情報を国際的に管理・提供するためのシステム。

注 11：biocide。農業用途以外の抗菌作用・殺菌作用を有する、又はその他の有害生物を排除する作用をもつ、化学物質又は生物由来物質のこと。

注 12：残留性有機汚染物質(POPs: Persistent Organic Pollutants)に関するストックホルム条約のこと。
平成16年5月発効。

(4) CHRIPの広報活動

CHRIP及びホームページ「化学物質と上手に付き合うには」の広報のためのパンフレットを作成・配布した。

POPs条約第1回締約国会議に出席した際に、我が国のPOPsに関する情報提供ツールの一つであるCHRIPについて紹介した。

日本化学会近畿支部開催の化学安全講習会で講演した。

東京・大阪で開催された中小企業総合展に出展し、パソコンによる実演及び説明を行った。

1月に津田ホールで開催したNITE化学物質管理フォーラム2006で講演、展示・説明を行った。

リスクコミュニケーションに係るNITEの活動の広報のため、環境省主催の化学物質と環境円卓会議、工業会や自治体のイベントに参画したほか、業会の勉強会の講師を務めた。

化学物質審査規制法関連業務

今年度の実績は、以下のとおり。

(1) 化学物質審査規制法施行支援業務

(ア) データベースの維持・管理、利用等

新規化学物質データベースの維持・管理、データの入力を適切に行った。化学物質審査規制法に基づき経済産業省に届出され、化学物質審議会において審査された新規化学物質の新たなデータ入力の実績は、以下のとおり。

17年度	330物質
16年度	341物質
15年度	352物質
14年度	257物質
13年度	176物質

3省(経済産業省、厚生労働省、環境省)共同の化学物質情報基盤システムを構築するため、仕様書を作成し、システムを開発し、3月から稼働を開始した。

(イ) - 1 化学物質審査支援等

- ・経済産業省の工程管理表に基づいて実施している当該支援業務は、適正な化学物質審査規制法の施行に資するものである。経済産業省、厚生労働省、環

境省からの高い信頼を基に、改正法の施行に伴い、届出者との連絡相談窓口をN I T Eに一本化するとともに、平成18年4月以降の審議会に係る新規化学物質の届出資料の提出先はN I T Eになった。

- ・届出事業者からの試験等の進め方に関する技術的な問い合わせに的確に対応することにより、届出事業者は適切な試験の実施が可能となり、届出に係る労力と試験費用の負担の軽減に資するものである。
- ・中間物等申出確認物質について、業務の効率化・高度化及び将来の3省データベースへの統合を目指したデータベースを作成した。
- ・18年3月からは、経済産業省に加え、厚生労働省、環境省からの依頼に基づき、公示名称案の一元的な作成を開始した。

	17年度	16年度	15年度	14年度	
事前相談	913件	614件	-	-	
事前ヒアリング*	330件	341件	352件	257件	
審議会資料作成等 ^{注1)}	299件	343件	306件	257件	
官報公示名称原案作成 ^{注2)}	経済省	新規188件 既存3件	新規529件 既存95件	新規256件 既存12件	新規229件 既存21件
	厚労省	新規196件 既存17件	-	-	-
	環境省	新規196件 既存41件	-	-	-
官報公示名称案作成 ^{注3)}	経済省	161件	349件	238件	591件
	厚労省	96件	-	-	-
	環境省	196件	-	-	-
少量新規化学物質 ^{注4)}	17,048物質	15,807物質	14,121物質	11,763物質	
低生産量 ^{注5)}	178物質	181物質	-	-	
中間物等 ^{注6)}	187物質	215物質	-	-	
既存化学物質の安全性点検 分解性	24件	22件	(未集計)	(未集計)	

蓄積性 (内容確認)	23 件	15 件		
---------------	------	------	--	--

注 1：届出された新規化学物質について、環境中での分解性、蓄積性及び人の健康影響に関する試験データ等を精査するとともに、当該データベースを活用して審査に関連する各種調査を行い、その結果を整理して 3 省合同審議会（経済産業省・厚生労働省・環境省）関連資料を作成し、経済産業省に提出した。また、審議会（8 回開催）において資料の説明等を行った。

注 2：新規化学物質及び既存化学物質について官報公示名称原案を作成し、経済産業省、厚生労働省、環境省に提示した。

注 3：官報公示のため、平成 15 年～17 年の届出物質の官報公示名称原案について届出者に確認し、必要があれば訂正し、官報公示名称案として経済産業省、厚生労働省、環境省に提出した。

注 4：申出書の内容確認(名称、構造式等)を行った。法改正に伴い実施した、オニウム塩に係る内容確認(平成 17 年度：約 2,000 物質)を含む。

注 5：法改正により昨年度から新たな業務となった。

注 6：法改正により昨年度から新たな業務となった。中間物、閉鎖系等用途、輸出専用品の申出書の内容(名称、構造式等)を確認するとともに、経済産業省での内部検討会及び 3 省合同ヒアリングに参加した。

(イ) - 2 G L P^{注7)} 適合試験施設の確認支援

当該支援業務は、化学物質の安全性審査において提出される試験データの信頼性確保に資するものである。経済産業省製造産業局長あてに G L P 適合確認申請のあった試験施設について、書面審査、現地査察、報告書(案)作成等を行った。

17 年度	16 年度	15 年度	14 年度
6 件	4 件	9 件	7 件

注 7：Good Laboratory Practice、優良試験所基準。化学物質の各種安全性試験の信頼性を確保する手段として、O E C D において 1981 年に採択された。化学物質審査規制法では、昭和 59 年 3 月に導入し、平成 12 年 3 月に改正した。

(イ) - 3 構造活性相関手法(Q S A R)の行政利用のための取組

既存化学物質の安全性点検(生分解性・蓄積性)における構造活性相関手法の利用を確立するため、平成 16 年度に構造活性相関委員会を設置し、平成 17 年度末までに以下について検討してきた。

- ・既存の予測モデルの比較・検討と最適モデルの選定した。
- ・予測モデルの評価フローの検討した。
- ・評価フローに従った個別物質の評価した。

平成 17 年度は 4 回委員会を開催し(平成 16 年度は 3 回開催)蓄積性に

関連する水/オクタノール分配係数予測ソフト2種類及び蓄積性予測ソフトウェア3種類について比較・検討を行った。

また、生分解性・蓄積性の予測ソフトウェアの評価フローについて検討を行い、その結果に基づき既存化学物質のスクリーニング評価を以下のとおり実施した。

- ・未点検の1,598物質の生分解性・蓄積性の予測計算を実施した。
- ・上記のうち、第一種監視化学物質相当である難分解性・高蓄積性の可能性が高い59物質を抽出した。また、697物質の生分解性予測結果について、今後の公表を見据えた取りまとめを行った。
- ・第一種監視化学物質相当である難分解性・高蓄積性の可能性の高い59物質の選定した。
- ・個別物質評価のための詳細評価プロトコル作成(生分解・蓄積性)評価フローに従い個別22物質の評価書を作成中。(平成18年度に完成予定)
- ・公表可能な高生産量化学物質697物質の生分解性予測への構造活性相関の適用性について、今後の公表を見据えた取りまとめを実施した。

(ウ) 既存化学物質名簿の国際整合性等の利便性向上

- ・経済産業省の要請に基づき、第一種監視化学物質候補である3物質についてIUPAC名称^{注8)}を付与し、経済産業省に報告した。
- ・既存化学物質名簿の8類(化工でん粉、加工油脂等の有機化合物)550物質及び9類(医薬品等の化合物)459物質を対象に、CAS番号を対応付けた。
- ・化学物質審査規制法以外の法令による規制物質が化学物質審査規制法の規制物質に該当するか否か、110物質についての調査を実施した。

注8：IUPAC (International Union of Pure and Applied Chemistry、国際純正・応用化学連)が定めた元素名や化合物名についての国際基準(IUPAC命名法)に従った名称。慣用名に対して系統名ともいう。

(I) 規制対象物質の管理業務支援

- ・第一種監視化学物質(22物質)について

リスク評価を行うために必要な情報の収集・整理を行い、リスク評価の可能性を検討し、可能なものについてリスク評価を行うことを目的に、経済産業省からの委託を受け、調査を実施している。

今年度は、特に平成17年2月に追加指定された4物質や更に追加調査が必要と判断された物質を重点に事業者ヒアリング、業界団体調査、国内外のデータベース検索調査等により、製造・輸入量、使用状況、使用形態、使用した製品等の廃棄に関する情報、物理化学的性状、環境中への排出量等の情報収集を実施した。併せて海外での最新の規制情報、リスク評価状況等の情報収集を実施した。

報告された製造数量等の情報や収集された情報を基に、優先的に暴露評価を行う2物質について選定し、それらについて専門家の助言を得ながら更なる情報の収集・検討等を行い、暴露評価手法の検討及び試行的な暴露評価を実施し、暴露評価実施にあたっての問題点等についてとりまとめた。

- ・ 第三種監視化学物質について

欧米の化学物質のリスク評価手法を調査し、暴露評価手法を分析・整理した。また、優先的にリスク評価を行う物質の選定ルールの策定のために必要な情報の収集を行い、リスク評価スキーム概要(案)の検討を行い、策定した。

- ・ 化学物質の製造・輸入量実態調査について

経済産業省が国内の約 17,166 事業所に対し実施する化学物質(既存約 25,000 物質・新規約 1,000 物質)の製造・輸入量実態調査について、実施要領、調査票、記入例等を作成し、事業者からの問い合わせ対応、集計等の作業を実施。調査票の回収数は 11,885 件(約 70%)であり、年度内に製造・輸入量の概算集計を行い、経済産業省に報告した。

(オ) 化学物質審査規制法改正に伴う施行支援

- ・ 第一法規出版社株式会社の依頼により「化審法実務提要」の編集を行った。
- ・ 経済産業省の依頼により、化学物質審査規制法の運用に関する Q & A 201 設問について妥当性の確認を行うとともに、回答(案)を作成した。
- ・ 化学物質審査規制法の適切な施行を支援として普及・啓発を図るため、経済産業省と連携し、「化学物質審査規制法に基づく第一種特定化学物質に該当しうる化学物質の毒性についての3省合同審議会の審議等について(お知らせ)」など、同法に関連する通知、申出手続き等のお知らせ46件を化学物質審査規制法関連ホームページに掲載した。当該ホームページへのアクセス数は、約55万1千件であった(昨年度実績約56万4千件)。
- ・ 延べ7団体から依頼を受けて化学物質審査規制法対応講習会へ講師を派遣した(7会場、聴講者約1,000人)。講演及び講演のサポートを行うとともに、同法に関する情報提供を行った。上記講演会において、化審法審査支援業務等の実績をアピールするとともに、ホームページを紹介した。また、講演会場、少量新規化学物質の申出受付会場等において、ホームページPRビラを配布する等の広報・普及活動を積極的に行った。さらに、海外の化学物質管理政策担当者に対する講演(JICA集団研修)も行った。
- ・ 上記 ~ の業務の成果のうち、公表可能なものについては、化学物質審査規制法関連ホームページに掲載するとともに、1,597物質の情報をCHRI Pから提供した。

(2) 化学物質審査規制法立入検査業務

化学物質審査規制法第3条第1項第4号の確認に係る申出内容(工程等)に応じた技術的検査項目の設定について検討するなど、同法第33条第6項の大

臣指示があり次第、立入検査が実施可能な体制を整えている。

立入検査の本格実施に向けた準備のため、中間物、閉鎖系用途等の確認に係る申出に関連して、3事業所について現地調査を行った。

大臣指示を受けて、3月に経済産業省・厚生労働省・環境省の担当官と共に、中間物/閉鎖系用途の確認に係る事業所に対して立入検査を1件実施した。

(3) 国内外の情報収集及び国際機関等の活動への参画

OECD新規化学物質タスクフォース会合(4月)に出席し、作業進捗状況の確認や今後の作業計画や課題への対応を行った。また、新規化学物質ワーキンググループ会合(11月)に出席し、情報の収集や課題への対応、パラレルプロセス^{注9)}で審査されている届出物質の分解性の評価に関するショートプレゼンテーションを行った。

化学物質の有害性データのテンプレートの調和を図る作業に対して、分解性・蓄積性・水/オクタノール分配係数の評価のためのテンプレートについて、化学物質審査規制法の様式項目との比較を行い、意見を提出した。

OECDのHPVグローバルポータル運営グループ会合(4月、9月、3月)及び電話会合(7月、1月)に参加し、情報収集・意見提出を行った。

OECDの(Q)SARグループで作成中の(Q)SARの行政利用に関するガイダンス文書に掲載する資料として、生分解性予測モデルの評価レポートを2モデルについて作成し、同グループに提供した。

ILSI-HESI^{注10)}化学物質生物蓄積性小委員会のIn vivo生物蓄積性データワークショップ(11月)において、我が国の生物濃縮性試験データベースに関して講演し、同グループが作成する生物濃縮性国際データベースの設計に貢献した。

IQF注11)主催の生分解性予測モデルCATABOLを評価するためのワークショップ(2月)において、当機構が実施したCATABOLの検証結果について講演を行うとともに、パネラーとして同モデルの評価に関する議論に参加した。

注9：新規化学物質の届出の相互受入れ(MAN)において、これに加入する政府間で届出を並行処理すること。

注10：International Life Sciences Institute - Health and Environmental Sciences Institute、国際生命科学協会。米国で設立された非営利の団体。科学的な視点で人健康や環境に関する研究や活動を支援する組織。

注11：International QSAR Foundation to Reduce Animal Test、動物実験削減のための国際構造活性相関財団。動物実験削減のため安全性評価におけるQSAR手法開発を促進することを目的に設立された非営利団体。

化学物質排出把握管理促進法関連業務

(1) 化学物質排出把握管理促進法（化管法）に基づく届出の集計処理業務を以下のとおり実施した。

今年度の届出件数は、40,341 件であった。このうち、電子届出は、届出システム等の改良、電子届出の普及・啓発活動などにより、昨年度の約 3 倍の 11,600 件に達した。

昨年度は書面による届出に係る定型的作業の一部について、アウトソーシングを試行したが、今年度は届出の受付作業も合わせてアウトソーシングを試行して、N I T E 内の作業の効率化を図った。一方、届出管理システムの本格運用により自治体の事務処理を効率化した。これにより、職員の 1 人減少にもかかわらず、データの精度を維持しながら、過去 4 年分のデータの修正・再集計を含め、昨年より早く届出データの電子ファイルへの記録、集計結果の作成を終了して経済産業省に提供できた。結果として、経済産業省・環境省による P R T R 集計結果の公表が昨年より約 1 か月早まった。

さらに、集計結果公表と同時に公表される報告書の作成のため、今年度届出データを解析し、結果を経済産業省に提供した。

なお、電子届出の増加と届出管理システムの本格運用により、事業者、自治体等からシステムの使用方法等に関する問い合わせが大幅に増加し、昨年度（1,394 件）の約 3 倍の 4,130 件（特に、6 月だけで 1,263 件）であったが、システムサポートをアウトソーシングし効率的に対応したため、事業者による期間内の届出、自治体による円滑な事務処理が達成できた。問い合わせ内容を Q & A として取りまとめてホームページに掲載するとともに、問い合わせ対応マニュアルを作成し来年度以降に備えた。

また、事務処理の効率化及び精度向上に有効な電子届出システムの利用の普及のため、昨年に引き続き、講習会等でのパンフレットの配布、書面及び磁気ディスクによる届出を行った事業者に対するダイレクトメールの送付により、電子届出の一層の普及に努めた。

自治体等が使用するシステムについては、操作性の向上のための改良を行い、事務処理の効率化を図った。今後のシステム改良等による更なる効率化のため、問い合わせ内容から事務処理やシステム等に関する要望や問題点を抽出・整理した。

(2) 化管法に係る普及啓発、事業者の自主管理の支援等のため、以下のような取組を行った。

(ア) 化管法関連情報のホームページを通じた提供

化管法に関するホームページを迅速に更新し、常に最新の情報を提供するよう努めた。技術的内容については、N I T E 独自で収集・調査・解析したものを提供する努力をしており、「平成 15 年度の P R T R 排出量マップ」、「平成 16 年度取扱量調査報告書」、「平成 15・16 年度取扱量調査の集計結果データ」、「平成 16 年度 M S D S ^{注)} 制度調査報告書」などを提供した。また、電子届出に関する Q & A を追加、電子届出システム操作マニュアルを更新するな

ど、増加した電子届出事業者に対する情報提供を特に強化した結果、アクセス数は、以下のとおり大幅に増加した。

17年度：約132,000件/月
 16年度：約82,000件/月
 15年度：約86,000件/月
 14年度：約18,000件/月
 13年度：約11,000件/月

また、化管法に関する情報を海外に提供するため、英語版化管法ホームページに「平成15年度PRTTRデータの概要」(8月)、「PRTTR届出データの2001～2003年の比較」(10月)を追加しており、アクセス数は、以下のとおり着実に増加した。

17年度：約8,000件/月
 16年度：約5,700件/月
 15年度：約5,600件/月
 14年度：約340件/月

(1) 問い合わせ対応、講師派遣による普及・啓発

化管法に関する事業者等の問い合わせに対応し、説明会に講師を派遣した。特に、講師派遣については、従来から実施している化管法及び排出量算出方法に関する説明だけでなく、PRTTRデータの活用に関する講演、海外の化学物質管理政策担当者に対する講演(JICA集団研修)などを行い、従来に比べ、内容、対象受講者ともに広範な活動となった。

- ・照会への対応：284件
- ・化管法に関連する講演会への講師派遣及び説明会の開催等

内容	受講者	主催者	回数 (延べ)
化管法一般	事業者	中小企業基盤整備機構	5回
届出内容確認システムの使用方法	自治体担当者	経済産業省	2回
届出管理システムの使用方法	関係省庁担当者	NITE	1回
PRTTRデータ	業界団体関係者	業界団体	1回
PRTTRデータ活用	一般	NEDO	4回
我が国のPRTTRデータ確認の実際	海外の化学物質管理政策担当者	JICA	2回

(ウ)事業者の化学物質管理に係る支援

昨年度から検討が開始された、化学物質管理マニュアル作成委員会及びワーキンググループに積極的に参画し、化管法に係る技術の専門家として助言している。さらに、完成したマニュアルを化管法ホームページに掲載し、ダウンロードできるようにしている。アクセス数は3885にのぼり、事業者の自主管理の推進に貢献している。

- ・ホームページに掲載した工程：めっき、洗浄、有機合成
- ・マニュアルを作成した工程：印刷、塗装、貯蔵

注：Material Safety Data Sheet、化学物質等安全データシート。化学物質の物質名、成分・含有量、物理・化学的性質、有害性、貯蔵/取扱い上の注意、事故時の応急措置、譲渡/提供者名・住所などを記載した文書。

(3) 化管法に関連する情報の収集、国際会議における我が国の化管法に関連する情報の提供等を以下のとおり行った。

(ア)国際会議等への対応

P R T Rタスクフォース会合(4月、3月)に参加し、我が国のP R T Rの実施状況について発表するとともに、情報収集及び我が国のP R T Rに関する情報提供を行った。また、P R T Rタスクフォース会合、化学品合同会合のP R T Rに関連する部分の説明資料及び対処方針案を作成するとともに、タスクフォースの作業グループからの3回のアンケートについて、原案を作成し、経済産業省・環境省との意見調整を行いN I T Eから回答するなど積極的に対応した。

以上により、O E C DのP R T Rに係る活動の情報の収集及び国際整合性の確保に貢献した。

(イ)M S D S制度に関する調査

委託により海外のM S D S制度及び普及状況の調査を実施した。欧米等主要国の制度について調査するとともに、6か国47機関へのインタビューにより実態を調査し、化管法M S D S制度との比較を行った。

また、昨年度実施した国内調査結果について、「平成16年度M S D S制度調査報告書」(1月)をホームページに掲載するとともに、N I T E化学物質管理フォーラム2006展示・説明会でポスター発表等を行った。

(ウ)P R T R対象物質取扱量実態調査

昨年度に引き続き、取扱量実態調査を実施した。約44,500事業者に調査票を送付し、約15,900事業者から回答を得た。

調査票の送付方法、調査項目の記載方法などを改善したため、調査票の回収率が昨年の26.9%から35.8%に上昇した。昨年度から追加された排出源別排出量推計方法の精度確保のため、調査項目を追加した。これらにより、対象業種を営む事業者からの排出量の推計の精度向上に貢献した。

また、委託事務処理の効率化等によりデータ提出期限を昨年度より2か月早

い11月に設定し、推計データの早期作成に貢献した。

さらに、平成15年度及び平成16年度の調査報告書を約400部印刷し、関係機関・関係者に配布し、「平成16年度取扱量調査報告書」、「平成15・16年度取扱量調査の集計結果データ」をホームページに掲載した。

(I) 化管法対象物質の予備調査

化管法対象物質の見直しのための予備調査として、CHRIIPに収録されている約2万物質から有害性情報のスクリーニングを行い、対象となる可能性のある非既存化学物質約700物質を抽出し、製造・輸入量実態調査時に追加調査する物質リストとして提供した。さらに、既存化学物質約1,000物質(仮)を抽出し、来年度に本格実施される対象物質見直しのための暴露量検討の基礎情報として提供した。これらの物質についての製造・輸入量実態調査結果は、化管法対象物質見直し時の暴露情報の一つとして活用される見込み。

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等にする法律関係業務

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等にする法律を的確に実施していくために必要な業務を次のとおり実施した。

- (1) 同法30条第5項に基づく国際機関による検査等の立会い業務を、同条第6項に基づく経済産業大臣の指示に従って的確に実施し、その結果を定められた期限内で速やかに経済産業大臣に報告した(検査においてオンサイト分析は実施されなかった)。

なお、我が国の国際検査において初めて、国際検査団の我が国政府機関(NITE)訪問を実現させ、NITEの国際的なアピールに大きく貢献した。

- (2) 同法33条第4項に基づく許可事業者への立入検査等を、同条第5項に基づく経済産業大臣の指示に従って12月末までに的確に実施し、その結果を定められた期限内で速やかに経済産業大臣に報告した。1月に経済産業大臣から指示された事業者の一部に対しても、年度内に立入検査を行った。また、1月に経済産業省を招き、「平成17年度立入検査反省会」を開催した。

- (3) 上記の立会い業務及び立入検査等業務を的確に実施するため、以下の措置を講じた。

(ア) 同法に規定された特定物質、指定物質及びこれらの関連物質の分析能力の維持・向上を図るため、6～7月にNITE九州支所において第1回目の模擬分析を、8月～9月にCERIと合同分析実験を、12月に第2回目の模擬分析をそれぞれ実施した。また、1月に経済産業省及びCERIを招き、「模擬分析・合同分析実験報告会」を開催した。

(イ)国際検査対象事業所に対する実態調査を、経済産業大臣の指示に従って的確に実施し、その結果を定められた期限内で速やかに経済産業大臣に報告した。

(ウ)職員2人をオンサイト分析に必要なマススペクトル解析の外部研修に派遣し、分析の質の向上に資した。国際機関の最新の装備品（可搬型ガスクロマトグラフ質量分析計）と同一のものを立会者装備品として平成18年度から導入するため、国際入札を行った。

(I)申立査察が日本において実施された場合の我が国における受入れ体制を整備するため、経済産業省と外務省が設定した検討会（関係省庁：経済産業省、外務省、警察庁、防衛庁）に、我が国唯一の申立査察訓練参加者として参加し、その検討に資した。検討会は、今後とも継続される見込みであり、引き続きNITEの知見が求められている。また、申立査察の装備品の輸入手続きについて調査し、経済省産業省に報告した。

(3)適合性評価分野

工業標準化法に基づく試験事業者登録関係業務（JNL A）及び計量法に基づく校正事業者認定関係業務（JCS S）

(1)

(ア) JNL A

- ・申請受付け：

17年度	83件	（うち、既認定事業者の登録申請55件、新規事業者28件）
16年度	26件	
15年度	9件	
14年度	6件	
13年度	15件	

- ・評定委員会開催：

17年度	7回
16年度	7回
15年度	6回
14年度	6回
13年度	6回

- ・登録件数：

17年度	51件	（うち17年度申請分34件、16年度申請分17件）
16年度	16件	
15年度	3件	
14年度	10件	

13年度 18件

・60日を超える評定委員会での審議待ち件数：

17年度	60件中0件
16年度	10件中0件
15年度	3件中0件
14年度	10件中0件
13年度	18件中2件

・登録申請から通知までの期間

17年度に処理した案件には、標準処理期間（150日）を超えたものはない。また、登録申請から登録通知までの期間が1年を超えたものもない。

・不確かさガイダンス文書等

JNLA抗菌性試験に係る技術情報の改訂及び抗菌性試験（JIS Z 28015.2及びJIS L 1902 10.）について、新規にJNLA不確かさ見積もりのガイドを制定・公表し、申請者の利便性の向上を図った。

・新JNLA制度施行のためのインフラ整備

JIS規格の改正、区分追加の要望等に対応するため、技術委員会及び技術分科会を開催（合計10回）し、公表している登録区分のすべてについて見直しを行い、見直しの結果を経済省に報告した。

見直し結果は、平成17年10月17日の登録区分改正の告示に反映され、登録区分は制度発足時の482区分から現在509区分に拡大されている。なお、登録区分の見直し作業は引き続き行い、経済省の登録区分告示改正作業を支援する。

・普及活動

JNLA制度の普及及び登録試験事業者への広報ツール提供のため、リーフレットを3種類作成し、展示会等で配布するとともにホームページで公開した。また、外部機関からの要請に基づき、新JIS制度及び新JNLA制度の解説セミナーに講師を派遣した。

・説明会

認定・登録制度に係る説明会を、JCSS、MLAPと共同で1月に開催した技術情報セミナーで実施。

17年度	1回
16年度	1回
15年度	1回
14年度	1回

13年度 2回

(1) J C S S

- ・申請受付け：
 - 17年度 63件
 - 16年度 47件
 - 15年度 37件
 - 14年度 50件
 - 13年度 35件

- ・評定委員会開催：
 - 17年度 6回
 - 16年度 6回
 - 15年度 6回
 - 14年度 7回
 - 13年度 6回

- ・登録件数：
 - 17年度 54件（うち17年度申請分25件、16年度申請分29件）
 - 16年度 41件
 - 15年度 37件
 - 14年度 46件
 - 13年度 21件

注)登録件数には、平成17年6月末までの旧J C S S制度の認定件数を含む。

- ・60日を超える評定委員会での審議待ち件数：
 - 17年度 54件中 0件
 - 16年度 41件中 1件
 - 15年度 37件中 0件
 - 14年度 46件中 0件
 - 13年度 21件中 14件

- ・登録申請から通知までの期間
 - 17年度に処理した案件には、標準処理期間（150日）を超えたものはなかった。また、登録申請から登録通知までの期間が1年を超えたものもない。

- ・技術委員会、技術分科会
 - 計量法改正に伴うJ C S S制度の変更、横断的な基準文書の改正等に必要となる技術事項を検討するため、技術委員会を2回開催した。

さらに各量において、既存文書の改正、技能試験運営等に必要な技術事項を検討するため、技術分科会を合計36回開催した。また、標準供給体制が整備された粘度及び体積について2分科会を新たに設置し、必要な検討を開始した。

この他にも将来的にJCS Sで立ち上げる可能性のある先端技術分野の量について、経済省知的基盤課、産総研及び産業界関係者との事前検討会合・打ち合わせに積極的に参加し、迅速な認定の立ち上げができるよう支援した。

・ガイダンス文書

既存文書の必要な改正とともに、「トルク」、「平面度」、「次元回折格子」、「座標測定機」、「液体体積計（メスシリンダー、フラスコ）」、「光減衰量」について技術的適用指針文書を新たに制定・公表し、「トルク」、「平面度」、「液体体積計（メスシリンダー、フラスコ）」について「不確かさの見積もりに関するガイド」文書を新たに制定・公表し、申請者の利便性向上を図った。

・説明会

認定・登録制度に係る説明会を、JNLA、MLAPと共同で1月に開催した技術情報セミナーで実施。（再掲）

17年度	1回
16年度	1回
15年度	1回
14年度	1回
13年度	2回

・計量法改正に伴う説明会

17年7月に施行された改正計量法による新JCS S制度の手続きについて、関係団体・工業会との共催説明会や工業会内部の勉強会での講演を5月に2回、6月に6回行い（延べ数百名が参加）、新JCS S制度の普及に大きく貢献した。

・JCS Sに係る普及・広報活動

イ JCS S及び認定に係る周辺情報の普及・広報のため、2回の展示会（東京）計測標準フォーラム及び全国数箇所での各種講演会に講師を派遣し、JCS S制度等の紹介を行った。また、新規立上げ分野であるトルク、体積について説明会を行った他、運用変更のある分野についても説明会を実施した。

展示会については、特に11月の計測展2005 TOKYOでは、JCS S・ASNITE校正事業者スタンプラリーを主催し、JCS SやASNITEの事業者が着実に増加していることをPRすべく横断的な広報活動を展開し、スタンプラリー参加者は225名と非常に好評であり、展示

会参加の事業者内部においても J C S S に対する教育・啓発に寄与した。

また、工業会等の普及委員会等に委員として3名が参加するとともに、様々なルートを活用して広く産業界に J C S S 制度の意義・メリットについて積極的にアピールを行った。

特に、17年度より発足した N M I J 計測クラブにおいても、量別担当者が会合に参加し、計量標準供給や J C S S をめぐる情報収集、情報交換に努めた。

ロ J C S S の満足度調査や定期検査において、I S O 9000等の審査員の計測のトレーサビリティに対する理解不足についてのコメントが認定事業者から多く寄せられたため、産業界における活用を促すべく、昨年度に引き続き I S O 9000等の審査登録機関・審査員研修機関向けに J C S S の説明会を2月に1回開催した。

ハ 広報支援ツールとして J C S S 校正証明書の意味を説明するクリアフォルダを作成し、展示会等で配布し P R する他、ホームページに認定センターが作成した各種広報ツールを掲載したページ「P R お役立ち B O X 」を設置し、事業者の社内教育、顧客への制度説明等への活用等、事業者へのサービス向上を図った。

(2) J N L A、J C S S 及び M L A P の各プログラム共同で審査員の増強を図るため次のとおり研修等を実施した。

・試験所・校正機関認定審査員研修

17年度	3回
16年度	3回
15年度	2回
14年度	2回
13年度	3回

・審査員新規登録数

17年度	15名 (J N L A 15名, J C S S 13名 (重複登録あり))
16年度	J N L A 26名 ; J C S S 1名
15年度	J N L A 10名 ; J C S S 13名
14年度	J N L A 13名 ; J C S S 9名
13年度	J N L A 18名 ; J C S S 13名

・審査員連絡会 (審査員への最新情報の提供)

17年度	4回
16年度	3回
15年度	2回
14年度	2回

・審査員研修（共通）

ISO/IEC Guide 58からISO/IEC 17011への移行及びISO/IEC 17025の改正に伴い、審査員研修テキストの見直しを行い改正するとともに、「読むテキスト」から「見て理解し易いテキスト」へ刷新した。

・技術アドバイザーの登録

審査員研修受講者等から、新規にJNLA 10名、JCSS 22名の技術アドバイザーを登録した。

・JNLA技術研修

繊維担当審査員22名に技術研修を実施し、繊維関係のJIS規格改正に係る最新情報を周知した。また、抗菌性試験に係る技術研修を17名の化学系等の審査員に実施し、抗菌性試験に係る技術情報を提供し、申請件数の多い繊維分野及び抗菌分野の審査体制強化を図った。

更に、試験における測定の不確かさの評価を適切に実施するため、「IAJapan審査員のための不確かさ研修」を東京、名古屋、大阪で実施。従来の初級コースに加え中級コースを新設。主にJNLAに携わっている審査員78名が参加し、審査員の技術能力向上を図った。

・JCSS技術研修

JCSSでは、独自に産総研での長期研修修了者に対してのフォローアップ研修として、「圧力」、「質量」、「温度」、「電気」を行った。また、審査員を対象とした校正技術研修として「体積・密度」、「ゲージ類」、「音響・振動」、「長さ・角度」についての研修を実施した。

17年度	フォローアップ研修	4回	技術研修	4回
16年度	フォローアップ研修	4回	技術研修	4回
15年度	フォローアップ研修	3回	技術研修	2回
14年度	フォローアップ研修	3回	技術研修	2回
13年度	フォローアップ研修	3回	技術研修	1回

(3)

(ア)法律に基づく立入検査は、JNLAで事務所移転に伴い2件実施した。

イ JNLA立入検査実績

17年度	JNLA	2件
16年度	JNLA	1件
15年度	JNLA	2件
14年度	JNLA	0件

	13年度	JNLA	0件
□	JCSS立入検査実績		
	17年度	JCSS	0件
	16年度	JCSS	0件
	15年度	JCSS	0件
	14年度	JCSS	4件
	13年度	JCSS	81件

(イ)昨年度発刊された認定機関に対する新国際規格（ISO/IEC 17011）への適合のため、迅速にマネジメントシステムの見直しを行い、システム文書の改正、審査員への周知、内部監査、マネージメントレビューを実施した後、平成17年末に完全適合を確認しAPLACに報告した。

また、ILAC及びAPLACの相互承認を維持するため、相互承認を希望する認定事業者について、平成14年度から実施している定期検査を次のとおり実施した。

イ JNLA定期検査実績

- ・ 申込み受付：

17年度	6件（既認定事業者の登録審査への移行により減少）
16年度	48件
15年度	54件
14年度	53件

- ・ 継続通知件数：

17年度	9件（うち17年度実施分6件、16年度実施分3件）
16年度	45件
15年度	66件
14年度	39件

- ・ 定期検査における事務処理期間

17年度	：最大64日、最小6日、平均37日
16年度	：最大69日、最小7日、平均32日
15年度	：最大97日、最小9日、平均39日
14年度	：最大60日、最小4日、平均25日

□ JCSS定期検査実績

- ・ 申込み受付：

17年度	51件（既認定事業者の登録審査への移行により減少）
16年度	68件

15年度 61件
14年度 51件

・継続通知件数：
17年度 52件
16年度 61件
15年度 45件
14年度 60件

・定期検査における事務処理期間：
17年度：最大125日、最小30日、平均70日
16年度：最大82日、最小4日、平均37日
15年度：最大77日、最小1日、平均32日
14年度：最大58日、最小2日、平均31日

(ウ)認定事業者等の能力を確認するため、技能試験を次のとおり実施した。

イ J N L A

3分野3プログラム（土木・建築分野、化学品分野、給水・燃焼機器/化学品分野）の技能試験の実施を公表。参加試験所数が計画（9事業者以上）に満たなかったの技能試験を除く2プログラムを適正に実施中。なお、電気分野についてはMRA維持に必要な対象事業者が1者のみであったため、測定監査^注として技能試験を実施した。

また、外部機関等が実施する技能試験2プログラム（繊維分野：耐光・汗耐光堅ろう度試験他、土木・建築分野：コンクリート圧縮強度試験）について承認を行い、活用している。

技能試験：	17年度	技能試験 参加者数	3分野4プログラム 国内 115事業者 海外 なし
	16年度	技能試験 参加者数	4分野5プログラム 国内 112事業者 海外 14事業者
	15年度	技能試験 参加者数	7分野6プログラム 国内 135事業者 海外 36事業者
	14年度	技能試験 参加者数	7分野7プログラム 国内 170事業者 海外 57事業者
	13年度	技能試験 参加者数	7分野8プログラム 国内 185事業者 海外 3事業者

また、申請事業者に対して2件の測定監査（電気分野、抗菌分野）を実施した。

測定監査：	17年度	2件
	16年度	2件
	15年度	2件
	14年度	0件

注)測定監査とは、NITEと認定・登録申請事業者とがそれぞれ1対1で行う技能試験をいい、年度計画に基づき実施する技能試験を待っている場合は迅速な認定・登録通知が困難である場合などに計画とは別に実施するものである。コスト面・効率面では不利であるが、JNLA及びJCSSでは、申請事業者が希望する迅速な認定通知に応えるため、現行人員の範囲内で測定監査を実施する体制を整えている。

□ J C S S

持ち回りによる技能試験を4プログラム（電気2、温度1、圧力1）を開始した。また、外部機関等が実施する技能試験6プログラム（長さ2、電気4）について承認を行い、活用している。

また、APLAC主催の長さの技能試験にJCSS登録事業者から6事業所が参加し、KOLAS（韓国）主催の技能試験5プログラム（長さ、電気2、質量、温度）に27事業所が参加した。

技能試験：	17年度	技能試験	10プログラム
		参加者数	93事業者
	16年度	技能試験	9プログラム
		参加者数	35事業者
	15年度	技能試験	10プログラム
		参加者数	83事業者
	14年度	技能試験	3プログラム
		参加者数	50事業者
	13年度	技能試験	8プログラム
		参加者数	64事業者

また、JCSSについては、申請事業者に対して21件の測定監査を行った。

測定監査：	17年度	21件
	16年度	22件

15年度 20件

14年度 21件

(4) I L A C 総会（ニュージーランド）及び A P L A C 総会（タイ）に参加するとともに、4つの委員会等を日本に招致し、国際機関への人的及び技術的貢献を積極的に行った。また、認定機関の二国間協力にも積極的に取り組んだ。

(ア) I L A C

I L A C 認定委員会を平成17年4月に日本で開催し、ホスト国として貢献。また、平成17年9月にニュージーランド（オークランド）で総会が開催され、M R A 評議会、M R A 委員会及び認定委員会に専門委員として参加した。

当該委員会において積極的に発言し、その結果、多くの意見が反映された。例えば、試験所が I L A C / M R A マークを宣伝媒体に使用することが可能となり、認定試験所の宣伝効果が高まった。また、M R A に係る評価レポートがメンバーに配布されるようになり、M R A の透明性が向上した。

認定委員会においては、技術レベルの高さ及び積極的な国際貢献を背景に、認定センター職員が校正等検討WGの議長に選出された。

(イ) A P L A C

A P L A C 理事会、M R A 評議会、M R A 主任評価員研修を平成17年4月に日本で開催し、ホスト国として貢献。また、平成17年11月にタイ（チェンマイ）で総会が開催され、理事として理事会に参加するとともに、M R A 評議会、技術委員会、技能試験委員会、教育訓練委員会及び広報委員会に専門委員として参加した。

M R A 評議会においては、M R A メンバーの新規加入・継続の審議を行うとともに、I A J a p a n がWG議長として行っているM R A 文書の改訂に関する検討結果の報告等を行った。また、M R A 評議会ではM R A の信頼性向上のため、他国認定機関のM R A 評価報告に対して積極的に発言した。

A P L A C 総会では役員選挙が行われ、今年任期切れとなる認定センター所長が理事として再選された（任期は2年）。

技術委員会では認定センター職員が技術委員会委員長を務め、多くの技術的議題を取りまとめ、主導的役割を果たした。

(ウ) A P L A C / M R A 評価員の派遣

A P L A C からの要請により、評価チームメンバーとして4回（アメリカ、フィリピン、メキシコ、台湾）4名、評価チームリーダーとして1回（アメリカ）1名をM R A 評価に派遣し、M R A 評価の信頼性及び透明性の確保に貢献した。

なお、A P L A C には17名の評価員等を登録している。

(I) A P L A C 技能試験の提供

A P L A C に 2 つの技能試験プログラム（ゲージブロックの校正に係る技能試験、熱伝導率の試験に係る技能試験）を提供し、M R A 評価の信頼性の向上に努めるとともに技術的貢献を果たした。

(オ)国際規格等作成への参画

国際標準化機関(I S O)等の適合性評価に関連する国際規格等作成委員会に委員として積極的に参加し、延べ 1 4 回 1 4 人をスイス、フランス、パナマ等に派遣した。

なお、参加した委員会は次のとおり。

- ・ I S O 適合性評価委員会 (C A S C O) の W G 2 1
(認証機関の認定に係る要求事項)
- ・ I S O 適合性評価委員会 (C A S C O) の W G 2 3
(適合性評価機関に対する要求事項の共通的要素)
- ・ I S O / 技術委員会 (T C) 1 7 6
(マネ - ジメントシステムの認証に係る要求事項)
- ・ 国際度量衡局 (B I P M) 等合同委員会 (J C G M)
(国際計量基本用語)

(カ)国際支援活動

独立行政法人国際協力機構 (J I C A) の実施する計量標準に係る国際協力プロジェクトであるタイ国家計量標準研究所 (N I M T) 技術移転プロジェクトにおいて、国際基準 (I S O / I E C 1 7 0 2 5) に適合する品質マネジメントシステム及び技術能力の構築に係る支援として、N I M T に短期専門家等を計 2 回 3 名派遣した。

(キ)日韓計量計測標準定期協議に経済省知的基盤課、産総研 N M I J とともに参加し、協議を行った。また、韓国の認定機関 K O L A S と認定に係る技術協力に関する M O U を締結した。これにより、技能試験に留まらず、認定運営に関する幅広い協力が可能となった。

(ク) J I S C / W G 1 (適合性評価部会) に設置された J I S 化 W G (A , B , C) において国際標準化機構で制定された (制定予定の) 国際規格、ガイドに係る翻訳 J I S 作成のための会議に延べ 1 4 回 2 8 名を派遣し、翻訳作業に参加した。

(ケ) I S O / T C 6 9 (統計的方法の応用) の S C 6 の国内委員会に委員として延べ 2 回 2 名を派遣した。同 T C が作成した I S O / T S 2 1 7 4 8 (計測の不確かさの推定における繰り返し性、再現性及び真度の推定

値の使用の手引)のJIS原案作成委員会の委員として原案作成に貢献している。

(5) 認定機関連絡会

認定機関連絡会を3回開催し、認定制度普及のための広報、技能試験の相互利用、審査員等への教育訓練の共催、国際貢献の相互支援等について意見交換を行った。

また、技術情報セミナーを共催し、本年度はISO/IEC 17025の改正と技能試験をトピックとし、技術情報を提供することにより、認定機関間の情報共有、申請者の利便性向上、審査員等の審査能力(評価技術)の向上を果たした。この他、ISO/IEC 17025修正規格JIS化WG(JISC)からの要請に基づき、同規格翻訳案文の審議に認定機関連絡会が利害関係団体として参加し、3回の会議を開催して認定機関のコメントをまとめるなど、認定機関連絡会の事務局として意見とりまとめの中心的役割を担った。

(6) JNLA及びJCSSに係る調査研究・アンケート調査等

(ア) JNLA制度の信頼性を向上させ、その適切な普及を図るために次の調査を行った。

イ 抗菌分野の技能試験については、平成15年度に開発した技能試験サンプルと異なるより均一性に優れているサンプルの開発を目指して適切な外部機関を選定し、16年度から2年間の委託を実施している。これまでサンプル開発委員会を3回、開発WGを3回開催した。

ロ 新JNLA登録制度の新たな登録区分の中で、申請が多くあるものと予測される5分野^注に係る試験について不確かさの要因の調査を計画し、専門の外部機関(6機関)に調査委託を行った。

注) 5分野(土木・建築分野、鉄鋼・非鉄金属分野、化学品分野、繊維分野、医療・福祉・保安用品分野)

(イ) JNLA及びJCSSの申請・認定事業者に対して審査・検査の満足度に係るアンケート調査を行い、その結果を審査員連絡会において審査員に周知し、審査レベルの均一化を図った他、さらにJCSSについては、計測標準フォーラムにおいて認定センターの制度改善の取り組み事例紹介として講演を行った。

アンケート回収率

JNLA 52%(82件中44件回収)

JCSS 74%(103件中76件回収)

なお、未回収事業者については17年度末に再調査を実施した。

特にJCSSについては、次回の計量法大改正に向けた検討ワーキンググループに制度運用等の事業者からの要望を積極的に提言している。

ダイオキシン類等極微量分析証明事業者等認定関係業務

(1)計量法に基づく特定計量証明事業者認定関係業務について、次のとおり実施した。

- ・申請受付け： 17年度 100件（うち更新申請94件）
 16年度 14件
 15年度 19件
 14年度 121件

- ・評定委員会開催：17年度 14回
 16年度 7回
 15年度 10回
 14年度 13回

- ・認定件数： 17年度 89件（うち更新件数86件。16年度申請分10件、17年度申請分79件。17年度申請分認定拒否1件、取下げ2件）
 16年度 8件
 15年度 25件
 14年度 88件

・認定申請から通知までの期間

17年度に処理した認定案件のうち、7件について標準処理期間（100日）を超えた。

これは、NITE認定分に加え、日本適合性認定協会（JAB）で認定を受けていた事業者からの更新申請が集中することが予想されたため、その対策として事業者に早めに申請（有効期限の6ヶ月前から申請）をするように協力要請を行ってきたが、有効期限間際になって申請をしてきた事業者があったためである。有効期限が切れた事業者は一時的に業務を行うことが出来なくなってしまいうため、事業者が不利益を被らないよう、現地審査日を早めに設定し、評定委員会の日程を調整するなどの対応をとり、有効期限内に認定を更新することが出来たが、このような事業者の対応を優先したため、余裕を持って申請してきた事業者の標準処理期間が100日を若干超えたケースが発生したためである。なお、この7件の事業者については有効期限内に更新を行っている。

(2)

(ア)ダイオキシン類測定方法に係るJIS規格（JIS K 0311及びJIS K 0312）の改正（6月）について、迅速にホームページで認定事業者へ情報提供するとともに、改正された測定方法への適合について周知徹底を図った。

- (イ) J I S 規格の改正に伴い、サンプリングスパイクが行われていない持込試料等に係る質問が事業者から 4 件あり、迅速に回答するとともに、認定事業者及び申請者への情報提供として Q & A を作成し、ホームページに掲載した。
- (ウ) 経済省で定める認定基準の改正（8 月）及び運用解釈の見直しに伴い、ホームページで公表している「事前チェックリスト」及び「申請の手引き」について迅速に見直しを行い、変更点の解説を含めホームページに掲載し、申請者の利便性向上を図った。
- (I) 経済省により M L A P 制度初の認定取消し処分がされたことを受け、認定事業者に対しその情報提供を行うとともに、制度の信頼性確保のため、認定事業者の品質管理システム及び技術の維持・向上に努めるよう要請を行った。
- (オ) 認定・登録制度に係る説明会を、J N L A、J C S S と共同で 1 月に開催した技術情報セミナーで実施。（再掲）
- (カ) 化学センターと共同で分析展（8 月）に初めて出展し、他のプログラムと共同で認定制度の普及・広報活動を行った。
- (3) J N L A、J C S S と共同で審査員の増強を図るため試験所・校正機関認定審査員研修を実施した。

・試験所・校正機関認定審査員研修（再掲）

17 年度	3 回
16 年度	3 回
15 年度	2 回
14 年度	2 回
13 年度	3 回

・審査員新規登録数

17 年度	M L A P	3 名
16 年度	M L A P	5 名
15 年度	M L A P	3 名
14 年度	M L A P	24 名
13 年度	M L A P	35 名

・審査員連絡会（審査員への最新情報の提供）（再掲）

17 年度	4 回
16 年度	3 回

15年度 2回
14年度 2回
13年度 2回

・技術アドバイザーの増強

17年度に極度に集中する認定更新審査を確実に進めるため、技術アドバイザーを増強する必要があり、候補者を対象とした説明会を2回実施(19名参加)。その後、技術アドバイザー研修を実施し、17名を新規に登録した。

(4)

(ア)立入検査

本年度は経済産業大臣が行う立入検査への同行の指示が1件あり、適切に実施した。

17年度 1件
16年度 0件
15年度 0件
14年度 23件

(イ)技能試験

昨年度の技能試験において結果が不十分であった79事業者からの原因分析、是正措置の報告内容の妥当性について、産総研の協力のもと検証を行った。このうち、是正措置の効果を確認するため6事業者に再測定を指示。この再測定も踏まえ、すべての事業者の是正措置の内容が適切と判断した。

これらの是正措置の評価により、認定事業者の技術の維持・改善をバックアップし、MLAP制度全体の信頼性の確保に大きく貢献した。

また、産総研と連携し、2回目の技能試験の実施について準備を開始した。

(ウ)フォローアップ調査

認定後の事業者が適切に計量管理を行っているか確認し、その信頼を確保するためにフォローアップ調査を2件計画。1件は事業廃止したため、1件を実施した。

(5)MLAP制度の信頼性の向上及び制度運営の改善等を図るため、申請・認定事業者に対して、審査・調査の満足度にかかるアンケート調査を行った。その結果を審査員連絡会において周知し、審査レベルの均一化を図った。

アンケート回収率 79%(89件中70件回収)

なお、未回収事業者については17年度内に再調査を実施した。

(6)JABのMLAP業務撤退により、経済産業大臣より業務の移管を受け、適切

に処理を行った。

標準物質関係業務

計量標準基盤の整備、国際関係業務、情報提供業務について、それぞれ次のとおり実施した。

(1) 計量標準基盤の整備

標準物質を調製するための基準物質 78 物質を適切に保管するとともに、有機基準物質の 38 物質について長期保存安定性の確認を行った。なお、有機基準物質のすべての確認を終了した。

・保管する基準物質数^{注)}

17年度	78物質(無機39物質、有機39物質)
16年度	78物質(無機39物質、有機39物質)
15年度	78物質(無機39物質、有機39物質)
14年度	73物質(無機39物質、有機34物質)
13年度	64物質(無機39物質、有機25物質)

・長期保存安定性確認

17年度	有機39物質
16年度	有機40物質
15年度	有機38物質
14年度	有機34物質
13年度	有機25物質

注：維持管理した物質種類数。

平成17年度までに告示された112件の標準物質に対応する基準物質 数146物質に相当。

(2) 上記(1)における長期保存安定性の確認において、3物質に経時変化の疑いが認められたが、開発を行った産総研と技術的検討を加えた結果、維持管理を継続することとなった。また、今年度末をもって、当該業務は、産総研に移管することとなっているため、業務引継ぎに必要な打合せ等を行った。

(3) 今年度は、計量法第135条第2項に基づく経済産業大臣の公示によりNITEが校正機関とされる標準物質はなかった。

(4) 情報提供業務

標準物質総合情報システム(RMinfo)を適切に運用するとともに、標準物質に関する有識者で構成される標準物質情報関係委員会を2回開催(平成14~16年度は、各年3回開催、今年度から、本委員会のほかに登録小委員会を設置)し、国内で供給される標準物質をRMinfo及び国際標準物質デー

データベース（COMAR）に登録すべきか否か、データ登録の要件について審議したほか、RMinfoのコンテンツ更新、アクセス数の変化などの運営に関する報告を事務局であるNITEから行った。

また、国内唯一の標準物質情報の提供機関として、標準物質の普及活動（展示会出展）を行ったほか、RMinfoにすでにデータを登録している機関等に対し、データの変更・追加の有無等について年3回の調査を行った。

また、標準物質の登録と検索の容易さを目的としてシステムの全面改修を実施した。

今年度は3機関の新規登録機関の登録を得るとともに、コレステロール標準物質等社会的ニーズの高い標準物質について、関係機関に働きかけ、新たにデータの登録を行った。

RMinfoトップページへのアクセス件数等は、次のとおり

・アクセス件数	17年度	日本語版	月平均	1,436件
		英語版		130件
	16年度	日本語版	月平均	1,829件
		英語版	月平均	93件
	15年度	日本語版	月平均	1,631件
		英語版	月平均	150件
	14年度	日本語版	月平均	1,660件
		英語版	月平均	140件
・コンテンツ更新	17年度			24件
	16年度			255件
	15年度			366件
	14年度			449件
・データ更新（認証標準物質について、追加,更新,削除）	17年度			78件
	16年度			49件
	15年度			117件
	14年度			641件
・お問い合わせ窓口への回答数 (全件回答)	17年度			17件
	16年度			20件
	15年度			40件
	14年度			49件

(5) 国際関係業務

10月にCOMAR運営について定めた新メモランダム（覚書）に調印したほか、新しくコーディングセンターになることを計画している韓国の国家標準

機関に対し、COMARについての情報を提供し、協力を行うとともに、RM info及び日本の標準物質について紹介した。

製品安全4法^注で規定された国内（外国）登録検査機関の登録等関係業務

(1) 製品安全4法に基づく国内（外国）登録検査機関の登録等のための調査は、経済産業大臣からの指示があった2件（外国）について実施し、その結果を速やかに報告した。

17年度	2件
16年度	4件
15年度	19件
14年度	0件
13年度	6件

(2) 製品安全4法に基づく国内（外国）登録検査機関等に対する立入検査は、経済産業大臣からの指示がなかったため、実施していない。

17年度	0件
16年度	0件
15年度	0件
14年度	0件
13年度	0件

特定機器に係る適合性評価の相互承認関係業務

(1) 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律に基づく調査は、経済産業大臣からの指示がなかったため、実施していない。

17年度	0件
16年度	0件
15年度	0件
14年度	0件
13年度	0件

(2) 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律に基づく認定適合性評価機関等に対する立入検査は、経済産業大臣からの指示がなかったため、実施していない。

17年度	0件
16年度	0件
15年度	1件
14年度	0件

13年度 0件

- (3)海外適合性評価機関等実態調査業務は、9月27日から10月5日にかけてベトナム(4機関)、インド(6機関)の適合性評価機関等の現地調査を行い、報告書を作成し、関係機関に送付した。

工業標準化法で規定された登録認証機関の登録等関係業務

- (1)平成17年10月に施行された新JIS制度に基づく登録認証機関の登録のための調査は、経済産業大臣(又は関東経済産業局長)から指示のあった15件のうち、10件実施(経済産業省との合同)し、その結果を速やかに報告した。未実施の5件は、経済産業省からの現地審査の指示待ちの状況である。また、経済省からの要請に基づき、経済産業省主催のJASC審査員研修にISO/IEC 17025の解説講師として5名(2回)、日本規格協会主催のJIS品質管理責任者セミナーに同じく8名(7回)派遣し、新JIS制度の普及に貢献した。

(2)

登録認証機関に対する立入検査は、経済産業大臣からの指示がなかったため、実施していない。

試買検査

平成17年7月に第1回試買検査運営委員会を開催し、試買検査対象品目(6品目)及び試験項目について決定。9月に試買検査対象商品の調査、買上、試験の外注、試験結果の取りまとめを行う業者と役務契約を締結し、試買検査を実施。平成18年3月1日に試買検査対象品目の試験に知見を持つ専門家を招致して第2回試買検査運営委員会を開催し、試買検査結果について評価を実施した。3月15日に契約業者から最終報告書の提出を受け、3月31日に経済産業大臣に報告した。

工業標準化法(の登録等関係業務及びJNLAを除く。)、家庭用品品質表示法及び計量法(JCSSを除く。)に基づく立入検査関係業務

- (1)工業標準化法(7.の登録等関係業務及びJNLAを除く。)に基づく立入検査関係業務については、次のとおり実施した。

・JIS工場立入検査

経済産業大臣から指示があった100工場のうち、工場廃止、表示認定辞退した9工場を除く91工場について立入検査を実施し、その結果をすべて3週間以内に報告した。

17年度 91件

16年度 133件
 15年度 131件
 14年度 145件
 13年度 150件

・指定（承認）認定機関及び指定（承認）検査機関

経済産業大臣から指示があった指定検査機関16機関及び承認検査機関5機関の計21件について立入検査を実施し、その結果を2週間以内に報告した。

	17年度	16年度	15年度	14年度	13年度
指定認定機関	0件	4件	1件	6件	1件
承認認定機関	0件	2件	2件	1件	0件
指定検査機関	16件	16件	12件	0件	6件
承認検査機関	5件	5件	5件	0件	0件

(2)工業標準化法に基づく認証製造業者等及び認証加工業者に対する立入検査は、経済産業大臣からの指示がなかったため、実施していない。

(3)家庭用品品質表示法に基づく立入検査については、17年度は経済産業省より立入検査の指示を受けていない。

(4)計量法（JCSSを除く。）に基づく立入検査関係業務については、経済産業大臣から指示があった7事業所について立入検査を実施し、その結果を2週間以内に報告した。

17年度 7件
 16年度 14件
 15年度 12件
 14年度 12件
 13年度 11件

国際提携関係業務

17年度は、オーストラリア当局から生産適合監査（COP）7件及び試験施設検査（TFI）8件の検査依頼があり、その結果をオーストラリア当局から指示されている6週間以内に報告した。

平成17年度 COP 7件 ; TFI 8件
 平成16年度 COP 9件 ; TFI 7件
 平成15年度 COP 9件 ; TFI 10件
 平成14年度 COP 10件 ; TFI 13件

(4) 人間生活福祉分野

人間特性計測関係業務

高齢者や障害者に配慮した製品の開発や規格の制定に資するため、人間の動態特性に係る計測手法の開発及び人間の発揮力や関節可動域、寸法、運動属性に関するデータの収集・整理・公開を行っている。

(1) 基本動態計測手法の開発

(ア) 頸部・体幹の硬さ特性計測手法の開発（16年度～17年度）

頸部・体幹の硬さ特性データは、製品開発に必要なデータとして渴望されていたが、頸部等に障害を与える危険が大きく計測が困難なため、計測データは極めて少なかった。そのような中、本事業により、理学療法士等の医学関係者のアドバイスを受ける等の努力を行いこれらの問題点を克服して、被験者に対する安全性を確保し、かつ、再現性の高い計測データが得られる計測手法を開発した。

また、開発した計測手法及び検証データを、インターネットにより公開した。現在、すでに自動車メーカーから当該計測手法やデータの設計への応用（負担の少ない運転姿勢の評価等々に活用）に係る照会が入っている。

(2) 人間特性情報（高齢者の基本動態特性）の改良及びデータベースの改良

17年度は、既に公開している人間特性データベースの中から、企業等からの問い合わせの多い「操作力」及び「関節発揮トルク」に係るデータを加齢に伴う特性の変化が分かるよう再加工を行った。

再加工後のデータ表は、ISO/TC159（人間工学）/WG2（特別な配慮を必要とする人々のための人間工学）で策定中のISO/IEC Guide71（高齢者及び障害のある人々のニーズに対応した規格作成配慮指針）に基づくテクニカルガイドライン案（ISO/TR22411）に盛り込み、国際的に活用される見込みである。

また、データベースを改良し、再加工後のデータを、インターネットにより公開した。

福祉用具評価関係業務

社会ニーズに基づき、安全で使いやすい福祉用具の規格策定のための評価手法の開発を行っている。

福祉用具評価手法の開発状況は、次のとおりで、目標を超過達成した。

17年度：	3テーマ開発終了
16年度：	1テーマ開発終了
15年度：	6テーマ開発終了
14年度：	1テーマ開発終了
13年度：	7テーマ開発終了

合計：18テーマ開発終了（中期目標15テーマ）

(1)平成17年度開発終了テーマ

バスボードの工学的安全性評価（16年度～17年度）

介護保険法の公的給付対象であるバスボードの強度、安定性、すべり等の要求案全項目に係る評価手法を開発した。開発した評価手法は、試験方法のJIS素案として作成し、収集した技術情報とともに日本福祉用具・生活支援用具協会（JASPA）に設置されている標準化部会・入浴台分科会の製品規格検討スケジュールに合わせて提供した。なお、この試験方法のJIS素案は、JASPAが作成している製品規格のJIS案に取り入れられる予定である。

体圧分散^{*1}マットレスの安全性評価（16年度～17年度）

床ずれを予防するための体圧分散マットレスに要求される基本的な性能のうち、ずれ力（摩擦力）低減性能^{*2}及び湿潤低減性能^{*3}を評価するための試験装置を開発した。各試験項目について、予備テストを実施し、必要な試験データを取得し、試験条件、試験手順等を含む評価手法を開発した。開発した評価手法は、JISの試験方法の素案として作成し、JASPAに提供した。18年度には、引き続きJASPAに設置されている標準化部会・分科会等でその妥当性、有効性について検討される予定である。（体圧分散マットレスに要求されるもう一つの基本的性能である体圧分散性能の評価手法については、機構が13年度に開発済み）

*1：薬事法で規定される医療機器を貸与するものでないことを明確にするため、介護保険法に基づき貸与されている福祉用具について、「褥そうを予防する」機能ををもつ旨の説明をしている場合は、適切な表現に改めるよう厚生労働省老健局振興課長名で関係者に文書連絡があり、それを受けてテーマ名を「褥そう予防マットレスの安全性評価」から「体圧分散マットレスの安全性評価」に変更した。

*2：ずれ力（摩擦力）低減性能とは、背上げ時や体位変換時に、マットレスとの摩擦により皮膚組織に加わる「ずれ」を軽減して皮膚組織の血流障害を防止する性能をいう。

*3：湿潤低減性能とは、発汗等による皮膚の湿潤（蒸れ）に伴う皮膚組織破壊や感染を防止する性能をいう。

立ち上がり補助いすのリクライニング機能の工学的安全性評価（17年度）

リクライニング機能付きの立ち上がり補助いすが開発・市販されて、使用者の重心を上下に移動する特性に加え、水平に移動させる特性が合成された場合の安全性評価手法が新たに求められている。リクライニング機能を有する立ち上がり補助いすを実際にヒトが使用し、リクライニング機能を働かせた際に、いすの座面や背もたれに加わる荷重の分布や大きさの計測方法論を検討した。その結果に基づいて18年1月に高齢者を含む被験者実験を実施。得られた結果を分析・検討し、評価手法を開発した。開発した評価手法は、18

年度に J I S の試験方法の素案として作成し、JASPA に設置される標準化部会・分科会等に提供する予定である。

(2)実施中のテーマ

手すりの工学的安全性評価（17年度～18年度）

手すりは、家庭内の転倒防止対策として不可欠なものであるが、工学的安全性を評価する手法がないため、開発が求められている。

17年度は、取り付け工事を伴わない手すりを対象として、実使用時に手すりに加わる力を計測するための計測装置を新たに開発した。18年度は、この装置を用いて被験者実験を実施し、得られたデータを基に、耐久性評価試験等を実施する予定である。

浴槽内いす（入浴補助用具）、浴槽内すのこ（入浴補助用具）の工学的安全性評価（17年度～18年度）

高齢者の浴槽内での事故を防止し、運動機能の衰えた高齢者の入浴を補助する浴槽内いす・浴槽内すのこといった入浴補助用具の工学的安全性を評価する手法が求められている。17年度は、国内外の関係規格整備実態等の調査を行い、その結果を踏まえ、工学的安全性評価項目の検討を行った。18年度においては、引き続き評価手法の検討を行い、安定性、強度、滑り抵抗特性など工学的評価項目のテストを実施し、その評価結果を取りまとめて、試験方法の J I S 素案として作成し、JASPA が作成する製品規格に反映させる予定である。

体位変換器の工学的安全性評価（17年度～18年度）

高齢社会を迎え、「寝たきり」といわれる要介護者が増加し、介護者の負担が社会問題化し、多様な体位変換器が商品化されているなか、工学的安全性の評価手法の開発が求められている。17年度は、市場に流通している体位変換器を12種類購入し、適用範囲及び評価項目の予備調査を実施した。また、JASPA の分科会準備会に参加し、産業界との情報交換を行った。

18年度においては、評価手法及び評価基準の検討及び検証を行い、試験条件、試験手順等の評価手法を作成する予定である。

(3)評価手法の開発テーマは、介護保険法に資する公的給付制度の対象となる福祉用具のうちから、社会や行政からのニーズの高いものについて、外部有識者で構成する標準化業務推進委員会高齢者・障害者配慮部会を6月に開催し、意見を踏まえ5テーマを選定した。18年2月に、2回目の部会を開催し進捗状況を確認した。

(参考)

福祉用具業界の J I S 原案作成能力を高めるために、経済産業省に働きかけた

結果、JASPA に J I S 原案作成を専任とする職員が 1 名増員されるとともに、国際医療福祉大学院生 1 名を JASPA に設置された J I S 原案作成委員会に参加させる予算手当がなされた。機構は、これらの者に対する J I S 原案作成の指導を、委員会等の場を通じて行っている。また、経済産業省の産学官連携推進予算に基づく「福祉用具の J I S 作成人材育成事業」の一環として、JASPA 及び国際医療福祉大学と連携して、国際医療福祉大学乃木坂キャンパス（サライトとして、同大学大田原、福岡、柳川及び熱海の各キャンパスに接続）において、機構職員が、「機構の標準化活動とその役割」及び「福祉用具試験方法の開発事例（段差知-プ）」と題する講義を実施し、福祉用具の産業界が自ら J I S 原案作成能力を向上するための人材育成にも尽力している。これらの努力により、JASPA の J I S 原案作成能力の向上が期待され、2 期においては、福祉用具の個別規格作成は産業界自ら行う方向になり、機構は複数の製品分野に共通して用いられる規格等のうち民間では実施できない部分の評価手法の開発部分及び標準化を行うこととなった。

床ずれを予防するための床ずれ予防用品は、福祉用具のなかでも関心の高い品目であるため、13 年度に、体圧分散性能の評価手法の開発を行い、その成果を産業界に提供した。しかし、機構が開発した評価手法のほかに日本褥そう学会が提案した方法があり、16 年度に機構の指導で産業界での検討体制をつくり検討を進めてきたところ。17 年度に産業界で二つの方法の比較実験を行うこととなり、機構の試験治具を貸し出すとともに、試験担当者に試験方法の指導を行った。その結果、機構の方法が精度がよいことが実証され、機構が開発した評価手法を J I S 原案に盛り込むことが決まった。これにより、体圧分散性能を有する床ずれ予防用品の性能評価を客観的に行うことが可能になった。

広報活動の一環として、経済産業省からの協力要請に基づき 17 年 4 月 23 ~ 24 日に開催された熊本県の「発明の日のイベント」に「報知音の体験システム」を短期間に製作・出展し、非常な好評を得、経済産業省から感謝された。なお、同システムは、「霞ヶ関こども見学会」、「国際福祉機器展 H.C.R.2005」及び生活・福祉技術センター主催の「成果発表会」において活用を図ったほか、現在、機構本部に設置された N I T E スクエア/ウェルフェアゾーンにて活用されている。

広報活動の一環として、17 年 9 月 28 日に東京会場で開催された生活・福祉技術センター主催の成果発表会において、15 年度に終了した「段差解消スロープの工学的安全性評価」及び 16 年度に終了した「家庭用階段昇降機の工学的安全性評価」で得られた成果を発表し、70 名を超える参加者に対して情報提供を行った。また、成果発表会で使用した資料を、ホームページ上でも公開した。

広報活動の一環として、17年9月27～29日に開催された国際福祉機器展H.C.R.2005（会場：東京ビックサイト）に出展して、これまで機構が実施してきた福祉用具の安全性評価手法の開発及び標準化の業務について広く一般に紹介を行った。その結果、ユーザー、企業、福祉支援者等との情報交換を図ることができた。また、会場内において、上記成果発表会への参加呼び掛けを行った結果、国際福祉機器展の当該ブースへの来場者が、成果発表会まで足を伸ばして参加してくれる等の相乗効果があった。

製品安全関係業務

全国から現場に密着した製品事故情報を収集し、物理、化学、人間工学など横断的技術力の蓄積を基盤として事故発生原因を把握し、国の未然防止・再発防止のための行政措置を実施するために必要な情報を提供している。

製品安全関係業務として次のとおり実施した。

(1) 事故情報収集状況（前年度比 8.5 % 増）

	総受付 件数 (注1)	内訳				
		新聞情報 等	製造事業者 等(注2)	消費生活 センター、 消防等 (注3)	N I T E	その他 (注4)
17年度	2,952	1,735	575	375	211	56
16年度	2,721	1,082	1,084	298	205	52
15年度	2,124	991	573	357	162	41
14年度	2,132	1,094	626	273	113	26
13年度	1,852	980	479	268	93	32

注1：総受付件数には、調査の結果、のちに放火、失火が原因であることが判明した件数を含む。

注2：輸入事業者含む。

注3：自治体、経済省相談室を含む。

注4：消費者、医療機関ほか

総受付件数は、前年度比約 8.5 % 増。

増加要因を分析すると、消防からの事故通知件数が 62.6 %（平成 16 年度 107 件、平成 17 年度 174 件）と大幅に増加し、消費生活センター等からの事故通知件数も 40.4 % 増加している。これは、消防機関、消費生活センター等への訪問や講師派遣等の積極的な活動による関係機関との連携強化によって、収集能力が向上したものと考えられる。また、これらの機関からの事故通知によって、現場調査、事故品確認による調査が増加し、より詳細で正確な情報を得ることができ、原因究明精度の向上を図ることができた。

収集した事故情報を踏まえ、技術的観点から必要な調査・分析を行い、迅速かつ着実に事故原因究明を実施し、その結果は、事故動向等解析専門委員会等で審議した。

その結果、360件についてが再発防止措置が必要とされ、これらの案件については経済産業省と一体となって、メーカーの自主的な改善に繋げた。

このうち、事故の現場確認には、消防等との連携のもと実施、事故品については、同等品等との比較検証等により、事故の原因究明を行った。

	事故現場の確認件数	事故品の確認調査件数
17年度	40件	265件
16年度	39件	190件
15年度	52件	168件
14年度	47件	156件

< 事例 >

- ・ 消防から石油給湯器の出火事故の通知を受け、直ちに消防署へ急行。現場より回収した事故品を消防とともに検証の結果、電磁弁付近から石油がにじみ出ているのを発見し、その後NITEに持ち帰り分解観察等の調査を行った結果、電磁弁のOリングの劣化による電磁ポンプユニットからの灯油漏れが事故原因と判明し、事業者による点検の実施、及び電磁ポンプユニットの無償交換が行われた。
- ・ 電気ストーブ付近からの出火と見られる火災について、消防は、現場保存のままNITEに合同現場検証を要請。消防、警察科学捜査研究所とともに現場検証を行い、事故品本体のほか、焼損した部品を回収し、現在調査を実施中。
- ・ 消費生活センターの協力を得て、ヘアードライヤーの調査を行ったことにより、内部配線の不良からショートし溶けたヒーター線が送風により外部へ飛び出すことが判明した。

全国の消防機関との連携強化のため、次のとおり説明会等を実施した。

- ・ 群馬地区 (33 消防機関 53 名参加)
- ・ 栃木地区 (52 消防機関 106 名参加)
- ・ 大阪地区 (11 消防機関 37 名参加)
- ・ 中部地区 (70 消防機関 250 名参加)
- ・ 北陸地区 (45 消防機関 99 名参加)

全国を6ブロックに分け、各支所等と各地域の消費生活センター等とのブロック連絡会議を開催した。50機関の消費生活センターから62名が参加し、商品テスト技術情報の提供及び意見交換を行い、商品テスト及び事故情報の収集・調査における地域での連携の強化を図った。

国内外の主要関係機関との連携を開始

事故の未然・再発防止等の観点から定期的に情報交換を実施。国内においては（独）国民生活センター、海外においてはC P S C（消費者製品安全委員会）との連携を開始し、今後は関係強化に取り組む予定。

(2) 17年度第3四半期分までの個別の事故情報（1,998件）を集約した結果（年度報告書）をインターネットにより公表するとともに、冊子として消費生活センター、消費者団体、行政機関、消防・警察、原因究明機関等関係機関に配布した。

また、特に情報提供が必要な案件について、別途まとめ（特記ニュース）、消費生活センター、消費者団体、行政機関、消防・警察、原因究明機関等関係機関に、4回情報提供した。

<<年度報告書>>

（ホームページ）

- ・平成17年度第3四半期報告書発行(3/6HP 公表)
- ・平成17年度第2四半期報告書発行(12/26HP 公表)
- ・平成16年度報告書(11/9HP 公表)
- ・平成17年度第1四半期報告書発行(9/6HP 公表)
- ・平成16年度第4四半期報告書発行(5/30HP 公表)
- ・公開用データベースについては検索機能を改良するなど、利用者の利便性の向上を図った。

（書籍）

- ・四半期報（4回） 延べ6,400部（16年度6,400部）
- ・年度報（16年度版） 2,100部（15年度2,100部）
- ・16年度報告書は、製造事業者等の要望を受けN I T E自ら全国の書店において平成18年3月15日から販売開始。

<<特記ニュース>>

- ・4月28日に「電気ストーブ（カーボンヒーター）の事故について」
- ・9月15日に「電子冷蔵庫（保冷保温庫デュオ）の事故について」
- ・11月29日に「松下電器産業（株）に対する緊急命令について」
- ・12月1日には消費者が電気ストーブを使用する前に「電気ストーブ（カーボンヒーター）の事故について」

(3) 市場モニタリングテスト

国の消費者保護関連法令に基づく施策を支援するため、市場流通品における法遵守状況の把握等を実施している。

市場モニタリングテストについては、17年度、新たに15品目の実施計画

を立て、実施した。

17年度開始した15品目のうち、8品目については終了した。残り7品目は消費生活センターテスト支援であり、18年度に開催予定の消費生活センターを対象とした「消費生活センター等とのブロック連絡会議」での発表に向け、当初計画の通り実施中である。なお、16年度から引き続き実施している6品目はテストを終了した。

(これまでの実績)

開始年度	計画数	うち終了数(終了年度)	実施中
17年度	15	8(17年度)	7
16年度	16	6(17年度) 10(16年度)	0
15年度	16	7(16年度) 9(15年度)	0
14年度	14	12(15年度) 2(14年度)	0
13年度	36	1(15年度) 24(14年度) 1(13年度)	0

17年度新たに開始した市場モニタリングの内訳は次のとおり。

- ・取引試買テスト 6品目(16年度 10品目)
- ・製品安全テスト 1品目(16年度 2品目)
- ・消費生活センターテスト支援 7テーマ(16年度 4テーマ)
- ・品質調査テスト 0品目(16年度 0品目)
- ・電気用品安全法に係る中古品の実態調査(PSE問題)
1テーマ(16年度 0テーマ)

取引試買テスト対象品のうち、「電気掃除機」及び「エアゾール製品のうちの一部銘柄(移充填可能製品)」は、経済産業省からの緊急の依頼に対応し、短期間にテスト結果を取りまとめ報告した。「電気掃除機」(家庭用品品質表示法関係)には不適正な表示があり、経済産業省の行政措置につながった。「エアゾール製品のうち一部銘柄(移充填可能製品)」(高圧ガス保安法関係)は、安全性等の問題があったため、経済産業省による指導や事業者の自主回収が行われ、国民の安全に大きく貢献した。

また、残りの取引試買テスト4品目(家庭用品品質表示法関係)については、経済産業省による行政措置に先立ち、事業者に対しテスト結果を詳細に提示し、事業者の法令理解を深めた。このことによって、経済産業省での迅速かつ適切な行政措置に貢献している。

経済産業省からの強い要望を受け、内部で検討した結果、妥当と認められたた

め、電気用品安全法の法令順守状況の把握のための市場モニタリングテストとして、速やかに絶縁耐圧試験機を無償で貸し出し、試験機を貸し出した当該試験の実施状況等について貸出事業者から調査を実施した。(PSE問題対応)

製品安全テストとして実施した「圧力なべ」は、短期間で膨大な数のテストを実施し、その成果は、技術基準の見直しに活用される予定である。

16年度に終了した家庭用品品質表示法及び高圧ガス保安法に係るテスト結果について、法令違反のあったものは経済産業省の行政措置が完了し、ホームページで公開した。ホームページでは、テスト結果のみならず商品知識等関連情報も加えるなど、その内容を充実し、消費者や事業者により有益な情報を提供することに努めた。

(4)製品安全4法に基づく製造事業者等への立入検査

国の製品安全関係法令の厳正な執行のため、中立・公正性や守秘義務に加え、技術的専門性と法規制に係る行政的ノウハウをもって実施している。

平成17年度において、経済産業大臣から300件の実施指示があった。

立入検査実施計画を実施年度前に経済産業省と調整し、年度初めから立入検査が開始できたため、全国の検査員を機動的、効率的に活用し、年度内に全て実施し経済産業大臣に立入検査結果を報告した。

計画年度	実施指示件数
17年度	300
16年度	250
15年度	273
14年度	112
13年度	48

経済産業省からの強い要望を受け、内部で検討した結果、NITEが実施している立入検査と密接な関係にあることから、急遽「平成17年度法令遵守調査(電気用品安全法)」を受託した。

調査にあたっては、NITEが有する電気用品安全法の技術の専門性が必要とされるものであり、公正・中立的な立場から調査を実施し、結果を取りまとめ経済産業省に報告した。

(5)現在まで経済産業大臣からの適合性検査の指示はなく、実績はない。(16年度もなし。)

なお、大臣の指示があった場合、当該検査を適確に実施できるよう市場モニタリングテストや製品安全4法立入検査等の業務を通じ既存技術の維持に努めている。

- (6) 収集した事故情報のうち、事故の未然・再発防止の観点から17年度新たに7品目（自転車、石油ファンヒーター、ラミネーター、塩ビ製手袋、デスクマット、石油温風暖房機、ヘアドライヤー）の事故原因究明テストに着手した。前年度からの継続案件を含めた計12品目のうち、6品目は終了し、残りの6品目（石油温風暖房機等）は引き続きテストを実施中である。

石油温風暖房機に係る事故原因究明では、事故の重大さから、緊急に事故動向等解析専門委員会の下に有識者や技術専門家からなる事故原因検討小委員会等を立ち上げ、原因究明体制を構築し、関係機関等との連携の基に事故原因を究明中である。

原因究明の精度向上を図るため、次の1テーマについてこれまで開発した原因究明手法の改良に向け検証を実施。

- ・電源コードの短絡痕識別手法の改良に向けた検証（17年度終了）

全国の消防機関との連携強化のため、次のとおり説明会等を実施した。

- ・群馬地区（33消防機関 53名参加）
- ・栃木地区（52消防機関 106名参加）
- ・大阪地区（11消防機関 37名参加）
- ・中部地区（70消防機関 250名参加）
- ・北陸地区（45消防機関 99名参加）
（再掲）

国内外の主要関係機関との連携を開始

事故の未然・再発防止等の観点から定期的に情報交換を実施。国内においては（独）国民生活センター、海外においてはC P S C（消費者製品安全委員会）との連携を開始し、今後は関係強化に取り組む予定。（再掲）

- (7) 収集・調査した事故情報に対して、外部有識者、専門技術者等からなる事故動向等解析専門委員会を5回、電気、機械、化学・生体障害及び製品誤使用の技術解析ワーキングを各4回、石油温風暖房機事故検討小委員会を2回開催し事故原因の技術解析を行った。（3月末）

技術解析ワーキング及び事故検討小委員会での技術解析によって、個々の事故原因等に関するより専門的な技術情報を事故動向等解析専門委員会に報告した。

- (8) 事故動向等解析専門委員会において審議した結果を参考に、技術解析・動向解析結果を取りまとめ、冊子として関係機関に配布するとともに、インターネッ

トにより公表した。

なお、製品に起因する事故で製造事業者名等を公表する場合には、事前に製造事業者等の意見もふまえ、事故内容、事故原因、再発防止措置に加え、製造事業者名、品名（型式）を公表した。

- ・ 年度報告書：16年度版
- ・ 四半期報：16年第4四半期から17年第3四半期まで
- ・ 事故情報データベースへのアクセスページ数は以下のとおり。
 - 17年度 122万ページ
 - 16年度 80万ページ
 - 15年度 73万ページ
 - 14年度 67万ページ
 - 13年度 51万ページ

情報提供の強化・充実による利用の促進

- ・ 事業者向け「誤使用事故防止ハンドブック」で誤使用事故の防止を啓発するため、講演会を計画したところ、大好評で予想を大幅に上回る講演依頼が、商工会議所、工業会、消費生活センター等から数多くあった。そのため、積極的に講演依頼を受け付けることとした。その結果、53回の講演を実施し、延べ1,270社/約2,370人と多くの事業者に誤使用の防止を啓発した。当初の計画は5回。
- ・ 消費者向け誤使用防止ハンドブックに基づいた誤使用防止セミナーを開催。特に燃焼器具については（社）日本ガス石油機器工業会とともにセミナーを開催した。全国14ヶ所延べ約820人が受講した。主催者及び出席者から好評だったことから、次年度以降も開催予定。（人口の多い都市圏を中心に検討中）
- ・ 事業者向け及び消費者向け「誤使用事故防止ハンドブック」を積極的にマスコミにPRした。その結果、事業者向けハンドブックは、販売数1,450冊。消費者向けハンドブックは、配布数約18,000冊、PDF版のダウンロード数は約78,800件であった。
- ・ 事故情報特記ニュース4件（前年度4件）をインターネットで公表するとともに、全国約1,400機関の消費生活センター、消防・警察や業界団体等に配布し、事故の未然・再発防止に活用。
- ・ 昨年度公表した「14年度事故情報収集制度報告書 事故動向解析編」に続き、4年間の事故（平成12年度～平成15年度事故情報収集制度報告書分）についての動向解析結果を整理し、報告書としてとりまとめ、冊子及びインターネットで公表。（平成18年4月1日掲載予定）
- ・ N I T E で最初にメルマガを7月15日から隔週の金曜日に配信した。第19号(H18.3.24)では1,933人に配信し、事業社内で回覧しているなどの好評を得ている。

- ・広報誌について、編集委員会を2回開催し、企画・編集方針を検討し、創刊号を4月1日に発行予定。
- ・NHK大阪放送局の報道番組「関西クローズアップ」(関西地区、25分)の取材に協力し、シェーバー、ドライヤー、ハロゲンヒーター等の事故品の発火・破損状況が放送され事故の危険性を啓発した。
- ・原因究明を行う機関の存在について全国調査を実施し、平成12年に経済産業省が作成した原因究明機関ネットワーク台帳を使いやすく改善を行い(原因究明依頼の流れ図、原因究明依頼書、各機関の窓口等を追加)原因究明機関ネットワーク総覧としてリニューアルした。約800部を工業会、消費者団体、消費生活センター等に配布するとともに、12月26日に総覧のPDF版をHPにアップしたところ、3月末日までに約25,700件ものダウンロードがあった。
- ・事業者用「誤使用事故防止ハンドブック」について企業アンケートを実施したところ、「非常に役立つ」、「ある程度役立つ」を合わせると84.8%であった。また、PSマガジンについて同様のアンケートを実施したところ、「必要不可欠」が65.1%と好評であった。このことから、NITE発信のこれら情報は、企業の事故防止活動に活用されているものと考えられる。
- ・また、消費者用誤使用防止ハンドブック配布時に行った消費者アンケートでは、回答者(505通)の約92%から「役に立つ」との評価が得られた。

全国を6ブロックに分け、各支所等と各地域の消費生活センター等とのブロック連絡会議を開催した。50機関の消費生活センターから62名が参加し、商品テスト技術情報の提供及び意見交換を行い、商品テスト及び事故情報の収集・調査における地域での連携の強化を図った。(再掲)

鉱山保安法に基づく検定関係業務

鉱山保安法の改正により16年度をもって業務終了。

講習関係業務

電気・ガス消費機器設置工事の欠陥による災害の発生を防止して国民に危害が及ばないようにするため、工事に従事する資格者に対して新技術、事故事例等の知識を習得させるための定期的な講習の受講義務がそれぞれの法令で定められている。

同法の目的達成のためには、講習実施機関として独立行政法人が行うべきとの考え方の下、NITEが指定され実施している。

(1) 電気工事士法に基づく講習関係業務

今年度は、受講対象者数が約10万人(前年度の約50%減)であるが、これに的確に対応するために全国で649回(平成16年度は、1,359回実施。)の講習実施計画を立て、計画どおり649回の講習を開催し、合計85,279名が受講した。

講習実績

	受講者数	開催数
17年度	85,279名	649回
16年度	170,435名	1,359回
15年度	120,786名	970回
14年度	20,137名	179回

法定期限内に受講できるよう、受講対象者約10万人に対して、ダイレクトメールにより講習案内を送付したことに加え、NITEのHPに講習開催案内を掲載し、14回更新を行い、逐次開催情報を提供した。

また、ポスター及びリーフレットを作成し関係団体等に早期に配付（平成17年4月）する等、受講を促した。

その他、業界新聞・業界会報誌（3社）でも定期講習の案内記事を延べ3回掲載し、受講促進のための広報を行った。

平成16年度における大型台風の襲来による影響を踏まえ、危険が予測される場合に講習を延期等する判断の目安と受講申込者に中止を周知する方法等を定めた災害時対応マニュアルを整備し、台風等による自然災害等に備えた。

今年度も大型台風の影響を受けたが、受講者や講師の安全確保及び災害復旧支援活動を優先させることとし、このために受講できなかった者（1会場延期、約165名）に対し、受講会場・日程の変更に柔軟に応じる等、適切に緊急対応した。

行政サービスの向上の観点から、平成16年度に引き続いて土曜日・日曜日にも講習を開催（全国80会場、11,726名が受講。）することとし、平成16年度の実績を踏まえて開催回数に占める土日開催回数の比率を12.3%（平成16年度は、8.3%）に上げて、より受講しやすい環境を提供した。

講習業務の円滑な運営を諮るため、全国9箇所では電気工事士法に係る行政担当者、各地区の電気工事の業務に関係する者で構成する定期講習運営連絡調整会議を計画どおり平成17年11月末までに開催した。

なお、当会議への都道府県担当者の出席要請は、前年度まで開催地の都道府県のみであったが、ブロックごとの連携を強化し、都道府県からより具体的な意見を得られる体制を整えることは、確実に円滑な講習を実施するために非常に重要と考え、これを全都道府県に拡大し、会議出席者の構成を拡充した。

受講申込者と手数料入金の照合作業を電子処理により確実に実施している。

延べ講師1,947人及び会場責任者649人を講習会場に確実に手配した。また、

これらの者に対する謝金、旅費等の支払い事務処理をDBを活用し、速やかに、滞りなく確実に処理を行った。

受講案内のほかに4回の受講要請をしたにも関わらず受講申込をしない者に対しては、免状を交付した都道府県に情報を提供し受講指導の要請を行った。

次期中期目標期間におけるアウトソーシングの推進の一環として、試行的に18年度から外部一括外部化を実施するため、地域における講習需要の把握及び地域別講習実施計画の策定に係る業務の請負契約を請負先と締結した。

講師及び会場責任者の特に緊急手配時等における未手配等の事故等を防止するため、試行的に18年度から講師及び会場責任者の役務を一体化して外部の者に請け負わすこととした。そのための請負契約を締結するとともに、関係者の理解の醸成を図った。

- (2) 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習関係業務
資格講習、認定講習及び再講習について当初の講習実施計画では、全国で142回（平成16年度は、150回実施。）の予定であったが、年度末の受講者急増に対応し、1回会場追加した。その結果、143回の講習を開催し、合計12,475名が受講した。

講習実績

	資格講習		認定講習		再講習	
17年度	901名	28回	288名	8回	11,286名	107回
16年度	1,037名	28回	309名	8回	11,962名	114回
15年度	1,215名	28回	545名	8回	10,221名	107回
14年度	1,317名	28回	239名	10回	13,270名	126回

監督者の資格を有している者に対しては、資格が失効しないよう、受講対象者約15,000人に対して、ダイレクトメールにより再講習案内書を送付したことに加え、資格講習、認定講習及び再講習の講習案内をNITEのHPに掲載し、13回更新を行い逐次開催情報を提供した。

また、ガス消費機器設置工事監督者の法的資格制度（資格講習）に関し、特定ガス消費機器の設置工事における資格の必要性を啓発するパンフレットを作成し、工事会社等に配付した。

業界新聞3社に資格・認定講習や再講習の案内記事を延べ4回掲載し、受講促進のための広報を行った。

ガス消費機器の製造販売事業者で構成する委員会（（社）日本ガス石油工業会が事務局）及び（社）日本ガス協会の全国部会で構成する会議において、特定ガ

ス消費機器の設置工事における資格の必要性を啓発するため、ガス消費機器設置工事監督者の法的資格制度（資格講習）に関して説明し広報を行った。

平成16年度における大型台風の襲来による影響を踏まえ、危険が予測される場合に講習を延期等する判断の目安と受講申込者に中止を周知する方法等を定めた災害時対応マニュアルを整備し、台風等による自然災害等に備えた。

資格講習における修了試験の試験問題の作成、試験の実施、合格者への資格証の交付を問題なく確実に実施した。

次期中期目標期間におけるアウトソーシングの推進の一環として、試行的に18年度から外部一括外部化を実施するため、地域における講習需要の把握及び地域別講習実施計画の策定に係る業務の請負契約を請負先と締結した。

講師及び会場責任者の特に緊急手配時等における未手配等の事故等を防止するため、試行的に平成17年度は、講師及び会場責任者の役務を一体化して外部の者に請け負わせた。

(5) その他の業務

標準化関係業務

公共性が高く、民間では標準化のインセンティブが働きにくい高齢者・障害者配慮、消費者保護分野等を中心にデータ収集、調査研究等を実施するとともに、これらの成果を活用して、国内外の規格原案作成等の活動を行っている。

(1) 標準化に向けた調査研究

(ア) 生体親和性インプラント材料のテクノロジーアセスメント技術の開発（14年度～18年度、NEDO委託事業）

生体親和性インプラント材料の臨床応用を加速し、短時間で寿命等の性能を評価できるテクノロジーアセスメント技術を開発し、寿命等の性能評価に関する標準化を推進するために、17年度は、以下の事項を行った。

- ・インプラントに関する破損以外の力学的不具合（摩耗等）に係る約7,000件の症例（臨床調査、症例報告、文献/医学DB等から）を調査・解析しデータをまとめた。
- ・CHS（Compression Hip Screw）骨プレートに関する曲げ及び疲労に係る試験方法を決定し、現在、データを取得中。今後、CHS、骨プレートの性能評価に関するJIS素案を作成し、委員会を設けて検討を予定。
- ・髄内釘、脊椎用骨プレート、ネイル、人工関節等の試験用の治具を設計・購入し、現在、試験データを取得中。
- ・ステントについては、現行の試験器に米国製治具が合わなかったため、評価

試験方法及び治具を再検討中。

- (イ) 金属系生体材料の切り欠き感受性評価方法の標準化（16年度～18年度）
骨プレートや人工関節等の金属製インプラントは、きずによる破壊が問題になっており、きずによる破壊の原因となる切り欠き感受性に係る評価方法を標準化することが求められている。17年度は、16年度に引き続き、切り欠き感受性の試験片の形状の検討を行い、試験片の形状及び試験方法の決定を行った。18年度は、継続して追加試験及びデータ解析を行い、試験方法の妥当性を検証する予定である。
- (ロ) 視覚障害者誘導用ブロック等の視認性評価方法の標準化（16年度～20年度）
弱視者の色・コントラストに関する特性計測を行い、視覚障害者誘導用ブロック等の色・コントラストに係る視認性の評価方法を標準化することが求められている。17年度は、盲人団体等の協力を得て約370名の弱視者の医学的特性データを収集し、被験者として確保した。また、約80名の弱視者によるコントラストに関する試験を実施した。18年度は、100名程度のコントラストに関する試験を追加して実施しデータを収集するとともに、色特性計測を行い、医学的特性と合わせて解析する予定である。
- (ハ) 歩行補助具用先ゴムの要求事項及び試験方法の標準化（16年度～18年度）
歩行補助具用先ゴムの耐久性に係る評価方法を標準化するために、16年度に取得した実使用データ及び精密耐久性試験装置に基づき、実使用に近い標準的な試験条件を設定するためのメカニズムを調査・分析し、国際標準化のためのISO原案「歩行補助具用先ゴムの耐久性試験方法」を作成した。同原案についてはISO/TC173/WG1国内対策委員会の大筋の了解を得ており、18年度にISO/TC173に新規業務項目（NP）提案をする予定である。
- (ニ) 高齢者・障害者配慮規格策定のための技術情報の標準化（16年度～17年度）
ISO/TC159（人間工学）/WG2（特別な配慮を必要とする人々のための人間工学）で策定中のISO/IEC Guide71（高齢者及び障害のある人々のニーズに対応した規格作成配慮指針）に基づくテクニカルガイドライン案に盛り込むために、国内文献データを幅広く収集するとともに、これまでの調査研究等で得られたデータを整理し、体系化した。これらの結果を、以下のとおりとりまとめ、産総研と共同で17年5月23～24日に名古屋で開催されたISO/TC159/WG2国際会議に標準情報（TR）案として提出した（ISO/TR22411）。
- 感覚分野について、当該分野のまとめ役である産総研に協力してTR案を作成した。
 - 身体機能分野については、機構の人間特性データベースをはじめとする日本のデータや方法論を機構がまとめて提案した。
 - アレルギー分野については、各国に専門家がおらず、機構がまとめ役とし

て単独でT R案をまとめた。

その後、17年9月28～30日に米国（オーランド）で議論されたが、検討が終了せず、18年3月末に米国（ロサンゼルス）で検討される予定。

参考：現在のT R案の聴覚等の感覚データを補足するために、産総研と共同して18年1月から被験者実験を行っている。このデータはC D投票時の質問に答えるためのバックデータとして活用するほか、T Rの次回改正時に追加データとして提案する予定である。

（(3) に再掲）

(カ)チャンバー法による電子機器からのV O C等放散測定方法の標準化（16年度～18年度、国委託事業）

室内で使用される電子機器から放散される揮発性有機化合物（V O C）等を測定する方法を標準化するために、16年度のパソコンを対象とした調査結果と課題を踏まえ、17年度は、パソコン以外の電子機器（テレビ、DVD、オーディオ機器）を対象として、湿度制御、試料負荷率、チャンバー性能確認方法及び経過時間を調査し、最適な測定条件の確立と測定方法の素案を作成し、国へ報告した。18年度は、測定方法素案を基にJ I S原案を作成する予定。

(キ)溶媒抽出法によるV O C測定2規格の技術検証等

16年度に国の緊急要請に基づき作成・提案した溶媒抽出法によるV O C測定2規格*のISO提案後に必要な技術検証データが求められ、国の要請を受けたJ I S原案作成委員会から、技術を有する機構に技術検証データの取得を17年度に入って依頼されたもので、業務を効率化し、依頼に応えることとし、18年1月末までに結果をJ I S原案作成委員会に報告した。なお、17年10月に東京で開催されたISO/TC146（大気の質）/SC6（屋内空気）国際会議において、当該2規格について国内対策委員会から新規提案が行われた。SC6国際会議では、労働環境規格として溶媒抽出法を用いたV O C測定方法が規定されているISO 16200の適用範囲を変更する新規提案を行うことで、ISO/TC146/SC2（作業環境大気の測定）に対して働きかけることが確認された。

*：JIS A 1968 室内空気中の揮発性有機化合物（V O C）の吸着捕集／溶媒抽出／キャピラリーガスクロマトグラフ法によるサンプリング及び分析 ポンプサンプリング

JIS A 1969 室内空気中の揮発性有機化合物（V O C）の吸着捕集／溶媒抽出／キャピラリーガスクロマトグラフ法によるサンプリング及び分析 パッシブサンプリング

(2)これまでにJ I S原案等を作成し提案した件数は、次のとおりである。

17年度： 3件
16年度： 5件
15年度： 4件

14年度： 6件
13年度： 6件
合計： 24件（中期計画20件以上）

17年度において提案したJIS原案等は以下のとおりである。

(ア) ISO PDTR 22411 "Ergonomic data and ergonomic guidelines for the application of ISO/IEC Guide 71 in standards related to products and services to address the needs of older persons and persons with disabilities"（「高齢者・障害者配慮規格策定のための技術情報（仮称）」）

16年度～17年度に調査研究を実施した「高齢者・障害者配慮規格策定のための技術情報の標準化」の成果、平成7年度～15年度に実施した標準化関係業務（平成13年度までは標準基盤研究）で得られた聴覚、視覚等の感覚データ、及び13年度～15年度に調査研究を実施した「繊維製品中における染料によるアレルギー性皮膚炎の原因物質分析方法の標準化」により得られた成果並びにD.1.人間特性計測関係業務により得られた身体機能データを、ISO/IEC Guide71に基づくテクニカルガイドライン案に盛り込み、ISO/TC159/WG2に提案した。

(イ) TR案「中等度温熱環境における高齢者及び青年の温熱感覚測定データ集」
11年度～13年度に産総研と共同で調査研究を実施した「温熱感覚変化の計測方法」により得られた成果を基に、JIS Z 8071（高齢者及び障害のある人々のニーズに対応した規格作成配慮指針）に基づく技術情報に資するため、TR案「中等度温熱環境における高齢者及び青年の温熱感覚測定データ集」を、経済産業大臣に提案した。18年3月1日に公表された。

(ウ) JIS案「高齢者・障害者配慮設計指針 - 視覚標示物 - 年齢を考慮した基本色領域と色の組合せ方法」

7年度～11年度に産総研と共同で調査研究を実施した「色覚変化の計測法の検討及びデータ収集」により得られた成果を基に、高齢者・障害者に配慮した視覚標示物に使用する色の組合せに資するため、JIS原案「高齢者・障害者配慮設計指針 - 視覚標示物 - 年齢を考慮した基本色領域と色の組合せ方法」を、経済産業大臣に提案した。18年3月25日に制定された。

これまでに提案等を行ったJIS原案等のうち、17年度において、以下の4件が制定された。

JIS A 1962 室内空気中のホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物の定量ポンプサンプリング

JIS A 1966 室内空気中の吸着管/加熱脱離/キャピラリーガスクロマトグラフ法による揮発性有機化合物（VOC）のサンプリング及び分析 ポンプサンプリング

JIS A 1968 室内空気中の揮発性有機化合物（VOC）の吸着捕集／溶媒抽出／キャピラリーガスクロマトグラフ法によるサンプリング及び分析 ポンプサンプリング

JIS A 1969 室内空気中の揮発性有機化合物（VOC）の吸着捕集／溶媒抽出／キャピラリーガスクロマトグラフ法によるサンプリング及び分析 パッシブサンプリング

14年度に提案し15年度に公表されたTR C 0028「パーソナルコンピュータのリニアPCMオーディオ信号入出力性能の測定方法」が、IECの国際規格IEC 61606-4 "Audio and audiovisual equipment -Digital audioparts - Basic measurements methods of audio characteristics-Part 4:Personal computer」として17年12月16日に採用され制定された。

14年度に提案し15年度に制定されたJIS S 0014「高齢者・障害者配慮設計指針 - 消費生活製品の報知音 - 妨害音及び聴覚の加齢変化を考慮した音圧レベル」及びJIS S 0031「高齢者・障害者配慮設計指針 - 視覚表示物 - 年代別相対輝度の求め方及び光の評価方法」が、日中韓共通規格プロジェクトの一環として、日中韓の3か国共同でISO/TC159に提案することが決まった。

標準化に係る他部門との連携

標準化センターが16年度に設置され、機構における標準化に関する業務の総合調整が行われるようになった結果、各部門との連携が強化された。

バイオテクノロジー本部で保存する微生物が、JISで定める分析・試験に用いられるよう規定されていないため、保存微生物が国内外で十分活用されない状況である。保存微生物の活用を容易にするために、標準化センターとバイオテクノロジー本部が連携して、以下の9つのJISに保存微生物の使用を盛り込むべくJIS改正案を作成し、各国内審議団体に働きかけた結果、各国内審議団体と連名で追補として改正することで調整が付き、経済産業大臣に提案した。

JIS K 3602「微生物電極による生物化学的酵素消費量計測器」

JIS K 3810-1「マイコプラズマの検出法 - 第1部：培養による直接検出法」

JIS K 3810-2「マイコプラズマの検出法 - 第2部：DNA蛍光染色による間接検出法」

JIS K 3810-3「マイコプラズマの検出法 - 第2部：二段階PCRによる検出法」

JIS K 3823「限外ろ過モジュールの細菌阻止性能試験方法」

JIS K 3835「精密ろ過エレメント及びモジュールの細菌補足性能試験方法」

（以上、国内審議団体は、（財）バイオインダストリー協会）

JIS K 3836「空中浮遊菌測定器の捕集性能試験方法」

（国内審議団体は、（社）日本空気清浄協会）

JIS Z 2801「抗菌加工製品 - 抗菌性試験方法・抗菌効果」

(国内審議団体は、抗菌製品技術協議会)

JIS Z 2911「かび抵抗性試験方法」

(国内審議団体は、日本防菌防黴学会)

(参考)

- ・16年度に標準化センターとバイオテクノロジー本部が連携して、JIS L 1902「繊維製品の抗菌試験方法・抗菌効果」を基にした繊維製品の抗菌性試験に関する ISO 提案に、バイオテクノロジー本部が保存する微生物の使用を盛り込むべく、国内審議団体に働きかけ ISO/TC38(繊維製品)に修正提案した結果、ISO/DIS20743(Textiles-Determination of antibacterial activity of antibacterial finished products)が DIS 投票にかけられており、18年半ばには ISO 化される見込み。

(3)これまで得られた専門的知見を基に現在以下の事項について、ISO等の各種委員会に積極的に参画するなどした。また、以下の国際幹事国等の事務局運営を行った。

各種委員会への参画

(F)ISO/TC61(プラスチック)関係活動

- ・13年度～15年度に実施した調査研究「高分子材料の破壊挙動判別手法の標準化」の成果として、15年度に ISO/TC61/SC2(機械的性質)に2規格案を提案した件について、ISO/TC61年次会議(17年9月24～30日、韓国開催)に、同 WG2(硬度及び表面特性)及び WG7(疲労及び破壊じん性)の Delegate*として参加した。

同会議の WG2 にはプロジェクトリーダーとして参画して、事前に国際審議に付していた CD19252「Plastics-Determination of scratch properties」(「耐傷性評価方法(仮称)」)を、満場一致で DIS に進めることの合意を取り付けた。

同会議の WG7 にはコンビーナ兼プロジェクトリーダーとして参画し、7か国8機関の参加を得て機構が実施したラウンドロビンテストの結果を報告し、CD18874「Plastics-Determination of fracture toughness under plane stress state condition (We)-Essential work of fracture (EWF)」(「薄肉材料の破壊じん性試験方法(仮称)」)を修正して CD 投票原案を作成することを決めるとともに、他の5プロジェクト案件の審議を行った。

- ・ISO/TC61/SC2における活動を円滑に進めるため、欧州を中心としてプラスチックの破壊力学分野の専門家が一堂に会する ESIS(欧州構造物健全性協会)/TC4(Polymers and Composites)に参加し、ISOにおける動向を伝えて理解を求めるとともに、ISO/TC61/SC2/WG7のコンビーナとして、欧州における動向についての最新情報を把握する活動を行った。

- * Delegate (デリゲート) とは、WGにおける代表者 (ISO/TC61日本代表団の場合)、予め国内審議委員会における指名により他の日本からの参加者と区別され、そのWGにおける審議について日本としての対応を一任された者。

(イ)ISO/TC159 関係活動

- ・ ISO/TC159/WG2 で策定中の ISO/IEC Guide71 に基づくテクニカルガイドライン案に盛り込むために、国内文献データを幅広く収集するとともに、これまでの調査研究等で得られたデータを整理し、体系化した。これらの結果を、以下のとおりとりまとめ、産総研と共同で 17 年 5 月 23 ~ 24 日に名古屋で開催された ISO/TC159/WG2 国際会議に標準情報 (TR) 案として提出した (ISO/TR22411)。
 - 感覚分野について、当該分野のまとめ役である産総研に協力して TR 案を作成した。
 - 身体機能分野については、機構の人間特性データベースをはじめとする日本のデータや方法論を機構がまとめて提案した。
 - アレルギー分野については、各国に専門家がおらず、機構がまとめ役として単独で TR 案をまとめた。

その後、17 年 9 月 28 ~ 30 日に米国 (オーランド) で議論されたが、検討が終了せず、18 年 3 月 14 ~ 17 日に米国 (ロサンゼルス) で検討された。

参考：現在の TR 案の聴覚等の感覚データを補足するために、産総研と共同して 18 年 1 月から被験者実験を行っている。このデータは CD 投票時の質問に答えるためのバックデータとして活用するほか、TR の次回改正時に追加データとして提案する予定である。

((1) に既述)

(ウ)ISO/TC173 (障害のある人のための支援製品) /WG1 (歩行補助具) 関係活動

- ・ 14 年度 ~ 15 年度に実施した福祉用具評価関係業務の「つえ先ゴムの摩擦抵抗試験方法の開発」により得られた成果として、ISO/TC173/WG1 に提案したつえ先ゴムの摩擦抵抗試験方法等の案件について、17 年 5 月 30 ~ 31 日にフィンランドで開催された第 37 回 WG1 国際会議、及び 17 年 10 月 10 ~ 11 日にノルウェーで開催された第 37 回 WG1 国際会議にエキスパートとして参画した。
- ・ 第 36 回 WG1 国際会議において、WD を修正し、実使用を考慮した荷重軸傾斜による試験方法及び要求事項としての摩擦性能基準値を新たに規定することが要請された。機構はこれらの要請を受け、試験装置を改良して傾斜試験法を開発するとともに、摩擦性能の基準値を定めて WD を修正し、17 年 12 月に CD 案をコンビーナへ提出した。
- ・ また、第 37 回 WG1 国際会議において、H16 年度から標準化関係業務で実施中の「歩行補助具用先ゴムの要求事項及び試験方法の標準化」((1) で

既述)により得られた成果に基づき、歩行補助具用先ゴムの耐久性試験方法について説明し、次回のWG国際会議までにNPとして提示することが合意された。あわせて、機構職員1名がエキスパートとして追加が認められ、3名となった。

(I)ISO/TC173/WG7 関係活動

- ・機構の調査研究の成果に基づいて制定されたJIS T 9251「視覚障害者誘導用ブロック等に突起の形状・寸法及びその配列」等の国際規格化を目指したISO/WD23599”Assistive products for persons with vision impairments - Tactile walking surface indicators”(「視覚障害者支援製品 - 歩行面の触覚標示物(仮称)」)について、16年1月に開催されたISO/TC173/WG7国際会議で「日本案は、足裏のデータに基づいて視覚障害者誘導用ブロック等の形状・寸法を決めているが、白杖で確認できるかが不明」との指摘があり、急きよ、機構が徳島大学に委託してデータを取り、その結果を解析・整理し、WD案に問題ないことを確認し、その旨を9月のWGで報告し、了解を得た。
- ・9月18～24日にカナダで開催されたWG7国際会議に参加し、審議を行いCDに進めることを決定したが、一部、他国から提案のあった視認性の規定の根拠があいまいであるため、各国のエキスパートと技術的協議を行っているところ。
- ・16年度から行っている視覚障害者誘導用ブロック等の視認性評価方法の標準化の調査研究に資するため、イギリス及びドイツにおいて視認性に関する実験データ及び規格等の収集、タイ、マレーシア、香港において規格関係者にWG7の動向と日本の規格、NITEの実験結果及び今後の実験予定を説明し、今後の規格化への協力を呼びかけると共に誘導用ブロック等の敷設状況を調査する、などの活動を行った。

(オ)IEC/TC89(耐火性試験)関係活動

- ・電気製品内部において電子部品等の不具合によって発生した炎によって周囲のプラスチックが着火することを防止する観点で、16年度に国の委託で、非接炎の熱流を変化させて着火に至る時間を測定し、プラスチックの着火性を測定する方法を、IEC/TC89/WG12(試験炎と耐熱性)にNPとして提案した案件について、4月25～27日にイタリアで開催されたIEC/TC89/WG12国際会議に出席し、NPとして採択するよう詳細な説明を行った。その結果、会議後、NPとして採択された。
- ・また、10月18～21日に南アで開催された同WG12国際会議にはエキスパートとして出席し、NPとしてのIEC TS案60695-11-11(プラスチックの着火性測定方法)について、各国のエキスパートと意見交換を行った。
- ・これらの国際会議における意見を踏まえて、18年2月、IEC/TC89事務局に対して、CD投票のための提案を行った。

(カ)ISO/COPLCO (消費者政策委員会) 関係活動

- ・人間生活福祉分野の成果を国際規格に反映させるべく製品安全に関する AHG (特別ワーキンググループ) のエキスパートとして 17 年 5 月 22 ~ 26 日にカナダで開催された COPOLCO 総会及び国際ワークショップに参加するとともに、ワークショップにおいて、ブレイクアウトセッションの司会を担当した。

(キ)その他の国際活動

- ・14 年度 ~ 16 年度に実施した調査研究「有効視野と視認性評価方法の標準化」の成果を発表するために、17 年 5 月 18 ~ 20 日にスペインで開催された国際照明委員会 Midterm Meeting 2005 に参加した。

国際幹事国等の事務局運営

(ア) ISO/TC159/SC3 (人体計測と生体力学) 国際幹事国関係及び ISO/TC159/SC3/WG5 (規格応用の基本方針) 国際事務局関係

- ・これまでの人間特性計測関係業務の実績が評価されて、ISO/TC159/SC3 の国際幹事国業務及び同 WG5 の国際事務局業務を 17 年 4 月から(社)人間生活工学研究センターから引き継いだ。
- ・17 年 4 月 1 日に英国で開催された ISO/TC159/SC3/WG1 (基本人体測定項目) に参加するとともに、国際幹事国として 17 年 4 月 3 ~ 4 日に英国で ISO/TC159/SC3 総会を 6 か国の参加を得て開催し、順調に ISO/TC159/SC3 国際幹事国等業務の運営を行っている。
- ・国際幹事国等業務を適確に運営するために必要な知見・技術を確保するために、昨年度に引き続き、ジュネーブで開催された ISO 中央事務局主催の国際事務局業務担当者研修に NITE 職員 2 名を参加させた。

(イ)ISO/TC173/WG1 関係

- ・ISO/TC173/WG1 のコンビーナ (ノルウェー) が 17 年 12 月末をもって退任するのを受け、経済省と連携・調整の結果、機構が国際事務局として、田中国際医療福祉大学教授がコンビーナに立候補し、17 年 10 月 10 ~ 11 日にノルウェーで開催された WG1 国際会議において、18 年 1 月から引き継ぐことが全会一致で承認された。
- ・18 年 5 月末頃にスウェーデンで開催予定の ISO/TC173/WG1 の活性化に向けた欧州各国との調整業務のため、機構職員をコンビーナである田中教授とともに 18 年 1 月 29 日 ~ 2 月 3 日にオーストリア、ドイツ及びフランスに派遣した。また、3 月 27 日 ~ 4 月 2 日に、イギリス、スペイン及びイタリアに派遣した。
- ・ISO/TC173/WG1 の国内対策委員会の事務局業務は、現在、JASPA が行っているが、原則として、国際事務局と国内対策委員会事務局は同一団体とする

という経済産業省の方針及び技術的知見を有する機構が行った方が効率的であるという意見に基づき、ISO/TC173/WG1 の国内対策委員会の事務局業務についても、18年4月から機構が引き継ぐこととなった。

(ウ)ISO/TC173/WG7 関係

- ・機構の調査研究の成果に基づいて制定された JIS T 9251「視覚障害者誘導用ブロック等に突起の形状・寸法及びその配列」等の国際規格化を目指した NP 提案に基づき設置された ISO/TC173/WG7 の国際事務局として、17年9月18～24日にカナダにて第3回 WG7 国際会議を、8か国のエキスパートの参加を得て開催した。
- ・ISO/TC173/WG7 が現在、国際規格化を目指している2案件の進捗状況は、以下のとおりである。

) ISO/WD23599 "Assistive products for persons with vision impairments - Tactile walking surface indicators" (「視覚障害者支援製品 - 歩行面の触覚標示物(仮称)」)(原案作成者は、機構)

9月のWG7国際会議において、WDの審議を行いCDに進めることを決定したが、一部、他国の提案に疑義が生じており、各国のエキスパートと技術的協議を行っているところ。特に、欧州の有力な標準化機関と技術的協議を行うために、18年1月に機構職員とともにコンビーナである末田徳島大学教授をイギリス、フランス、スイスに派遣した。また、視覚障害者誘導用ブロック等の整備が遅れているアジア諸国からもISO/TC173/WG7の審議に加わるよう、タイ、マレーシア及び香港に機構職員を派遣し、ISO/TC173/WG7の審議の状況、機構における調査研究活動の説明を行った。

) ISO/CD23600 "Assistive products for persons with vision impairments and persons with vision and hearing impairments - Acoustic and tactile signals for pedestrian traffic lights" (「視覚障害者及び視覚・聴覚障害者支援製品 - 歩行者用交通信号灯に対応する音響及び触覚信号(仮称)」)(原案作成者は、(財)新交通管理システム協会)

昨年度の国際会議でのWD23600の議論を踏まえてCD案を作成し、17年4月16日に、ISO/TC173事務局にCD提案を行い、5～8月にCD投票を行った。投票の結果、CDが承認され、9月のWG7国際会議においてDISに進めることが決定された。

情報技術(IT)セキュリティ関係業務

近年IT製品の個人情報漏洩の事件が相次いでおり、IT製品のセキュリティレベルの向上が望まれている。

国内IT製品の認証取得製品は平成14年度以降年々増加しており、そのすべてがNITEの認定を受けた評価機関によるものである。特に海外IT製品のセ

セキュリティ機能が高まっていく中で国際競争力強化のためにもITセキュリティ評価・認証制度の活用の重要性が高まっている。

情報技術（IT）セキュリティ関係業務について、次のとおり実施した。

(1) ITセキュリティ評価プログラムの運営

(ア) ITセキュリティ評価機関の認定

- ・申請受付：

17年度	2件
16年度	0件
15年度	2件
14年度	3件

- ・認定委員会開催：

17年度	2回
16年度	2回
15年度	3回
14年度	1回

- ・認定件数：

17年度	0件
16年度	1件
15年度	2件
14年度	2件

- ・60日を超える認定委員会での審議待ち件数：

17年度	0件
16年度	1件中0件
15年度	2件中0件
14年度	2件中0件

- ・認定申請から通知までの期間等
標準処理期間（150日）を超えたもの、認定申請から通知までの期間が1年を超えたものはない。

(イ) ITセキュリティ評価機関の定期検査

CCRAの相互承認を維持するため、定期検査を次のとおり実施した。

- ・申込み受付：

17年度	3件
16年度	3件
15年度	2件

- ・継続通知件数：17年度 4件（17年度分3件、16年度分

1 件)
 16年度 2件
 15年度 2件

(ウ) 暗号モジュールへの認定範囲拡大の検討開始
 技術委員会を1回開催し、検討を行った。

(2) C C R Aに関する国際会議への出席及び技術専門家の活用

17年9月にITセキュリティ評価・認証制度の相互承認であるC C R A国際会議（日本開催）に出席し、海外機関の制度運営状況を調査するとともに、評価技術及び制度の問題点等について情報交換を行った。この結果は、ITセキュリティ評価プログラムの信頼性向上のために活用した。

なお、17年度においては、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の専門家を必要とする案件がなかったため、活用していない。

(3) ITセキュリティ評価・認証プログラムの信頼性向上

(ア) 昨年度よりIPAに移管された認証プログラムの運営委員会及び評定委員会に委員として出席し、認証機関の運営及びIT製品の認証の評定を支援している。

(イ) 日々高度化する情報技術に対応するため、ITセキュリティ評価・認証プログラムに関連する機関の最新情報について調査を行った。

(4) 技術アドバイザー研修の実施

12月に2日間、IPAの技術アドバイザー8名について技術アドバイザー研修を実施し、本年度改正されたISO/IEC 17025の基本知識、審査チームとしての心得等を説明したほか、意見交換を行った。

依頼試験評価業務

(1) 容量分析用標準物質の依頼検査は、外観検査を16件（うち不合格2件）、品質検査14件（うち不合格2件）を実施した。認証書の発行申請は、24件（10,005枚）であった。

検査方法に係る規定の改正を行った。供給体制の変更について検討中であるため、依頼者への調査を行い、関係者との調整を行った。

基準物質設定に必要な均質性試験を行ったほか、昨年度の検討結果について日本化学会で発表を行った。

	外観検査	品質検査	認証書の発行
17年度	16件	14件	10,500枚
16年度	9件	8件	9,470枚
15年度	10件	15件	9,841枚

14年度	18件	13件	10,619枚
13年度	8件	6件	5,337枚

(2) 登山用ロープの依頼試験

5事業者から依頼があり、消費生活用製品安全法に規定する適合性検査に係る登山用ロープの試験を74件実施した。

	依頼検査実施件数
17年度	74件
16年度	63件
15年度	106件
14年度	49件
13年度	92件

(3) 中国向け輸出化粧品原料等品質証明確認業

経済産業省の定めた品質証明確認基準に基づく審査を行い、3月末までに122件の確認書を交付した。

減少した申請状況に応じ、充当人員の削減による業務実施体制等の合理化、効率化を図り、17年度も単年度ベースで黒字となった。

品質証明確認申請 : 127件 (16年度 135件)

確認申請原料数(延べ数)

・化粧品原料 : 111原料 (同 145原料)
 ・化粧品完成品 : 33原料 (同 74原料)
 合計 144原料 (同 219原料)

品質証明確認書交付 : 122件^注 (同 140件)

注: 確認書交付122件の内訳。

16年度に申請受理し、17年度に交付したものの1件と17年度に申請受理した127件の内、18年3月末までに交付したものの121件の合計数。

(4) 製品評価技術基盤機構認定制度(ASNITE)関係業務

ASNITEは、中小企業性が高く政策的取り組みの必要な分野、先端技術分野で民間同士の技術審査が困難な分野等、民間では十分対応できない認定分野を補完する認定制度であり、事業者が希望する認定ニーズに応えるため、JNLA及びJCSSの認定制度運営経験を活用し、国際的な認定手法により実施している。

(ア) A S N I T E 試験 (J N L A 以外の試験事業者の認定)
J N L A 制度の拡大に伴い、一時休止中

(イ) A S N I T E - N M I (国家計量標準研究所の認定)

産総研 N M I J 等では、 J C S S で供給される計量標準の国際的な信頼性を確保するため、国際度量衡委員会の相互承認協定 (C I P M - M R A) への署名を進めている。

M R A に署名するためには、国際比較に参加して良好な成績を収めるとともに、国際基準・指針に対応した品質システムを構築し、これらの基準への適合性を証明する必要がある。

N I T E は、N M I J 等からの認定申請に基づき、外国の技術専門家 (ピアレビューアー) と合同で技術審査、英語文書による審査等を実施し、国際基準・指針への適合性を確認し、次のとおり認定を行った。

- ・ 申請受付 :

17年度	9件
16年度	12件
15年度	8件
14年度	13件

- ・ 評定委員会開催 :

17年度	3回
16年度	6回
15年度	4回
14年度	3回

- ・ 認定件数 :

17年度	7件 (うち17年度申請分3件、16年度申請分4件)
16年度	12件
15年度	11件
14年度	6件

- ・ 60日を超える評定委員会での審議待ち件数 :

17年度	7件中0件
16年度	12件中0件
15年度	11件中0件
14年度	6件中0件

- ・ 認定申請から通知までの期間
17年度これまで処理した案件には、標準処理期間 (150日) を超えたものはない。また、認定申請から認定通知までの期間が1年を超えたもの

のものない。

(ウ) A S N I T E 校正 (J C S S 以外の校正事業者の認定)

J C S S 制度で対応できない計量器の校正事業者について審査・認定を実施した。17年度は、J C S S で供給されていない範囲での組立量 (流量) の認定をしたほか、J C S S で対応できない海外事業所 (中国) の時間の遠隔校正、韓国向け自動車輸出の環境規制に対応した車外騒音測定装置と排出ガス測定装置の校正の申請があり、A S N I T E の利便性が十分発揮されることとなった。

・申請受付： 17年度 4件 (電気、時間・周波数2件、自動車関係測定設備)
 16年度 2件 (流量、光)
 15年度 2件 (光、熱伝導率)
 14年度 0件

・認定委員会開催： 17年度 3回^注
 16年度 3回
 15年度 0回
 14年度 0回

注：効率的な運営のため J C S S と合同で認定委員会を開催。

・認定件数： 17年度 5件 (うち17年度申請分4件、16年度申請分1件)
 16年度 3件
 15年度 0件
 14年度 0件

・測定監査

17年度は、申請事業者に対して4件の測定監査 (自動車関係測定設備1件、時間2件、電気1件) を実施した。

・認定申請から通知までの期間等

60日を超える認定委員会での審議待ち、標準処理期間 (150日) を超えたものはない。認定申請から認定通知までの期間が1年を超えたものは1件 (流量) あったが、これは、申請事業者側の都合で審査を6ヶ月間中断し、是正までに時間を要したためである。(測定監査の結果が不満足。仲介器の不備も判明したため、スイスの参照校正機関における原因究明・修理が必要となったうえに、同機関の担当者が病気不在で対応できない期間が生じたため審査を中断。)

(I) A S N I T E 製品（製品認証機関の認定）

17年度は第一号の認定（ガス器具関係）を行った。

- ・申請受付： 17年度 0件
16年度 1件
- ・評定委員会：17年度 1回
- ・認定件数： 17年度 1件（平成16年度申請分）

(オ) A S N I T E 認定事業者の定期検査

A S N I T E 認定事業者の定期検査を次のとおり実施した。

(オ) - 1 A S N I T E - N M I の定期検査

- ・申込み受付： 17年度 7件
16年度 6件
15年度 5件
- ・継続通知件数：17年度 8件（17年度分5件、16年度分3件）
16年度 6件
15年度 2件

(オ) - 2 A S N I T E 校正の定期検査

- ・申込み受付： 17年度 3件
- ・継続通知件数：17年度 1件

(6) その他業務運営に関する計画

独立行政法人産業技術総合研究所との共同事業

中期目標に従い、独立行政法人産業技術総合研究所と共同事業契約を締結して役割分担を行い、同研究所との共同利用施設である「くらしと」I S センターにおいて、標準化関係業務を実施した。

- (ア) 生体親和性インプラント材料のテクノロジーアセスメント技術の開発（産総研との共同、企業、京都大学等との協力・連携）
- (イ) 金属系生体材料の切り欠き感受性評価方法の標準化（産総研との共同）
- (ウ) 視覚障害者誘導用ブロック等の視認性評価方法の標準化（同上）
- (エ) 高齢者・障害者配慮規格策定のための技術情報の標準化（同上）

試験等の評価結果の信頼性確保

生活・福祉技術センター大阪本部、北関東支所、北陸支所、中部支所及び九州支所の人間生活福祉分野5部署はJIS Q 17025への適合性を図るため、次のような新しい試みを順次行った。

- ・認定センター職員による監査を平成 17 年 8 月下旬から 9 月上旬に実施し、改善を要する事項が一部指摘されたが、改善処置が完了すれば自己適合宣言可能との評価を得た。
- ・この指摘を受け、5 つの試験実施部署において直ちに改善措置を講じて平成 17 年 10 月上旬に完了した。
- ・改善措置の評価について、厳正を期すために本品質システム最高運営責任者(生活・福祉技術センター所長)及び総括品質管理者(生活・福祉技術センター次長)が、試験実施部署の品質管理者等を招集し、品質管理会議を開催(平成 18 年 10 月 21 日～22 日)して措置状況を検証した。

以上の手順により、該当する試験業務について JIS Q 17025 に適合することが確認されたため、平成 17 年 11 月 15 日に自己適合宣言を行った。宣言文書は N I T E ホームページに掲載するなどして広報に努めた。また、本品質システムに定める内部監査を平成 17 年 11 月～12 月の間に試験実施部署に対して実施し、良好な結果を修めている。この内部監査結果は、平成 18 年 3 月 16 日～17 日開催のマネジメントレビュー(最高責任者会議)で報告し、承認された。

人材育成の推進

機構職員として基本的知識を習得するために新規採用職員研修(7名)を、業務遂行に必要な基本的な能力を身につけるために、機構業務の中心的役割を担っている 30 代主任に対して主任級研修(114名)を、マネジメント能力の向上のために新任課長に加え、次期管理職である 40 代専門官に対して管理職級研修(21名)をそれぞれ開催し、職階ごとに必要かつ基本的な能力の向上を図った。

特に、機構設立後、開催していなかった主任級研修においては、習得すべき基本的能力の種類別に 11 コースを設定し、数年間で全ての研修を受講できるよう、キャリアパスを考慮した長期的な研修カリキュラムに基づき、開催した。

また、共通的な研修として中上級レベルの英語研修(12名)を開催し、国際業務に資する職員の育成を図った。

これら研修の開催に際しては、各分野の技術的研修を含めた機構内の全研修が円滑、かつ、的確に開催できるよう、職員研修計画を策定するとともに、外部専門機関を積極的に活用することによって、昨年度以上の多数の職員に対し、効率的に受講できるよう努力した。

さらに、昨年度同様、OECD に職員 1 名を、今年度からスイスのバイオテクノロジー関係機関に職員 1 名をそれぞれ派遣するとともに、業務遂行に資する国内大学院の社会人課程の講座に職員 2 名を派遣した。

個々の職員が自律的、自発的に技術スキル、マネジメントスキルの一層の向上に取り組めるようにするため、キャリアパスの複線化(技術・マネジ)並びに求められるスキル及び技術・人材像を提示すべく検討を開始し、基本的な方向性について取り纏めた。

情報セキュリティの確保

最新の情報セキュリティに関する情報を入手できる体制を維持するとともに、N I T E - L A NシステムのすべてのP Cに迅速に資源配布できるよう専用サーバを導入し、システムの再構築を行った。また、N I T E全体の情報セキュリティ向上を図るため、コンサルタントを含めた総合的な情報セキュリティ管理サポート業務の役務契約を締結した。更に、個人情報保護を含む情報セキュリティの確保のため、一般職員向けとシステム取扱者向けに研修を行った。

人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

人事に関する計画については、国際基準整合及び行政ニーズ拡大に対する人員増を最小限とするため、支所組織等の機動的な組織改編により、可能な限り配置転換による人員を充てることによって総事業費に対する常勤職員の人件費が占める割合を削減した。

< 総事業費に占める人件費の割合の推移 >

	総事業費	人件費	割合
17年度	10,314 百万円	3,225 百万円	31%
16年度	10,839 百万円	3,255 百万円	30%
15年度	10,386 百万円	3,095 百万円	30%
14年度	9,940 百万円	3,166 百万円	32%
13年度	8,319 百万円	3,187 百万円	38%

また、企画立案機関との人事交流の一環として、18年3月末現在で経済産業省本省に15名、関係機関（新エネルギー・産業技術総合開発機構）へ1名出向しており、経済産業省から11名を受け入れている。

異動希望調書及び長期間での人事異動を可能とする長期キャリアパスへの希望聴取を全職員に対して実施し、さらに個別にヒアリングを行うことにより、職員の意欲向上と適材適所の配置を昨年に引き続き図っている。

・任期付研究員の任用

業務テーマ実施にあたり、より専門的な業務に対応するため任期付研究員（合計18名：招へい型1名、若手型17名）を活用し、業務実施を進めた。

・目標管理制度の推進と業績評価システムの改善

目標管理制度を基礎とした業績評価システムについては、16年度の業務実績を対象に、全職員へ導入した。

また、よりN I T Eにふさわしい制度の構築を目指して設置している業績評価検討ワーキンググループの提言をもとに、引き続き制度改善を検討し、N I T Eの業務遂行の実態に整合した業務グループ単位の評価を重視した制度へ移行する等、評価方法の見直しを行った。

その他、今後の更なる制度改善に向けた取り組みとして、全職員にアンケート調査を実施した。

c) 予算、収支計画及び資金計画

平成17年度決算関係書類を参照

- (1) 予算 決算報告書 (財務諸表添付書類)
- (2) 収支計画 損益計算書
- (3) 資金計画 キャッシュ・フロー計算書

d) その他

(1) 施設・設備

施設の概況

平成17年度末現在の当機構の施設概況は次のとおりである。

(a) 本所

土地 12,636.61 m²

本館(S R C - 6 他、延面積 10,506.79 m²)・別館(R C - 3 他、延面積 4,292.62 m²)

(東京都渋谷区西原 2 - 4 9 - 1 0)

生物遺伝資源センター棟 (R C - 3、延面積 6,980.37 m²)

生物遺伝資源解析施設棟 (R C - 2、延面積 3,523.68 m²)

(千葉県木更津市かずさ鎌足 2 - 5 - 8)

(b) 筑波技術センター くらしと J I S センター内

(茨城市つくば市並木 1 - 2)

(c) 北海道支所

札幌第一合同庁舎 221.86 m²

(札幌市北区北八条西 2 - 1 - 1)

(d) 東北支所

(土地 2,499.60 m²、建物 R C - 2 他、延面積 1,110.99 m²)

(仙台市宮城野区東仙台 4 - 5 - 1 8)

(e) 北関東支所

(土地 2,895.86 m²、建物 R C - 2 他 延面積 1,315.68 m²)

(群馬県桐生市堤町 3 - 7 - 4)

(f) 中部支所

名古屋合同庁舎第 2 号館 984.89 m²

(愛知県名古屋市中区三の丸 2 - 5 - 1)

中部経済産業局庁舎 682.16 m²

(g) 北陸支所

金沢駅西合同庁舎 1,028.56 m²

(石川県金沢市西念町 3 丁目 4 番 1 号)

(h) 近畿支所

大阪合同庁舎第 2 号館別館 3,315.72 m²

(大阪府中央区大手前 4 - 1 - 6 7)

(i) 中国支所

広島合同庁舎第3号館 131.40 m²
(広島市中区上八丁堀6-30)

(j)四国支所

高松第一生命ビルディング5F 108.55 m²
(香川県高松市寿町1-3-2)

(k)九州支所

(土地1,623.56 m²、建物RC-3他 延面積2,488.29 m²)
福岡県福岡市南区塩原2-1-28

施設の整備

製品等の事故原因究明のための評価用試験施設整備

2. 運営費交付金の交付の状況

運営費交付金として、7,682,338千円

3. 自己収入の確保の状況

(1)国からの受託収入として、167,570千円

(2)その他からの受託収入として、1,000,641千円

(3)講習関係収入として、683,725千円

(4)手数料収入等として、238,131千円

4. 借入金の状況

該当なし

5. 財政投融资資金の状況

該当なし

6. 国庫補助金等の交付の状況

施設整備費補助金として、183,958千円

. 子会社・関連会社の概況

該当なし